

平成28年 第4回定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成28年12月 8 日 開会

平成28年12月 9 日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成 28 年  
第 4 回定例会 横 瀬 町 議 会 会 議 録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

12月8日(木) ○開 会 ..... 5  
○開 議 ..... 5  
○町長あいさつ ..... 5  
○議事日程の報告 ..... 6  
○会議録署名議員の指名 ..... 7  
○会期の決定 ..... 7  
○諸般の報告 ..... 8  
○一般質問 ..... 12  
    4 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 12  
    3 番 阿左美 健 司 議員 ..... 20  
    2 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 29  
    8 番 大 野 伸 恵 議員 ..... 35  
    12 番 若 林 清 平 議員 ..... 48  
    5 番 浅 見 裕 彦 議員 ..... 56  
    1 番 向 井 芳 文 議員 ..... 67  
    7 番 内 藤 純 夫 議員 ..... 73  
○散 会 ..... 77



12月9日(金) ○開 議 ..... 81  
○議事日程の報告 ..... 81  
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 81  
    ・議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町官  
        民連携プラットフォーム審査会条例)  
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 104  
    ・議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町特  
        別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に  
        関する条例の一部を改正する条例)

○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
・議案第60号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
・議案第61号 横瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
・議案第62号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
・議案第63号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
・議案第64号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
・議案第65号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例	
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
・議案第66号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
・議案第67号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
・議案第68号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○陳情第3号の上程、説明、委員会付託	126
・陳情第3号 町道3009号線工事について	
○日程の追加	127
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
・発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書	
○閉会中の継続審査の申し出	129
○閉 会	130

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第66号

平成28年第4回横瀬町議会定例会を、平成28年12月8日横瀬町役場に招集する。

平成28年12月1日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

## 平成28年第4回横瀬町議会定例会 第1日

平成28年12月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 宮 原 みさ子 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

12 番 若 林 清 平 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

7 番 内 藤 純 夫 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	小泉源太郎	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長管理
守屋敦夫	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	町田文利	振興課長
横田稔	建設課長	島田公男	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	大野拓也	書記
------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしもいよいよ押し迫ってまいりました。本年度事業もおおむね順調に進んでいるところでありますが、ここで各事業の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきます。

まず、9月22日に「寺坂棚田彼岸花まつり」と同時開催いたしました「よこぜまつり」ですが、当日はあいにくの雨となり、圏域外からのお客様が少なく、ご来場のお客様は前年を大きく下回る約4,500人ほどでした。その中で武蔵野銀行様とまちづくり戦略連携協定に基づき開催された大宮アルディージャによるサッカー教室は活況で、ご好評いただきましたことは明るい材料となりました。

次に、10月2日に開催いたしました「町民体育祭」であります。こちらは天候に恵まれました。この体育祭の歴史は長く、昭和26年に開始されたという記録が残っております。悪天候等により中止となった年もありますが、住民の皆さんの活力、一体感が自慢の我が町を象徴する大切なイベントの一つであります。当日は約2,600名ほどの皆様にご参加をいただき、ことしも盛大に開催することができました。

10月28日から3日間、町民文化祭が開催されました。来場者数は昨年3,000人の大台を突破いたしました。ことしはさらに3,487人を数える盛況で、町民の皆様の文化活動が活発になってきていること、多くの方に参加意識を持っていただいていることをうれしく、頼もしく感じました。

また、11月には、立教大学観光学部の協力をいただき、2つのまちあるきイベントを開催しました。2回目の開催となった里山まるマルシェについては、前を上回る308名のお客様にご参加をいただきまし



た。

次に、「ふるさと納税寄附金」についてであります。11月末時点での納税寄附金は333万円となっており、前年度と比較すると、既に10倍を超える寄附金額となっております。引き続き横瀬町を応援して下さる方の拡大に努めてまいりたいと思います。

次に、横瀬町地方創生総合戦略の目玉事業の一つであります。国の地方創生加速化交付金を受けて準備を進めてまいりました横瀬町官民連携プラットフォーム事業、通称「よこらぼ」について触れさせていただきます。

この事業に当たっては、9月30日に町内外のお客様を旧芦ヶ久保小学校に招いてオープニングセレモニーを行い、多くの皆様にご参加をいただいたところであります。議員各位ににご出席をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

その後、さまざまなメディアでも取り上げていただきましたが、11月14日の県民の日には、上田知事のブログにも取り上げていただきました。一部引用いたしますと、「今、地方創生が注目を集めていますが、行政や地域住民だけで考えるのではなく、地域の外の人たちのアイデアや力をうまく活用し、チャレンジするという切り口は大変ユニークです。期待したいですね」と紹介していただきました。

「よこらぼ」については、10月にDropbox Japan株式会社、株式会社スペースマーケット、株式会社ガイックスの3者の事業が既に審査を通過し、採択が決定し、動き始めています。

続いて、11月には、青山学院大学の古橋教授が率いるNPO法人クライシスマップーズ・ジャパンからの提案のあった事業、具体的には、災害等におけるドローンを利用した支援活動や調査研究が審査を通過し、採択をされました。その後も町のためになるようなよい提案の申請準備の動き等も聞こえてきておりまして、非常に順調な滑り出しとなっております。まだ滑り出しで、なれないことも多く、とりわけ予定されている地域おこし協力隊の採用までは少ない人手でのタイトな練り回しになりますが、よこらぼ事業は官民連携の先進的な取り組みとして世の中で注目をされている事業であり、何よりも横瀬町の未来を開く重要な事業でありますので、引き続き職員と一丸となって努力してまいりたいと存じます。

以上、事業等の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業の執行には細心の注意を払い、効果的な行政運営に努める所存でありますので、議員各位には、事業実施が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。専決処分承認を求めることについて2件、条例の一部改正6件、補正予算3件でございます。

ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



#### ◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

5番 浅見 裕彦 議員

6番 新井 鼓次郎 議員

7番 内藤 純夫 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

---

◇

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、12番、若林清平議員。

〔若林清平議会運営委員長登壇〕

○若林清平議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月1日午後2時より、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に関根修委員、若林想一郎委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より、本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は本日12月8日から12月9日までの2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日8日、9日の2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

◇

◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、9月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成28年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成28年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、例月出納検査並びに定例監査等監査の結果についてご説明を申し上げます。

お手元に結果報告書類の写しを配付させていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果の報告について説明させていただきます。内容につきましては、平成28年9月21日、10月19日及び11月22日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしまして、平成28年度一般会計歳入歳出現金出納状況及び各特別会計における歳入歳出現金出納状況でございます。検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より、現金の出納状況を知るに必要な調書の提出をさせ、別に関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合、正確に処理されており、係数上の誤りは認められませんでした。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成28年10月31日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残金は3億803万8,520円であることを確認いたしました。

次に、定例監査の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、平成28年11月21日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び同条第7項の規定により報告したものでございます。本年度の定例監査等は、執行部につきましては、保育所、町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、学校給食調理場、横瀬中学校、建設課下水道事業について実施いたしました。補助団体につきましては、横瀬町社会福祉協議会及び果樹公園あしがくぼについて実施いたしました。加えて、これらの団体を所管する健康づくり課、振興課について、関係事項について監査を実施いたしました。

監査は、前回の平成26年10月以降から本年9月末日までを監査対象として、平成28年10月26日及び27日

の2日間実施いたしました。

検査方法は、提出された監査資料等をもとに財務に関する事務の執行状況が適正かつ効率的に行われているか、事務事業の執行管理が計画的かつ合理的に行われているか、下水道事業においては工事業務及び水質管理センターの管理運営が計画的かつ合理的に行われているかを主眼に置き、所属長及び関係職員に説明を求め、質疑応答を実施いたしました。

また、財政的援助団体及び出資団体に附属して実施した当該団体を所管する関係課には、補助金給付事務の執行状況、経営指導状況、指定管理協定状況などについて説明を求め、質疑応答を実施いたしました。

監査の概要でございますが、監査の対象といたしましては、施設等における財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理について監査を実施いたしました。指定様式により総括表の提出及び関係書類の提示を求め、課・所長の説明の後に、これらについての質疑応答を実施いたしました。

財政的補助団体及び出資団体監査につきましては、横瀬町社会福祉協議会及び果樹公園あしがくぼを対象に監査を実施したところでございます。

監査の結果概要でございますが、監査の対象となりました施設等における財務に関する事務の執行、事務事業の執行管理及び下水道事業における工事業務、水質管理センター管理運営状況につきましては、おおむね良好に執行されているものと認められました。

また、財政的援助団体及び出資団体における補助金給付事務の執行、経営指導、指導管理協定などについても、おおむね良好に執行されているものと認められました。

なお、本定例監査等の結果につきましては、地方自治法第199条第9号の規定に基づき、平成28年11月22日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告の説明を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長、8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 ただいま議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催日時は、平成28年11月28日午後2時より、横瀬町役場301会議室にて行いました。出席者は委員6名、執行部10名、事務局2名。会議録署名委員は、宮原みさ子委員、黒澤克久委員をお願いいたしました。

審査事件等でございますが、(1)、所管事務調査といたしまして、①、全国学力テストの町の結果について、②、横瀬町の文化財保護の現状と課題についてを実施いたしました。(2)として教育委員会の報告を受けました。(3)、その他でございます。

審査経過といたしましては、(1)、所管事務調査、①の全国学力テストの町の結果についてでございますが、教育長より、県・国学力調査の結果について数値と調査からの子供の実態について、また横瀬町の取り組みについての説明を受けました。

②、横瀬町の文化財保護の現状と課題についてでございますが、教育次長より、横瀬町の文化財保護の

現状と課題について説明を受けました。国指定2件、県指定5件、町の指定42件の文化財があり、無形民俗文化財の後継者育成については、ビデオなどにより、順調になっているなどの説明を受けました。

まとめといたしまして、当委員会としては、上記説明を受けたという形でまとめといたしました。

(2)、教育委員会報告についてでございますが、1として校長会・教頭会の主な指示・伝達事項、2として研修会等、3といたしまして小中学校児童生徒の現状、4としまして教育委員会の主な行事についての説明を受けました。

まとめといたしましては、当委員会としては、上記説明を受けたということでまとめといたしました。

(3)、その他について。執行部から12月定例会提出議案の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら説明を聞きおくことといたしました。

委員会終了後、町民会館、資料館の視察を実施いたしました。

以上、報告といたします。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長、9番、若林想一郎議員。

[若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇]

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会報告書。本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成28年11月28日午前10時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、執行部5名、事務局2名。

審査事件等。1、所管事務調査。(1)、(仮称)花咲山公園の進捗状況について。(2)、その他。

執行部を代表して富田町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を小泉初男委員、内藤純夫委員の両名をお願いをいたしました。

審査結果・まとめ。1、所管事務調査。(1)、(仮称)花咲山公園の進捗状況について、振興課長より資料に基づき説明を受けました。①、事業経過、全体計画、樹木の種類、遊歩道と植栽箇所、植栽横断図、事業等の説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめ。当委員会としては、(仮称)花咲山公園の進捗状況について、説明を受けたということでまとめといたしました。

(2)、その他について。執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

審査事件終了後、(仮称)花咲山公園の現地視察を実施し、担当者に説明をいただきました。出席者、委員5名、執行部2名、事務局2名が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 おはようございます。11月18日に行われました秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

場所、秩父クリーンセンター会議室。出席者、議員16名全員、管理者、副管理者、理事、関係職員でございます。

内容は、一般質問4名、議案全6議案全て承認・可決。それで、新火葬場の利用状況についての報告がありました。10月、120件、11月15日までで76件、故障・トラブル等議会までには報告はないということでございます。

なお、広域議会資料は控え室にありますので、ごらんください。内容細部につきましては、控え室等で質問していただければと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 総務文教厚生常任委員会の報告の件で1点ほどお願いします。

審査事件等（1）、①の全国学力テストの町の結果について詳細をお願いいたします。

○小泉初男議長 報告者の答弁をお願いいたします。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 ただいまの6番議員の質問についてお答えいたします。

学力調査の結果でございますが、一覧でいただいておりますので、事後、一覧表で皆様にお配りするよう今お願いしましたので、よろしくをお願いいたします。

○小泉初男議長 再質問、6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 資料をいただけるということで、ありがとうございます。

1点お願いします。委員会の中で、この学力テストにおける質疑がありましたら、お願いします。

○小泉初男議長 報告者の答弁をお願いします。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 ただいまの6番議員の質問にお答えいたします。

学力テストの傾向について、昨年度からの比較から見ると、大きく変化しているものが見られるが、どう捉えるかという質問がありました。答えといたしまして、教育長のほうから、テストへのなれとか、いろいろな問題があるということで、家庭の事情等いろいろな子がいる中で、粘り強く取り組んでいきたいという回答がございました。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

○6番 新井鼓次郎議員 結構です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 産業建設常任委員会の報告について質問します。

今、所管事務調査の中で、(1)、花咲山公園の進捗状況についてということでの事業説明を受けて、質疑応答を行いましたとあります。主な質疑応答について、こんな点がありましたということについての説明をお願いしたいと思います。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 ただいまの5番、浅見議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、進捗状況の上で、金の流れ、補助金の流れを開示してほしいという質問がありました。あるいは管理道、あるいは伐採の状態、それから住民参加をどういうふうに行っているか、これはボランティアをどのように集めて、どのように展開していくかと。あるいは花木の代金等はどうなっているかというような質問がございました。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



#### ◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は8名です。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 皆様、おはようございます。きょうは、傍聴に来ていただき、ありがとうございます。4番、公明党の宮原みさ子です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく分けて4点です。1点目は、給食費の助成金の補助についてお聞きします。昨年、

私の初めての一般質問を行った件ですが、申請内容の簡略化をしていただきました。ありがとうございます。現在、第2子以降の児童生徒に対しては、給食費の助成を行っておりますが、少子化の影響もあり、第2子以降の児童数が少なくなってきました。また、学年の開きもあり、第2子以降の助成を受けられない家庭もあります。前回も質問させていただきましたが、秩父市と同じような助成の方法で、小学校では、例えば全員に1人当たり1,000円、中学校では1,200円の助成をし、子供たち全員が公平に支給できるような仕組みができないか、お伺いいたします。

2点目として、町営図書館と小学校、中学校の図書館の整備に関して質問させていただきます。横瀬町では、町民の生涯学習の推進における社会教育事業の充実や幼児期の家庭教育の充実に資するため、図書館業務サービスの向上や図書館機能を活用した子育て支援に取り組んでいます。しかし、近年、子供たちを取り巻く社会環境は大きくさま変わりしました。特にテレビ、携帯電話、インターネット等情報メディアの急速な発達・普及は、子供たちの生活環境を急激に変化させ、さらなる活字離れを招いています。

このような中、社会全体で子供の読書活動を進めていくため、平成13年12月に子供の読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布施行され、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。埼玉県においては、平成16年3月に埼玉県子供読書活動推進計画を策定し、平成26年には5年間の方針をまとめた第3次計画が策定されました。

こうした状況を踏まえ、横瀬町においても「横瀬町子どもの読書活動推進計画」が策定されています。計画策定の趣旨の中に「全ての子供が、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進されなければならない」と規定されています。

そこで、以前にも質問いたしました、子供たちが、どのような本を読んでいるか、どんな本を読ませたらいいのか、専門的に指導できる学校図書館司書教諭補助員の配置を再度お伺いいたします。秩父市では、全学校に学校図書館司書教諭補助員を置いたところ、図書館利用者がふえたと聞きました。横瀬町としての取り組みをお伺いいたします。

次に、小学校、中学校の図書館にも町営図書館に設置されている書籍管理システムを導入して、町営図書館と小中学校がシステムによって連携することができれば、もっと充実してくるのではないのでしょうか。町の取り組みを伺います。現在は、子供たちが自由に読みたい本を借りて、読み終わったら自己責任で返却しています。町営図書館では、返却されない本はないとのことですが、しかし学校の図書館では、返却していない本があるようです。このような管理をしていくには、図書司書補助員を配置した上で、書籍管理システムの導入がいいのではないかと、お伺いいたします。

次に、現在ある学校の図書の中には、ページが破損している本や、色があせている古い本があります。子供たちが、このような本を手にとることはないと考えられます。そこで、このような本は新刊を購入するときに題名の同じものを買いかえることにしてはいかかがか、お伺いいたします。

横瀬町の全ての子供たちが、「本に出会い、本に親しみ、本と過ごす」ことができ、生涯を通じた読書習慣の確立により、健やかに成長し、成績向上にもつながり、心豊かな人生を送れるようご検討をお願いいたします。

大きい3点目は、コミュニティ・スクールの導入についてお伺いします。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんが、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協



働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのことで。平成16年の地方教育行政法の改定により、コミュニティ・スクールの概要が示されました。目的は、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かし、地域とともにある学校づくりを推進していくとあります。

子供たちの抱えるさまざまな問題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図っていくとあります。現在の学校は、学校長がクレームや要望等の処理や、さまざまな管理業務等を行っています。これからの学校は、コミュニティ・スクールを実施した場合、クレームや要望等は学校長と地域、保護者から選ばれた学校運営協議会で行い、さまざまな管理業務等も熟議した上で行われるようになります。

このコミュニティ・スクールを実施することで期待することは、1、小中学校の9年間の継続的な教育活動の推進のための地域・家庭のバックアップ。2、学校の地域・家庭とのさらなる円滑な接続。3、学校と地域・家庭の相互理解不足による誤解などの解消。4、子供たちの9年間を通した生徒指導的な見守りを地域とともに。5、子供たちの「守られている安心感」の醸成によるさらなる学力向上。6、地域との交流による、さらなる「社会性」の向上。7、小中連携を基盤とし、確かな学力と生きる力のさらなる向上などがあります。

今後少子化や核家族化が進行し、その中で新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた、学校と地域の連携・協働のあり方と今後の方策を考えていく必要があると思います。町としてのコミュニティ・スクールの導入についての取り組みをお伺いいたします。

4点目として、横瀬町福祉センターの活用についてお伺いします。現在の福祉センターの運用は、休館日が土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始となっています。老人福祉センターと保健センターを併設して行っています。月曜日から金曜日まで行っていますが、入浴の利用もでき、いろいろな角度での町民のサービスが行えるような運営もしています。今回、町民からの要望で土曜日、日曜日を開館し、町民会館のように月曜日を休館日として、もっと幅広く充実していくことができないか、町の取り組みをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了させていただきます。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、学校給食費の助成金の補助についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、4番、宮原議員の一般質問、質問事項1、学校給食の助成金の補助について回答させていただきます。

現在、小中学校へ児童生徒1人が通っている家庭が335世帯ございます。2人が通っている家庭139世帯、3人が24世帯、4人が5世帯ございます。そして、補助を受けている家庭は168世帯ございます。現在の助成金をやめまして、秩父市と同様に児童生徒一律に小学生1人当たり1,000円、中学生1,200円を月々助成することは可能かと思えます。

しかしながら、現状と比較いたしますと、小学生の給食費として試算しますと、1家庭当たり今月々

3,800円を支払っていただいておりますが、2人で通っている家庭につきましては月々5,600円の負担が、そして3人では月々8,400円の負担、そして4人では月々1万1,200円の負担となってしまいます。

これでは、家庭の負担が大きくなってしまいますので、町では、子育てをしている家庭の負担を軽減したいとしまして各種事業を進めております。小中学校へ通う家庭では、1人分は公平に給食費3,800円、小学生を挙げればですが、の給食費を支払っていただくということで、現状のとおりとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。現状どおり行うということですが、秩父市の場合と、あと長瀨町でも、やはり公平に全員に助成金を払っているということになります。今後の町の、やはり少子化を考えていきますと、子供さんの人数の世帯もありますけれども、その他大勢の、やはりお子様を持つ家庭にしてみれば、やはり今後このように取り組んでいく検討はされているのか、お伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現段階でございますと、このように現状でいかせていただきますが、今後本当に2人世帯、3人世帯以上の家庭が本当に少なくなってきました時点で、給食費については、また今後の状況を見まして、その時点で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町営図書館と小学校・中学校の図書館の整備についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、2の町営図書館と小学校・中学校の図書館の整備について回答させていただきます。

小学校では現在、低学年が年間130冊、中学年が100冊、高学年につきましては100ページ以上の本を20冊と目標を定めまして、年間読むように指導しております。そして、ほとんどの児童が、これを達成しているということでございます。そして、毎週月曜日の朝の自習時間には読書を実施しております。

また、学校図書館司書教諭が中心になりまして、年7回の横瀬お話し会の会によるお話し会の実施ですとか、小学生に読んでもらいたい本を課題図書として紹介したり、毎学期の読書月間を定め、取り組みの指導を実施しているということでございます。

中学生につきましても、図書室を年間1,350人が利用し、750冊を貸し出しているような状況で、中学校では毎週火、水、金の朝には朝読書を実施しております。そして、図書委員の選定によるお薦め本の図書だよりを作成して紹介するなど、中学校でも学校図書館の司書教諭のもとで生徒が自主的に読書活動に取り組んでおります。

このように余り数値では、他の市町村とは比べられませんが、町内の児童生徒は学校司書教諭の指導と図書ボランティアの協力により活発に読書活動は進んでいるということでございます。

また、町立図書館につきましても、両校へ積極的に推進活動を実施していますので、現在の体制をさらに推進させていけたらということを考えており、現在、学校図書司書補助員の配置につきましてもは考えておりません。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 申しわけありません。あと、書籍管理システムの導入でございますが、本の紛失というようなお話がございましたが、中学校に確認しましたら、3年間で2冊の未返却があったそうです。小学校では、もう少しあるようでございますが、児童生徒が図書委員として活躍しておりますので、システム導入については考えておりません。

そして、3の小学校の図書室の古くなった本の対応についてでございますが、平成21年に、昭和63年ごろまでに購入した老朽化した本につきましては廃棄をしております。それ以降、老朽化した本につきましては、小学校の第2校舎の2階に便宜的に第2図書室みたいに、空き教室がございますので、そこに置かまして、利用しているというような状況でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。何点かお伺いいたします。

この教諭司書さんは、毎日図書館のほうに通っているのか。いないようでしたら、週に何回、やはり私も子供さんに相談というか、意見を聞いたところ、やはり読みたい本もあるし、自分で探してくるし、でも面倒くさいという声も、やはりそこに司書教諭の補助員さんでもいていただければ、こういう本がいいのでないということも薦めていただけるし、1日いるというよりも、本当に午後の子供たちが来る時間帯とか、そういうものをつけてやっていただければと思います。

私も図書の推進ということで、きのう読売新聞に日本の語学力8位に低下という記事が出ておりました。これは経済協力開発機構というところが、72カ国・地域の15歳、計54万人を対象に2015年に実施した国際学習到達度調査の結果を公表したものでした。その中で読解力という項目がありまして、前回2014年は4位だったのが、今回は8位に下がったとありました。文部科学省は、読書量の減少などで長文に接する機会が減ったことが原因の可能性があると分析しています。国語教育専門の大学教授は、中高生の読書の機会をふやすための工夫が必要であると指摘もされております。

この小中学生のときから読書習慣を持つことは、とても大事なことでと考えられます。その点において

も、今は考えていないという、その補助員ですと、パートさんでも大丈夫ですし、秩父市の場合でしたら、本当にパートの方が1日に2時間とかぐらいでやっております。予算の都合もあるとは思いますが、やはり学力向上も考えていかななくてはいけないところなので、そういうことを考えて、もう一度町の取り組みを伺いたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、小学校につきましては、指導教員、いわゆる担任を持っていたり、校長、管理職も含めまして、実際児童にかかわるといふ教員が24名おります。そして、その中に8人の司書教諭の資格を持った教員が配置されております。これは地域的にも大変高いと思います。中学校におきましては、国語の担当が2人お持ちして、この2人は司書教諭の免許を持っております。この司書教諭等をまたいろいろな面で活用させていただくことが、まずは第一だと思います。

小学校のほうでも、図書委員とか、中学校は図書委員会等ございます。子供たちを動かすのも、これは大事なことだと思っています。そういう中で、小学校は担任が司書教諭の資格を持っていますので、その担任が本を薦める、また授業の中でも薦めていく。また、中学校については、図書委員会がそれを充実させていくと。やはりそれがまず学校においては、そういう子供たちを動かして、そういうことが大事なのかなと考えております。そういう面を含めまして、今、小学校でも一定の時間には貸し出しの時間を設けておりますし、担任から薦める、ご案内のように、申しあげました司書教諭を中心にして動きがあります。そういうことを、まず活用できるものをどんどんして行って、それがまずは大事なのかなと思っていますので、またその点で問題点が出ましたら、次の段階を考えていきたいと思っています。現在では、さらにそれを充実するというので、ご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。去年、私、図書ボランティアをさせていただいたのですけれども、その図書ボランティアの方は、多分こういう資格を持っている方はいないかと思いますが、本の修理とか、整理とかをやっていますけれども、そういう方をお願いするということはどうでしょうか、お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ただいま申し上げたのは、司書教諭等が、まずは第一義的にやって、当然司書教諭もそればかりやっているわけにはいきませんので、先ほどもちょっと答弁の中で出たかと思うのですが、図書ボランティアさんにご活躍いただくように、現在もしていますので、さらにご活躍いただくようなシステムにしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、コミュニティ・スクールの導入についてに対する答弁を求めます。  
教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 3の(1)についてお答えを申し上げます。

コミュニティ・スクールは、制度として「学校運営協議会」を設置し、学校、家庭、地域の協働体制により、「地域とともにある学校」の実現を目指すものと認識をしております。

国は平成27年12月の中央教育審議会の答申を受け、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであるとの方針を示しました。埼玉県教育委員会でも設置推進の姿勢を示しているところでございます。

横瀬町は現在、学校評議員制度や学校応援団による、保護者や地域の皆さんのご指導・ご協力をいただきながら教育活動の充実を図っているところでございます。今後も、この連携を組織的、継続的な協働体制として教育活動を充実していく必要があると思っております。

コミュニティ・スクールが目指す「地域とともにある学校」は、それぞれの地域の実情に合ったあり方もあると思います。現在の横瀬町における学校評議員制度や学校応援団の活動を踏まえながら、横瀬町版コミュニティ・スクールを研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。学校でのいじめ問題とか、登校拒否の方とかも、今回伺いましたけれども、学校応援団だけでは、いろいろな細かい解決までできないと思いますので、その点も踏まえて、この学校運営協議会を伴うコミュニティ・スクール導入の町長のお考えも伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答え申し上げます。

私の考えは、今、教育長がお話になった考えと同じです。コミュニティ・スクールの理念は素晴らしいと思います。理解をしています。地域とともにある学校をつくっていく、そして地域みんなで学校課題を解決していくという姿勢はとても大事です。あとは、地域に合わせた形、何が一番いいのかということだと思います。コミュニティ・スクールを導入されているところ、久喜市の例も私勉強させていただいたのですが、やはり複数の学校を束ねるということと、あと小中一貫した体制、小中一貫で、地域でフォローしていく体制をつくるというところに主眼が置かれているように感じました。

幸い横瀬町は、基礎部分は比較的できていて、小学校1つ、中学校1つ、基本的には持ち上がりの子供たちがいて、今、強力な学校応援団がいていただいている、地域で見守る体制も、ほかの地域よりもベースはかなりできているのではないかなというふうに思います。そういう中で、この地域と学校の一体感を

どうやって出していくのだというところは、今までの課題を踏まえつつ、横瀬の地域性も考慮しつつ、さらにいいものを模索していきたいなというふうに考えています。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○小泉初男議長 ないようですので、質問3を終了いたします。

次に、質問4、横瀬町福祉センターの活用についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 4番、宮原議員の一般質問の4、横瀬町福祉センターの活用について答弁いたします。

ご質問は、総合福祉センターを町民会館と同様に月曜日休館とし、幅広く利用できないかというものでございますが、現在の総合福祉センターの休館日は、議員のご質問にもありましたように土曜、日曜、祝日及び年末年始となっております。条例によって定められているものでございます。

1階部分の老人福祉センターと2階部分の保健センターから成る複合施設でございまして、昭和61年4月に開館をいたしました。2階の保健センターは保健サービスを行う拠点であります。1階の老人福祉センターは、高齢者の皆さん方の親睦の場で、楽しく語り合いながら、健康増進を図るための施設であります。

現在の利用時間は、午前9時から午後4時までとなっております。開館当初は月曜休館でスタートしておりました。その後、利用状況調査の結果等ございまして、土曜、日曜の利用者が少ないという経緯から、土曜休館となりました。その後、平成19年度に町の行財政改革によりまして、土曜、日曜を休館とする改正が行われました。また、平成19年10月から、総合福祉センターの指定管理者を町の社会福祉協議会と定め、社協に委託をいたしました。現在、指定管理をしております、社会福祉協議会の職員は4名でございます。

開館日をふやすには、現状の職員数では難しい状況にございます。社会福祉協議会への年間の委託料、今年度は1,472万円となっております。開館日をふやすことは、財政的にも難しい状況ではないかと思われます。行財政改革の一環で閉館日を決定しておりますので、現状では職員体制、財政状況、保健センターの管理体制等の問題から、開館日をふやすことは難しいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。私からは、この利用者をふやす取り組みは、社協さんの中で行っているか、お伺いいたします。私もこの間、横瀬町とほかの市町を比べるのはいかなものかとは思いますが、先日、小鹿野町の保健センターのほうへ伺わせていただきました。病院と併設されているということもありますけれども、本当に保健センターの中が活発で、やはりいろいろな展示物も職員さんが工夫を重ねて、横瀬町の人口がどのぐらいの高齢者の分布になっているとか、本当に現在の人口の動向とか、そんなことまでも詳しく展示されておりました。せっかくいい福祉センターがあります

ので、もっともっと活用、それとあとはやはり横瀬文化祭とともに、保健まつり、健康まつりも町民会館のほうで行われるようになりましたけれども、以前は福祉センターで行われていたと聞きます。それなので、福祉センターの、もう少し意義をちゃんと踏まえた上で、もっと福祉センターの活用をしていただける取り組みを今後どのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

利用者をふやす努力という部分でございますけれども、現在指定管理者であります、社会福祉協議会は社会福祉事業をいろいろ行っております。そういった中でも利用者が同じような方という部分も社協さんとしても気づいておまして、どのような形で利用者をふやしたいということは考えていらっしゃるし、私ども健康づくり課としても、そのような考えを持っております。お話のように小鹿野町さんですと、そういった展示物、そういったものの工夫によりまして、利用者がふえているというようなことも見習いまして、今後会館の運営等につきましては、努力をいたしたいと思っております。

それから、健康まつりにつきましては、確かに以前、総合福祉センターで行ってございましたが、よこぜまつりと一体化することによりまして、事業を効率よく集中的に行う部分ということで、実施をしている部分ではございますが、福祉センターのPRというふうなことも含めまして、健康まつりの運営につきましては、今後検討をさせていただきたいなと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○小泉初男議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

---

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆さん、おはようございます。3番、阿左美健司です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回の質問は大きく3つです。まず1つ目は、横瀬小学校第2校舎、横瀬中学校B棟の建てかえについてです。10月31日の横瀬小学校だよりで、設楽校長先生が読書の秋にちなんで、司馬遼太郎さんが小学生に向けて著した「21世紀に生きる君たちへ」を紹介されていました。私も司馬遼太郎さんが好きで、著作は大体読んだつもりでいたのですが、この「21世紀に生きる君たちへ」を知らなかったのが、今回買って読んでみました。

その中で、司馬遼太郎さんは、「私を持っていなくて、君たちだけが持っている大きなものがある。未来というものである。私の人生は、すでに持ち時間が少ない。たとえば、21世紀というものを見ることができないにちがいない。君たちは、ちがう。21世紀をたっぷり見ることができるばかりか、その輝かしい担い手でもある」とありました。

そこで、21世紀の輝かしい担い手である横瀬町の小学生、中学生が学びやとする校舎の建てかえについてですが、1つは現在の進捗状況、もう一つは建てかえについて、どういうところに重きを置いて進めていくのか、お聞かせください。

2つ目ですが、芝生化された町民グラウンドについてです。芝生化され、間もなく2年がたちます。

そこで、1つ目として、現在の利用団体や利用頻度などの利用状況を、もう一つは将来に向けての中期的、長期的なメンテナンスの計画、またそのメンテナンスにかかわる費用などをどう負担するのかをお聞かせください。

続いて、3つ目です。平成29年度の新規職員の採用についてですが、10月25日付で新規採用予定者が2名ということで決まりました。

そこで、応募状況、1次試験の平均点など、わかる範囲で教えてください。それと、平成28年度は12名の大量採用だったわけですが、昨年とことして採用に当たりまして変わったところなど違いをお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、小学校第2校舎、中学校B棟の建てかえについてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、阿左美健司議員の一般質問の質問事項1、横瀬小学校第2校舎、中学校B棟の建てかえについての答弁させていただきます。

横瀬小学校第2校舎につきましては、今年度、建物耐力度調査を業務委託いたします。ただいま建設課のほうに執行委任しており、それで進めてまいっております。

また、中学校のB棟につきましては、平成29年度に建物耐力度調査をする予定でございます。建物耐力度調査と申し上げますのは、耐える力と書いた耐力度でございます。建物の構造耐力とコンクリート等の経年による耐力の低下などを総合的に調査し、建物の老朽化の度合いを評価するものでございます。第2校舎につきましては、耐震補強工事を済ませてございまして、建物の構造耐力の点につきましては、耐力



度が高いかと予想されます。

この調査の結果が、文部科学省の校舎建てかえの補助事業の採択要件とされております。この結果、耐力度が高いと判断された場合には建てかえをせずに、多大なコストをかけず、木質化等に改修することができます。

そして、建てかえについて注力する点でございますが、木造もしくは木質化の検討、そして設計等、子供が使いやすい施設にするために利用者の声や皆様のご意見を伺いながら進めていきたいという点でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 耐力度調査をしていることで、済みません。ちょっと私も勘違いしていましたけれども、では建てかえありきではないということによろしいわけですね。

〔何事か言う人あり〕

○3番 阿左美健司議員 わかりました。では、私もいろいろ考えていまして、児童数とか、生徒数が減少する中で、今も地域の皆さんがという話はありませんけれども、教室という目的以外にも横小の体育館のように住民の皆さんが利用できるようにする考えがあるのかということが、まず1つ。

それと、木質化の今話が出ましたので、去年も9月議会で多分話になったかと思うのですが、横瀬産の木材などの利用ということを考えると、平成30年度ですから、耐力度調査もわかるのですが、そろそろ準備をしないと、木材に関しては間に合わないのではないかなという気もいたします。

それと、3点目、過去にも先輩の議員の皆さんが、いろいろなことの町の仕事に対して、業者の選定に当たって地元業者でできることはということがありましたので、この横瀬小学校、中学校の建てかえ、もしくは工事に関して地元業者でできることは地元でやるという考えがあるのかということ。

それと、もう一つ、注力するところということで、やはり学校なので、第一の目的は学力の向上だと私は考えております。先ほどの総務文教厚生常任委員会のほうの報告にもありましたけれども、全国学力調査の結果があると思います。私自身、ここ最近の結果を見ていますと、余りいいものではないというふうに思っていて、非常に心配しているところです。

子供たちが落ちついて勉強ができ、先生方もじっくりと子供たちと接することができ、文字どおり共有ですから、教え諭すことができる環境のためには、箱としての校舎の役割は大きいと思います。横瀬町には武甲山があり、また秩父銘仙のもとになった秩父絹の発祥の地でもあります。そういった歴史や文化など、誇りなどが感じられる校舎にしてもらいたいということがありまして、またそういった校舎を含めた教育環境の向上は人口対策にも有効だと考えます。横瀬にはいい学校がある、いい学校だという評価なり、評判が広がれば、自然と流入の人口もふえるのではないかなというふうに考えております。

そこで、そういった意味で、今も答弁の中で、地域の皆さんととか、そういったニュアンスがありましたので、子供や先生方、保護者の皆さんに、校舎のプランを、こんな感じになりますというプランを提示していただいて、その中から意見をいただくとか、選んでいただくとか、そんなような考えで、校舎の建てかえに住民のかかわる部分をふやしていただきたいと思いますと思っておりますが、以上4点、いかがでしょうか

か。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

住民の方も利用できるようなというお話と、あと地元の木材をとということと、あとまた地元業者さんにつきましても、一緒になってつくるといようなことと、あと学力向上を図るためにも、誇りのあるような、いい校舎を建てるというようなことで、使っている子供たち、そして先生とか、あと皆さんの意見をということで、皆さんの話を回収して進めていくというような予定があるかというご質問かと思えます。現時点では、これを全てすぐにできませんが、一つずつ、時期時期で、本当に皆様のご意見、ご要望等を伺いながら、そしてできる範囲というものはございますが、なるべくご要望にお応えしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 どうもありがとうございました。今後そういうふうに進んでいければありがたいと思っております。

それと、学力向上についてなのですけども、ちょっと済みません。通告にはなかったのですが、お答えいただかなくても結構なのですが、11月と12月の広報に補習支援ボランティアの募集が出ていましたので、ちょっとその辺もしよろしければ説明、目的というか、どのようなことを見込んでいるか、教えていただければありがたいですけども、通告になかったので、済みません。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ただいまご質問いただいたわけですが、先ほど申し上げました学校応援団の延長上と考えさせていただいております。そういう中で、学習ボランティアというご協力をいただいて、子供たちの希望者、あるいは中学校に限りましては3年生、ご案内のように、私が絶えず思っているのは、学問に王道なしと思っていますので、やはり勉強しない子は、なかなか難しいと。その、そういう機会をふやすためには、また教員以外の方が入っていただく、地域に入っていただく、大事なことだと思っていますので、そういう意味で進めさせていただこうと思っています。

これは目的は、もちろん子供たちの学力向上、やはり教え合い、学び合いという、そういうものをつくることによって、次につながっていくのかなと。また、学んだ子たちが、今度は僕たちが、私たちが下にそういうことをしようではないかと。そういうシステムができれば、さらにいいかなという期待も持っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町民グラウンドの人工芝グラウンドについてに対する答弁を求めます。  
教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○**島田公男教育次長** それでは、質問事項2、町民グラウンドの人工芝グラウンドについてお答えさせていただきます。

現在の利用団体、利用頻度などの利用状況についてでございますが、今年度利用した団体は25団体ございます。そして、人工芝を敷設する前の平成26年度の下のグラウンドの利用者は、おおむね1万2,800名でございます。そして、人工芝を利用開始した昨年度、平成27年度につきましては、おおむね2万4,100名のご利用がございました。ほぼ倍増してございます。

また、平成27年度から夜間利用をいたしました。利用日数が164日、利用者数は延べで7,500名ほどとなっております。夜間利用に限りましても、ほぼ2日に1度、利用されている、おかげさまでそんな状況でございます。

そして、将来に向かってのメンテナンス計画、その費用負担についてということでございますが、人工芝のメンテナンスにつきましては、その必要性を認識しており、具体的には人工芝のメンテナンス用のブラシつきのスポーツトラクターというのがございますが、そういうのを検討しております。財政担当とも協議をしまして、進めていきたいと考えております。また、メンテナンスにかかる費用負担については、今のところ考えてございません。

以上でございます。

○**小泉初男議長** 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○**3番 阿左美健司議員** ありがとうございます。皆さん多く利用いただいて、私も健康増進のためにいいことだなというふうに思います。利用団体が約25団体あるということで、その利用団体同士での、例えば競合した場合、使いたい場合が重なってしまった場合、どうするのかとか、あと不公平なことがないとか、その辺がまず一つ。

今、ブラシつきトラクターということがありましたけれども、確かに維持管理にはコストがかかることだと思いますので、そういった団体なんかの利用料の減免規定などもあるかと思えますけれども、その辺の減免規定の減額に適用したほうがいいのかとか、その辺も考えたほうがいいのかないかなというふうにも思います。

それとあと、余りにもメンテナンスがかかるようですと、例えば利用料なり、照明代なども若干は値上げも考えたほうがいいのかないかなと思います。それと、夜間照明、今約2日に1回、7,500人ということだと、済みません。1日当たりの電気代は幾らぐらいなのでしょう、わかれば教えてください。

以上、お願いします。

○**小泉初男議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○**島田公男教育次長** 再質問にお答えさせていただきます。

利用団体が競合する場合ということでございます。毎月月初めに利用したい方が、3カ月前にいらっしゃいますが、そのときに8時半から受け付けしております。そして、それまでに来ていただいた方で競合している場合は、その方同士でご相談していただいているというようなことでございます。あと、その後来られて入ってしまっている場合につきましては、ちょっと基本的には、そのままということになります。

あと、メンテナンスの関係でございますが、メンテナンスをやっていきまして、本当にある程度利用者の自己負担ということもございまして、現在は今のところ考えておりませんが、その後経費的にかさむことが、発生するようなことがございましたら、そのときにまたちょっと利用者負担の関係をちょっと考えてみたいと思っております。

そしてあと、1日利用料2,000円です。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。では、ブラシつきトラクターを購入して、日々のメンテナンスをするということなのですが、将来的に張りかえとか発生した場合は、将来どうするのかということが、ちょっと気になるのですけれども、西武ドームなどは、たしか7年ぐらいで張りかえるという、西武ドームと比較するのはどうかと私も思うのですけれども、そうしたときに今後の張りかえが発生したときどうするのかということと、そのメンテナンスをする場合に施工業者の生涯スポーツ建設がするのか、また新たにほかの業者を募ってやるのかとか、あとそういった大きいことではなくて、例えば日々の小さいことですね、日ごろのごみ拾いとか、その辺で、例えば利用する皆さんにごみ拾いデーではないのですけれども、横中体育館の掃除みたいな感じでやってみたらどうかということを考えました。

なぜかといいますと、たしかグラウンド内は禁煙のはずなのですが、たばこを吸っていらっしゃる方が散見されるという意見も聞きますので、その辺で利用していただく皆さんにも美化のことですとか、メンテナンスのことも考えていただければと思いますので、そういったごみ拾いのこととかをお勧めしたらどうかと思いますので、その辺お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

人工芝につきましては、耐用年数7年から10年と言われております。これにつきましては、人工芝の損耗度というのですか、損傷度というか、それを確認しながら、またそのときになりましたら、何かいい補助金でもございましたら、利用させていただくとか、いろいろ検討したいと思っております。

あと、ごみ拾いとか、今、横瀬中学校の体育館ですとか、あとスポーツ交流館の体育館につきましては、毎年12月23日に利用団体の方で掃除をしていただいております。そんな関係でグラウンドにもというお話がございました。グラウンドにつきましても、もう既にある程度、幾つかの団体につきましては、自主的に清掃をしていただいている団体もございまして、さらに、今回そういうお話もございまして、一応また持ち帰りまして、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、平成29年度の新規職員採用についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項の3について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の(1)についてでございますが、平成29年度採用に係る横瀬町職員採用試験の応募者は、一般事務A・14名、一般事務B・2名の計16名でございました。一般事務Bは、受験要件に介護支援専門員の資格を有するものでございます。なお、試験当日に一般事務Aにおいて1名の欠席者があり、1次試験の受験者数は合わせて15名でございました。

1次試験につきましては、教養・職務基礎力試験及び職場・職務適応性検査を行い、その採点結果、検査結果及び試験申込書記載事項等を総合的に判断し、一般事務Aについては5名、一般事務Bについては2名を合格者といたしました。

2次試験についてでございますが、一般事務Aの1次試験合格者に1名の辞退者がありましたので、一般事務Aは4名、一般事務Bは2名に対し、作文試験及び面接試験を行い、その結果並びに教養・職務基礎力試験及び職場・職務適応力検査の結果も含め、横瀬町にとって有用な人材かどうか等、さらに総合的な判断を行い、一般事務Aについては1名、一般事務Bについては1名を合格者といたしました。

なお、教養・職務基礎力試験及び職場・職務適応性検査は、埼玉県町村会に委託し、統一試験・検査を行いました。

公表はしていないことをお断りした上で、教養・職務基礎力試験の全国平均を述べさせていただきますが、教養試験、高卒程度でございますが、は2時間40問中正答26.70問とのことでございます。

次に、要旨明細(2)についてでございますが、平成28年度の新採用職員は12名でございました。当該年度の職員採用に当たっては、前年度の定年退職者7名、任期つき職員退職者2名及び任期つき短時間勤務職員の退職に伴い、役場業務継続に必要な職員補充を行ったものでございます。

また、平成29年度でございますが、平成28年度の定年退職者3名及び任期つき短時間勤務職員の退職に伴う補充として2名を採用名簿に登録しているところでございます。役場職員の採用は、当該年度における組織・機構改革・他機関への職員派遣、退職者の状況等を勘案して補充人員を見込み、横瀬町にとって有用な人材かどうか等を総合的に判断して採用しているもので、各年度において採用数に差異が生じていることをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 答弁ありがとうございます。ということは、去年の応募が83人で、ことしが16人ということで、減ったということですね。それと、教養・職務基礎力試験の平均点も、これは全国ですけれども、去年が24.96点からことしは26.70点ですか、こちらはちょっと上がったようなところで、ありがとうございます。

済みません。では、ことしの2名というのは納得がいくのですけれども、去年とことし、12人と2人と

いうことで、2年で14人、そうしますと、迎え入れる役場側の人たち、教育体制ですとか、受け入れ態勢も平均化したほうがいいかなと思っていて、今の課長の答弁で、今後は職員補充等を考えながらということで、そういう大きなことはないかと思うのですけれども、実は去年12人ということで、町外の人から結構「横瀬は12人も採ったのだから、金あるね」というような感じで、ちょっと皮肉っぽく言われることがありまして、確かにバブルのときなんかは、公務員のほうが給料が安かったりとか、低かったりということがあったかもしれませんが、今現在、秩父の民間の給与水準は低くて、30代、40代の子育てしている世帯の世帯収入で400万円を超えるという、プチセレブと言われていたそうです。

役場の皆さんの給与が、一人一人、個人個人は私わかりませんが、12月の広報に出ていた給与費でいきますと、1人約495万円と出ています。職員の皆さんの相当多数は、恐らくプチセレブ以上の世帯ではないのかなって思っております、確かに新規職員の皆さんは、まだそこまでいっていないかと思うのですけれども、将来的には相当程度の高い確率で到達するのではないかなというふうに思っています。秩父での、そういう将来の高給取りの採用なのですから、今後はもうちょっと慎重に、計画的にしていればというふうに思っております。

そこで、今までも町長には、議会の答弁で、「将来に向けては人員の削減に向けて不断の努力を継続する」というふうに答弁をいただいておりますので、安心しているところではあるのですが、同じく12月の広報に出ている定員適正化計画の中で、平成31年度の数値目標が今よりも4人多い95人となっております。そこで、将来的に、ちょっと何度も聞いて申しわけないのですけれども、どれぐらいの人数が適正かということと、あと去年もお聞きしましたけれども、町長が去年、個人個人の業務量の適正化のために職員の皆さんと面談しているということでしたが、現在も続けているのでしょうか。12人採用して一人一人の負担を減らしたはずの職員の皆さんに優しいであろう町長、ご答弁をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 幾つかありましたので、順にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、昨年の12人に関してなのですが、これは12人純増ではありません。欠員補充です。7名プラス2名と、それから任期つき短時間がありまして、頭数は基本的にはほとんど変わっていないと思います。完全というところであれなので、ほとんど頭数は変わっていません。したがって、正職員がやるべき仕事を正職員ではなくて任期つき短時間等の方が担っていたところを正職員にしたという趣旨であります。

年齢差の問題なのですが、当然できれば、年間ならして、毎年ならしていったほうが、それはいいのかなという気もするのですが、では昨年の12人がどうだったかということ、まず採らざるを得ない状況があったということ、採ってどうだったかということ、私はかなり成功したと思っています。それはなぜかというと、まず母集団が確保できたということです。これまで横瀬の職員募集で八十数名応募があったというのは多分余りなかったと思うのですが、八十数名のいい母集団が確保できて、その中から選んだ12名を採用できたということ、そしてポイントは、今、中途採用をかなり採ります。例えば新卒のある学年12人というのはあり得ません。例えば高校を卒業してすぐと、大学を卒業してすぐの学年だけ12人というのはあり得ないのですが、今はばらけて採用することができます。

それと、最近の雇用形態として、民間企業で一生懸命働くというライフスタイルも少しずつ少なくなってきていて、20代後半で一定のキャリアを積んだ人間がUターンで帰ってくるのか、Iターンで地方で活躍したいという人たちがいるわけです。去年の12人採用して思ったのですけれども、そういう人たちの受け皿になって、やる気のあるいい年齢層、やる気があって、かつバックグラウンドがさまざま、年齢層も適度に散らばった人材が採れたというのが去年の採用だったかというふうに思っています。

あと、もう一つは、まとまって採用するメリットもありまして、それは一度に教育ができるということなのです。一度に教育できますから、その中で連帯感をつくりやすいですし、役場の中での組織的なチームワークとかということも核になって担ってもらえるようになるということはあるかと思います。むしろ、2人採用とか、1人採用の人たちをどうやって束ねてチームアップしていくかということのほうが難しいなというふうに思っています。

今、昨年採用した12人は、それぞれの持ち場で大変高いモチベーションで働いてくれています。当然個人差はありますが、各職場の皆に話を聞いても、非常にいいと言ってもらっています。それと、年齢層、バックグラウンドも違うので、戦力化する時間も違います。ということですので、去年の12人の採用に関しては、かなりいい形で今できているなというふうに理解をしています。これが一つです。

それと、職員との面談は今も続けています。ことしの上期に上期バージョンをやりまして、下期に下期バージョンをやります。年に2回ずつ続けていくことを今は想定しています。

それと、定員適正化計画に関してなのですが、これは私も来て、まだ2年弱です。今、業務量と人員ということでいくと、若干きついていると思います。かなり特定の部署や人に負担がいつています。そこを今ぎりぎりやってもらっているという状況で、例えば女性で出産があるから休業されるというような場合には、そこの人繰りに苦労したりですとか、ということは現在も生じています。なので、ちょっときついつかなというふうには思っているのですが、しかしながら将来の、この町の規模、人口推移等を考えますと、これは減らしていかなざるを得ないと思っています。したがって、どこかの部分を合理化して減らしていく、あるいはサービスを合理化していく、場合によってはやめることもあるかもしれないということをつくっていかないといけないと思っています。平成31年の95人は、まだ置き数字だと思っていただいていたと思います。恐らくそういうふうには、私はならないのではないかなと思っています。

それとあとは、適正がどこかが大事です。少な過ぎてもいけない、多過ぎてもいけないのです。多過ぎるのはだめですよ。少な過ぎるのもだめなのです。他町村と比べると、決して今の状況は、人が余っているという状況にはありません。かなり少ない人数で効率的に回している役場にはなっていると思います。むしろ、過度な負担のところですよ、負担がちょっと大きくて、大変な人がいるなというところが、私はむしろ今心配です。

とりあえず私の答弁は以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 済みません。私のほうから、町長の答弁の中で、全体の職員というか、人数のところで触れていたところがあったのですが、そこについて補足をさせていただきます。

平成28年度末には退職者が7名、それで任期つき職員が2名、さらに任期つき短時間職員が10名、計19名

退職という状況の中で、平成28年については12人の職員の採用と、あとは再任用職員が4名、役場に勤務しているのが4名ということで、町長は全体の頭数については、余り変わらないということをおっしゃったのですが、数としては99から96ということで、減っているということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 99から96に減ったということなのですが、それでは広報に出ている、平成27年4月1日の職員数は88人、平成28年4月、ことしの4月ですね、が91人、3人増ですが、純増ではないにしろ、これはちょっと間違っているということですか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 広報に掲載している数字につきましては、職員適正化計画の中の数字なのですが、これにつきましては常勤職員の数字を載せております。今、私が申し上げたのは、任期つき短時間職員とか、再任用の短時間職員の数も含めた頭数の数字を申し上げましたので、その数と広報に載っている数については、そこには差異があるということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ただいま一般質問中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

---

○小泉初男議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

日本中が高齢者社会を迎えようとしております。埼玉県の中では秩父地域が高齢者を多く抱えておりま



す。国勢調査によると、65歳以上の高齢者は26.3%、横瀬町の4人に1人が高齢者です。そのことを踏まえ、お伺いいたします。

質問1、高齢者サービスについて。担当課の窓口対応について、敬老会の状況についてです。

2点目が、横瀬町では平成28年度より子育て支援課が新たに設置されました。よその市町村に比べて子育て世代への取り組みが進んでいるとは思いますが、さらなる向上のためにお伺いいたします。

産後ケアについて。現在の状況、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、大きく分けて2点となります。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、高齢者向けサービスについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 2番、黒澤議員の一般質問、質問事項の1、高齢者向けサービスについて、初めに要旨明細の1、担当課の窓口対応について答弁をいたします。

健康づくり課では高齢者、障害者福祉、介護保険事業を所掌しております。その対象となる方々のサービス等について、ご相談や申請などを窓口でお受けする、そのような対応をしております。ご指摘のように、町では高齢者が多いわけでありまして、窓口で立ったままでは負担がかかりますので、座って申請や相談を受けられるよう、カウンターを低くしていただいております。

そこでの内容も、高齢者ですと、どんな申請をすればいいのかわからない方もおりますので、来庁者の立場に立って、丁寧な対応を心がけております。また、歩行が困難な方、来庁できない方もいらっしゃいますので、そういった方の電話での相談についても、少し声を大きくしたり、はっきりとお伝えするなど丁寧な対応を心がけております。

次に、(2)、敬老会の状況についてであります。町では毎年、敬老の日、人生の大先輩であります高齢者に対し、敬愛し、長寿を祝うための国民の祝日でありまして、この日に近い日に町民会館を会場に敬老会を開催しております。

平成28年度の敬老会は9月16日に実施いたしました。町内の75歳以上の高齢者が対象でありまして、当日の出席は286名でありました。議員の皆様方にもお忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

対象となります75歳以上の方が1,401名いらっしゃいました。出席率にしましては20.41%でございました。昨年度は248名、出席率は17.89%でありましたので、3%弱ではございますが、ふえております。ここ数年ですと、平成26年度は268名、平成25年度は230名でありました。

以前には総合福祉センターにおいて、4日間にわたりまして開催をしておりましたが、行政改革等によりまして、平成21年度から町民会館を会場に1日で実施することとなり、現在に至っております。この間には高齢者の方々が楽しんでいただくよう、催し物の工夫をしたり、記念品についても検討をしております。

今年度も限られた予算の中で、何かできることはないか、どんなことが喜ばれるのか、そして多くの方にご出席いただけるか、検討している途中でございます。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

再質問として、健康づくり課の職員さんに対して、小泉課長の考え、思い等は伝わっているのか。共通認識を持って業務に当たっていらっしゃるか、そのことを1点目。

もう一点、敬老会の開催方式についてですが、町民の方からも意見があったりというのは、私のところにも来ているのですが、大きい声の意見だけを取り上げるわけではなくて、小さな声の意見も拾っていかねばいけないかなという意味で、地区単位での開催、もしくは2地区ごとに開催できないのか、その点についてお伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

まず、(1)の担当課の窓口対応についてでございますが、先ほどもご説明したとおりでございます。窓口対応につきましては、親切、丁寧なということを心がけるように私も思っており、職員も、そのことを十分理解しているものと思っております。職場内のコミュニケーションが大切であると考えておりますので、そのことも私から十分に伝えていきたいと考えております。

2つ目の敬老会の状況についてであります。以前は総合福祉センターで4日間ということでもございました。最後の平成20年度でございますが、そのときの対象者は1,188名、参加者は798名と、今年度との比較では、対象は213名ほどふえております。参加者につきましては、逆に512名減っているというような状況でございますが、対象者はふえている状況ではございますが、全ての方がお元気で町民会館のほうに来られる方ばかりではございません。

4日間にわたりまして開催をした場合には、その当時には老人クラブの皆さんによる余興やらカラオケ、それから婦人会の皆さんや民生委員の皆さんにご協力をいただいて実施した状況がございます。ご指摘の地区単位ですとか、2地区での開催、これにつきましては健康づくり課だけの対応は大変難しいものと考えております。地域主体の開催も視野に入れて検討しておりますが、協力関係などクリアしなければならぬことも多くございます。現在の開催方法は、行財政改革によりまして、経費の面からも検討した結果でございます。今後も敬老会が高齢者にとりまして楽しめる催しになるよう検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。課の業務を順調に進める上で、やはり共通認識というのが、本当に大切になると私は考えておりますので、そこが各課ともに課長さんの思いがしっかり伝わるように努力していただきたいなと思っております。

先ほどちょっと再質問で1つ聞き忘れたことを今再々質問で聞かせていただきますが、高齢者サービス

で考えた場合に、今、国が高齢者の免許証の返納を進めている上で、横瀬町でも今後人口比率から考えると、交通弱者がふえると思います。その点を考えると、私は現在のブコーさん号の利用者というのは、本当の交通弱者ではない方が多いと思っていますのですが、今後ブコーさん号の利用方法をどのようにしていくのか、本当の弱者を救う上ではドア・ツー・ドアの環境整備が必要ではないかというところがありますので、その辺をお伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 黒澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

コミュニティバス・ブコーさん号の運行事業でございますが、ご自分で自動車等の運転ができず、家に閉じこもりがちの方も家から出て、買い物や病院等の用事に対応でき、地域住民と交流するなどの楽しみを持っていただくための事業でございます。

また、このところ、高齢ドライバーによる事故が多発している中、運転免許証の自主返納者もふえるものと思われまます。ブコーさん号等、公共交通機関の役割は重大であると考えます。ブコーさん号の運行は、関東運輸局への登録をもとに行っており、現在の登録期限は平成30年3月までとなっております。さらに運行を延ばすには2年ごとに登録の更新を必要としています。

次回の更新時に間に合わせるのは難しいかと思えますが、登録更新時等に、町の交通施策を少しでもよい方向に改善できるよう、見直し作業を進めていかなければならないと考えております。具体的には、町政懇談会や住民アンケート等を活用し、町民の意見を広く収集いたします。また、地域公共交通会議を開くなど、有識者等の助言をいただき、改善のための資料を一つ一つふやしていきたいと考えております。

そうした結果、ドア・ツー・ドア方式のサービス等も選択肢の一つに加えた上で、できるだけ早い時期に、交通弱者と呼ばれる方々に喜んで利用していただけるような交通手段に改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから窓口対応について再度お答えいたします。

健康づくり課では、おいでになる方が、ほとんど高齢者というようなことがありまして、お一人お一人に時間を要する場面が多くなってございます。そうした忙しい日や、職員が少ない日など、個々の対応が最善ではないようなところもあったかもしれません。ご指摘の内容につきましては、今後職員に周知をし、徹底をし、窓口対応に当たりたいと考えております。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、産後ケアについてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項2、要旨明細(1)、(2)について答弁をさせていただきます。

9月議会定例会での新井鼓次郎議員の質問にもございましたが、今、母親の子育てへの不安や負担感は非常に大きく、心身不調やストレスの軽減、虐待防止等の観点から産後ケアは大変重要であると認識しております。

産後ケアの横瀬町の現在の状況ですが、新生児訪問、支援が必要な家庭にヘルパーや栄養士等を派遣する育児支援家庭訪問事業や、乳幼児健診や乳幼児健康相談などの事業を保健師、管理栄養士等を中心に実施しております。

今後の取り組みについてですが、新たに助産師さんにかかわってもらう機会をふやし、家庭訪問事業や相談事業等の内容の充実を図り、きめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。今回この質問に至る経緯として、私が今回11月にとある勉強会で、助産師さんを含め、よその議員さんもいたのですが、産後ケアと助産師さんの関係性、そういうところのテーマの勉強会に参加することができました。そのときに私、横瀬町のパンフレットができていて、子育て支援課でいただける、あれを持ってそこの会場に行って、開口一番、横瀬町は、そこに非常に前向きに子育てに取り組んでいる町ですねと言われたのですが、中身をあけて、よく見られて、最初に指摘されたのが、やはり出産から3カ月というところが、やはり空白になっているねということと言われまして、そしてまた体験談として聞いたのが、出産してお母さんになってからの、母乳が出なくなってからが大変だと、高熱が出たりだとか、いろいろなことがあって、そのときに唯一助けを求められるのが助産師さんだったり、秩父だと、産婦人科だということだったのですが、非常に混み合っていると。一番体調が悪いときに、すぐそこで診察を受けることができないような環境下にあるということも、初めてその現場に出て、勉強会でわかったことなのですが、その意味を考えると、今後助産師さんと連携するということですが、ママさんたちにおっぱいマッサージの機会をぜひ設けていただければと思います。最初その知識もなくて、1回1日でどのくらいの人数ができるのか、1回の処方時間がどのくらいなのかというのが、私は全くわからなくて、一から全部聞いて思ったのですが、連続で1時間ごとにお母さん方をマッサージすることが可能だというぐらい、なれてくれば体力を使わないでできるということ学びました。そのことから横瀬町の新生児の人数から考えると、ある程度稼働させれば、週1回でもできると状況が変わるのではないのかなと思っております。その辺について1点。

もう一つ、今回おっぱいという題名で、今マッサージのことを聞きましたが、2014年に、私まだ青年会議所に在籍していたころ、平田喜代美さんという福岡の方なのですが、通称おっぱい先生と呼ばれている方を秩父市に招いて講演をしていただきました。その当時は、会場が500人近いキャパですね、伝承館ですので、少なくとも400人は入る会場で、人なんか集まることはないのではないかなんていうふうに男性のメンバーはみんな思っていました。でも、実際当日ふたをあけてみたら、秩父郡部のお母さん方250人ほど会場に来ていただいて、我々男性は子供さんを預かる係というのをやっていたのですけれども、お母さん方はリアルに、そのとき一番のメリットというのは、先着順だったのですけれども、平田先生が、母乳が出ない方には母乳が出るように講演が終わったらマッサージをやりますというのを約束して

いただいている、当日10人ぐらいがマッサージしていただいていたのです。そのことから、お母さん方が興味を示す講演会だとか、体験プログラム、セミナー的なものも今後横瀬町でも行うことができないかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再質問について答弁をさせていただきます。

出産から3カ月までのケアが大切であるということは、いろいろな機会でお話を伺っております。そこで、育児や子育ての相談事業の一つとして、児童館において週1回、助産師を配置し、お母さんの相談を受けたり、おっぱいマッサージを行い、お母さんの育児不安やストレスの軽減ができるよう実施に向け現在検討をしております。

また、生後間もない赤ちゃんを外に連れ出すのは大変だとも思われますので、生後4カ月までをめぐりに行っている、新生児訪問につきましても、助産師にもかかわってもらい、家庭訪問事業や相談事業等のより一層の充実が図れるよう検討してまいります。

講演会やセミナーにつきましては、今年度新たに子育て応援講座を2回実施いたしました。また、今後イクメン講座も計画をしております。子育て応援講座のアンケート調査からは、「よかった」「また参加したい」などの声もありましたので、今後ニーズ等を把握し、講座、講演会等の実施に向けても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。今現在、横瀬町で行われているものというのは、よその市町村の方も参加してもいい形になっているのでしょうかというのが1点です。

広域連携として秩父郡部全体が人口減少という中と、新しく生まれてくれる子供さんたちの数が少ない。そういう意味では、より広い視野を持って、連携できるところは連携した形を模索するのも一つの方法ではないのかなと思いますが、その点については、どうお考えでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再質問について答弁をさせていただきます。

今後行う産後ケアの事業につきましては、児童館を会場に行います。児童館については、特に町内の方のみの利用ではありませんので、その辺については、町外の方も相談していただいたり、利用していただいている結構だと思います。

講演会、講座等につきましても、特に町内の方に限ったことではなく、大勢の方に参加していただければと思っております。

あと、産後ケアについての広域の取り組みですが、また横瀬町で、こういった産後ケアについて事業を

実施してまいりますので、その辺の結果を見ながら、また広域でもやっていけるかどうか、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問いたします。

まず、通告1といたしまして、平成29年度の予算編成についてお聞きいたします。平成23年に地方自治法から計画的な行政の運営を図るための基本構想作成の義務づけがなくなりました。しかし、地方自治法1条の2の地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を実現するためには、地方分権による地域に根差した自主的な計画策定は必須と考えています。横瀬町でも基本構想があり、基本計画があり、3年の実施計画があると思います。予算編成に当たり、平成29年度、またはあわせて平成30年度には何が予定計画されているか、お聞きいたします。

近年、国などの補助金交付による事業が多く見られます。緊急雇用対策補助金から始まり、昨年の地方創生総合戦略に対する補助金なども作成が早急に求められたものでした。迅速な対応には感謝しておりますが、果たして、それが長期ビジョンの計画行政になっているのか、疑問にも感じています。まちづくりに学生や外モノや企業の声を聞く手法は理解し、期待もしています。しかし、全国展開する企業コンサルタントなどのノウハウで、この横瀬町の地域性を生かした持続可能な町ができるのだろうかとの思いもあります。

平時に予算とリンクした財政計画のもと、実施計画がしっかりできていれば、緊急の補助金が来ても事業の前倒しで効率的に利用できます。将来計画に合致する補助金を有効に利用するためにも長期的な見通しと将来像を構築しておくことが必要と考えていますが、見解をお聞きいたします。

また、前回2年の予算編成は、継続性や緊急性のあるものであったと感じています。平成29年度の予算作成は、やや落ちついた状態で臨めるものと推察しています。横瀬町では、ここ数年、道路整備以外の、いわゆるハードと言われる事業がなされておられません。町長自身は、横瀬町の将来展望の中で考えているものがあるでしょうか、お聞きいたします。

加えて、議会からの提言が定例会ごとに多く見られるようになりました。提言について、予算編成に当たり、どのように整理され、実現されるよう取り組まれているのか、お聞きいたします。私の武甲山登山口のトイレ設備も含めてお聞きいたします。

次に、2番といたしまして、住民への情報公開についてお聞きいたします。地方創生総合戦略が本年度より実質的に開始されました。プラン・実施・評価・改善などの実務は順調に進んでいるでしょうか。総合戦略の5ページになりますが、横瀬町議会との関係図に意見提言・報告説明があります。先日12月1日

に住民説明会を実施されましたが、議会には報告説明がありませんでした。この戦略の基本である、人口減抑制も、その言葉を余り聞かなくなりました。私は、住民代表の議員として、執行部との情報量の差が余りに大きいと感じています。

例えば住民生活に影響の大きい道路整備ですが、横瀬駅南側道路3175号線の建設など、平成28年6月議会でも聞きましたが、「地域住民の利便性向上のため」との答弁をいただきました。しかし、要望書など来ていたのでしょうか。住民からもシバザクラへの遊歩道程度でいいのにとの声を聞きました。貴重な財源を投じるわけですが、なぜ3175号線が優先するのかわかりません。現在町道5号線の拡幅工事を実施していますが、通学路の安全確保のためと説明されたと記憶しています。通学路の安全確保は、宇根地区の4号線や横瀬中学校北側の118号線などが考えられますが、その整備がどの位置に置かれているのかわかりません。戦略にも、歩きたくなる道の整備充実とありますが、道路整備の優先決定の仕方はどうなのか、公開できないのか、お聞きいたします。

また、武甲山の残壁保全工事は視覚的にも住民に関心のある事柄だと思います。執行部への説明があったなら、執行部から議会サイドにも報告いただけるべき事案ではないかと思いますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

執行権は尊重しますが、ともに住民の福祉向上のために働く機関であります。町長が議会と執行部の両輪の輪で、ともに町をよくしていこうとの気持ちがあれば、町の計画等について報告説明などの情報共有を積極的に行うようにするのは必須だと考えます。

「もっと知りたい今年の仕事」として有名な予算説明書をつくっている二セコ町では、徹底的に情報共有にこだわり、住民自治を確立しようとしているとのことでした。行政の役割は公共課題の解決であり、主権者は住民との考えのもと情報公開を行っているそうですが、町長のお考えはどうでしょうか、お聞きいたします。

次に、敬老会についてお聞きいたします。先ほど黒澤議員も聞きましたが、私も敬老会にかかわっている方から言われたのですが、健康問題などで一概には言えないが、余りにも出席率が低い。前の福祉センターのほう出席率はよかったのではないかとのことでした。この出席率が低いまま継続していいのかとのご意見でした。

私もかつて予算審議等で質問していますが、「検討する」との回答でした。以後そのままになっております。私も区で行うか、7つの地区で行うか、また地場産業育成にもなりますので、町にある温泉施設などを利用するなど模索し、長年検討課題となっている、この公共課題を解決すべき時期と考えていますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の質問1、平成29年度予算編成についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 8番、大野議員からの一般質問のうち、私からは質問事項1、平成29年度予算編成についての要旨明細1、平成29年度、30年度の実施計画に計上されている事業につきまして答弁をさせていただきます。

町では、計画期間を3年間とした実施計画を毎年ローリングしながら策定しております。現在平成29年度から3年間の実施計画を策定している途中でございますが、今の時点でまだ整理ができておりません。そのため、都合上、昨年策定いたしました実施計画をもとに説明をさせていただきます。そのような事情がございますので、最新の実施計画と相違が生じてまいりますことをご承知おき願います。

では、まず平成29年度の新規事業として挙げられている計画です。まず、総務課の事業で、土砂災害ハザードマップ作成事業があります。また、いきいき町民課の事業で生活習慣病重症化予防対策事業、この事業につきましては、医療機関と町とが連携し、糖尿病等の生活習慣病受診中断者や未受診者を対象に早期発見・早期治療を目指すもので、担当課としましては、事業費をかけないで実施できるよう今検討中でございます。健康づくり課では 障害福祉計画等策定事業が挙げられています。また、振興課では、観光トイレ整備事業といたしまして、武甲山一の鳥居駐車場にトイレを整備する事業が挙げられています。教育委員会では、町民会館施設整備事業としまして、町民会館の館内の冷暖房設備の改修工事が計画されています。以上が平成29年度実施計画新規事業でございます。

続きまして、平成30年度の実施計画に挙げられているものでございますが、横瀬小学校第2校舎の建てかえ事業が計画されています。これにつきましては、先ほど教育次長の答弁にございましたが、今年度の耐力度調査結果により、長寿命化事業に変わる可能性もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 1番の質問でございますが、要旨明細のほうで(1)から(4)までございますが、答弁の都合上、(4)を次に答弁させていただきたいと思っております。

要旨明細の(4)につきまして、まず初めに総務課から総括的に答弁をさせていただきたいと思っております。議員各位からのご提言等につきましては、予算編成時に限らず、当該事務等の関係課におきまして、その都度検討し、それぞれに整理蓄積し、担当がかわっても引き継がれているものと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、振興課のほうからは、武甲山登山口のトイレの整備の提案についてお答えをいたします。

武甲山の登山口のトイレにつきましては、昨年12月議会においても大野議員からご提案をいただいて、検討してきております。今年度につきましては、季節的な利用者数の変動が大きいということと、それから現地に水道がないというようなことを考えますと、新たにトイレを建設する場合には相当の費用が必要になるということもあり、これは昨年同様、簡易水洗トイレを2基設置いたしまして、ことしについては4月29日から11月30日まで設置をいたしました。来年度以降についてなのですが、費用対効果のほうを検討しながら、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。



〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私の方からは、平成29年度予算編成のうち（3）、将来展望の中で考えている構築物などについてはお答えさせていただきます。

構築物のハード事業といいますと、最近では平成26年度に人工芝グラウンドの整備、学童保育室の増築、3カ所の観光トイレの整備をしております。道路以外の、いわゆるハードの整備についてということで、今後考えているものはあるかということなのですけれども、現時点で申し上げられるのは、これまで議会でも答弁をしておりますが、小学校の建てかえ、または改修、長寿命化になるかもしれませんが、それとあと若者向け町営住宅について整備を考えていきたいと思っております。

現在、公共施設等総合管理計画を策定中でございますが、町の公共施設について、今後更新や長寿命化など対応が必要なものが出てきます。これらの対応のため、今後財政負担の増加が見込まれます。新たなハードの整備については慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私は、（2）、町政における長期的視野の構築についてということで、答弁をさせていただきます。

大野議員ご指摘のとおりだと思います。長期的見通しと将来像を構築しておくということは、行政運営においてとても重要なことだと理解しています。また、お言葉の中にありました、そのまま言いますが、経営コンサルタントなどのノウハウで、この横瀬町の地域性を生かした持続可能な町ができるのだろうかとの問いかけがありましたが、そのとおりだと思います。私はできないと思います。

小さな横瀬町が持続するため、発展するためには、外部の力や民間企業や大学の力をダイナミックに導入していくということは、これは不可欠だと思っていて、それをやっているのですけれども、主役はあくまでも町民です。外部の力というのは、言ってみれば触媒であったり、あるいはてことか、レバレッジとかというものが主であると思っております。主役とか、主力は、あくまでも町民になります。そういう理解をしています。

そして、長期的視野というところでいきますと、ことし3月に策定しました、横瀬町の人口ビジョン及び地方創生総合戦略というのは、まさに長期的視野に立ったというところで策定をしております。これによって横瀬町が持続可能であるための中長期的な課題、それからやるべきことが、より浮き彫りになってきたと思っております。現在進行している第5次横瀬町総合振興計画というのが平成31年までになります。それまでに現在の地方創生総合戦略と第5次横瀬町総合振興計画をあわせて総括して、次につなげていく必要があらうかと考えています。

長期的な見通しや将来像を構築することが重要だということは、これは申すまでもなく、先ほども述べたとおりなのですけれども、私はもう一つ、注意を要する点があると思っております。それは余り硬直的になり過ぎないということです。特に現代、時代の変化とか、社会の変化がどんどん早く、どんどんダイナミックに動くようになっていきます。きのう正しかったことが、きょうも通用するとは限らないということが往々にして起きてきております。したがって、常に情報収集、そしてコミュニケーションをとることに

努めて、社会の変化だったり、あるいは住民のニーズの変化に柔軟に対応していく姿勢も重要だというふうに理解をしております。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ご答弁ありがとうございました。1番につきましては、私は毎年、この時期になりますと、予算編成について聞いていたのですが、まだ検討されていませんという答えでしたので、今度は聞き方を変えてみまして、実施計画から聞いていきました。実施計画については、住民中心の実施計画がされていたので、とてもよかったと思います。この1番については、これでいいです。

そして、2番なのですけれども、2番の、ただいま町長からお聞きしました、主役は町民ということは、全くそれは私が町長に本当にお願ひしたいことでありまして、なかなかかしこ近ごろの町長の活動を見ておりますと、価値観が変化する、住民のニーズが変化するということで、変わらなければいけないということをおっしゃっていましたが、私なんか、まさに時代おくれなのかもしれませんが、一番は地域住民の生活が一番大切だと思っております。ですから、私が例えばお願ひしているのは、例えば武甲山トイレも地元の人の声がすごく強いわけです。それらについては、なかなか予算が難しくくてできないと。

それから、例えば外の意見を尊重していただくのも、私はその手法は理解しておりますし、成功してほしいと思っておりますが、同じように、例えば駅前の駐輪場なんかもずっと前から私もお願ひしておりますし、住民の方からも、駅前の駐輪場は、シバザクラのときにお客様がみんなあそこを通るけれども、ちょっと汚くて嫌だという、それは住民の切実な声なのです。だから、そういうところにも、それは変わらないと思っておりますので、そここのところにも目を向けていただきたいなということをお聞きします。それで、長期的視野で浮き彫りになった事実があったとおっしゃいましたので、浮き彫りになった事実は何か、教えてください。

それから、将来展望で考えている構築物について、慎重に考えていただくというのは、とても重要だと思います。しかし、私は、将来持続可能な町のためには、スマートシティみたいな考え方で、例えば横瀬小学校と横瀬中学校を一緒に捉える、福祉センターを一緒に捉える、児童館を一緒に捉えるというふうな、本当に長い目で見る必要だと思うので、そこら辺のところをどのようにお考えなのか。公共施設等総合管理計画もできると思っておりますので、そここのところを一つ一つの建物ではなくて、町全体の姿として、持続可能な町の姿としてどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、4番なのですけれども、議員からの提言なども、その都度担当に伝えているところなのですが、それが見える化になっている状態であるのかどうか、それを1点お聞きいたします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、住民の切実な声に目を向けるは非常に大事です。外の人の声も大事ですが、住民の方の切実な声

のほうが大事です。これは優先順位がありまして、住民の方の切実な声が一番大切です。そう思っています。しかしながら、声を予算化するかどうかということに関しては、声を出した方の思いと、予算というのは、町全体にかかわることですので、町全体の予算を使ってやる効果がどうか、町全体としてどうかというてんびんにかける必要があります。それにかけてやるならやる、やらないならやらない、長期的に考えるなら考えるという振り分けを私はしています。

心がけているのは、町民の声を聞くということに関してやってきたつもりなのですが、今、大野議員にご指摘をいただきまして、まだまだ足りないということであれば、さらに改善する方法を考えていきたいと思えます。とにかく繰り返しになりますけれども、外の人たちの声は、あくまでも触媒であり、レバレッジ、てこです。最終的には住民の利益に落としていくとか、住民の福利厚生につなげていくということにならなければ意味がありませんので、そのためにやっています。その主従、あるいは優先順位を履き違えることがあってはならないと考えています。これが1つ目です。

それと、浮き彫りになった事実という質問がありました。浮き彫りになった事実は、このままでいくと、この町の運営がとても難しくなるというのが浮き彫りになったことです。そして、中長期的な課題も浮き彫りになっていて、それは人口減少を抑制する努力を精いっぱいしなければいけないということと、人口減少に備えるためにやっていかなければいけないという2つが浮き彫りになったことだと私は理解をしています。

私からは以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 (4)の答弁の再質問にお答えさせていただきます。

議員から見える化になっているのかというご質問でございますけれども、私が承知している上では、そのようなことは現在なっているとは承知しておりません。ただ、このことについては、やはりまとめて、どんなことがあって実現しているのか、あるいは実現不可能なのか、そういう結論づけたものを、やはり町として一覧として持つとか、そういうふうなことも必要かと思っておりますので、これから研究をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私からは(3)の再質問についてお答えさせていただきます。

ハードにつきましては、大野議員がおっしゃるとおり、個々の施設ごとではなく、物によっては複合化だったり、または機能の統一化だったり、そういった視点も今後検討するに当たって重要だということは私もそのように考えております。そういった検討していく中で、そういったものができるかどうかというところの視点も踏まえながら、今後そういったハードの公共施設等の最適化について意識して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。大変難しい質問で、私自身も頭の中がまだはっきりしていないところなのですが、予算編成につきましては、実施計画を見ると、住民に本当にかかわる問題だと書いてあります。しかし、補助金が来ると、例えばよこらぼだとか、花咲山だとか、この実施計画にないものがあるので、できれば、この中にあるものをいかに補助金の中に加えられるかということを考えていただきたいと思うのですが、そういうことをお答えいただけますか。それで、一番大切なことは、人口減少の抑制をしなければならないということですので、それを踏まえながら、ここの予算について、住民のためのものと考えていただけますかということをお聞きしたいと思います。

それから、やはり一番大切なことは、区長さんが出した要望書が、何年かたつと見つけてもらうのがすごく大変だったものですから、そこら辺のところも行政改革の中で、ぜひ見える化して、せっかく多くのいい提案が出ていまして、それを執行するしないは町長、執行部のほうのことなのですが、それを常にわかるようにしていただくことをお願いしたいので、その点も研究していくではなくて、もう一歩進んだことができるかどうか、教えてください。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから今のご質問に答弁させていただきます。

まず、補助金に来て、そこから考え出してやるというのはだめです。補助金というのは、言葉が適切かどうかわかりませんが、麻薬みたいなところがあります。補助金があるからやるという発想は余り健全ではないと思っております。ですから、思いますのは、しかしながら全部実施計画に反映できるかということ、できないものもあります。なので、私思うのですけれども、2段階必要かなと思っております。それは実施計画に落とせるもの、あるいは中長期計画に落とせるものとお金があったらやりたいなというものを、その外周部分で持っておくことになると思います。これから特にハード事業は、単独でできることは、もうほとんどなくなると思います。なので、ハード事業の、議員からご指摘いただいた優先順位は大事だと思えますし、もしこのところの財源が確保できたら、これをやりたいというものは、我々の中で、それは持っておきたいなというふうに思います。これが1つです。

それと、今までのご要望が蓄積している部分については、ご指摘のとおりだろうと思えます。これは各担当課ベースでは引き継がれているはずではあるのですが、それが全庁的に一覧化できているかということ、今はできている状況にはありません。これは少し課題と考えると、もう少し見える化できればということで、検討してまいりたいというふうに思えます。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、情報公開についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 私の方からは、要旨明細（１）、住民生活にとって影響の大きい道路整備の優先決定の仕方について答弁させていただきます。

現在、町管理の道路は、赤道を除きまして、町道１級・２級・その他町道を含めると、約200キロの認定道路を町が管理しております。その中で、新設・改良・修繕や狭隘道路の舗装等の町の整備計画、また要望について、「道路新設・改良・修繕工事及び道路舗装工事实施の考え方」に基づいて対応しております。

さらに、優先的に整備を行う基本的な考え方といたしまして、安全性の確保、危険性の除去、緊急性、稼働・利用率、公共性の確保、実行性等を踏まえまして決定し、長期にわたる事業につきましては、実施計画掲載資料に登載し、順次実施しているところであります。

なお、道路整備の優先決定の仕方について、「道路新設・改良・修繕工事及び道路舗装工事实施の考え方」等についての情報公開の方法は、これから検討していくわけですが、情報公開、お示しすることはできると考えております。

さて、ご質問中の横瀬駅南側道路3175号線整備計画の経緯についてですが、根古屋方面から宇根方面に通る現在の町道３号線は、途中から歩道が整備されておらず、歩行者の安全確保の面から歩道設置が、その時々整備計画を検討するときに課題となっております。しかしながら、三菱マテリアル下にある西武線のガード等により、改築が非常に難しい状況で、当町にとりましても、西武線が開通以来の懸案事項となっております。

この駅南側の道路建設は、根古屋・宇根地区及び木の間地域にお住まいの住民の利便性の向上はもとより、歩行者の安全確保に大きく資することは言うまでもなく、第５次横瀬町総合振興計画にうたわれている横瀬駅周辺の整備の推進にもつながることと期待されています。このような理由から町道３号線を補完する意味も含めた、新ルートとして計画を進めてきたところです。

また、町道４号線・118号線の通学路の安全確保についてですが、町道118号線は、現在、国道出口部分について、狭隘道路を解消すべく計画を進めており、同一路線として今後、中学校北側箇所につきましても計画的に整備を検討してまいりたいと思います。

町道４号線の歩道整備につきましては、以前から実施計画掲載資料には登載されておりますが、費用もかかることですので、具体的な整備時期等については、今後また検討していきたいと考えております。

なお、来年度、４号線の道路の路肩を緑色に塗り、歩行者に意識していただくグリーンベルトを一部予算を計上していきたいと思っています。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、要旨明細の（２）、武甲山残壁保全工事の議会への報告についてお答えをいたしたいと思います。

この工事は、武甲山の採掘跡の残壁につきまして、その安全性を確保するための抑え盛り土の工事でございます。工事に当たっては、平成25年８月20日付で事業主の菱光石灰工業から埼玉県知事に対して、採掘にかかる林地開発の変更許可申請が出されておりますが、その際に、その変更許可申請に先立って、平

成25年7月23日に事業主から議長、副議長、町長、副町長、教育長に説明をいたしました。また、ことし7月には、この工事の進捗状況について事業主のほうから議長、町長、副町長、教育長へ報告しておりますが、議会と執行部との情報共有の必要性に鑑み、連絡を密にしていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 (3)、行政の役割は公共課題の解決であり、主権者は住民との考えのもと情報公開についての町長の考えはに答弁させていただきます。

まず、大野議員の先ほどのご質問の中で、町長が議会と執行部の両輪の輪で、ともに町をよくしていこうとの気持ちがあれば、町の計画等について情報公開を積極的に行うようにするのが必須だと考えますというお言葉がありました。気持ちはあります。議会と執行部は、ともに車の両輪で、ともに町をよくしていこうという存在だと考えています。その考えに関しまして大野議員と私の考えは相違ないと思っております。両輪の片方ずつということですので、このコミュニケーションは非常に重要です。ということですので、もし両輪と考えている一方から、情報公開が足りないというご指摘をいただくのであるとすると、それは真摯に受けとめて改善を検討する必要があると考えています。

それと、住民とのところで答弁申し上げますと、あくまでも主権は町民、住民です。私たちの仕事は、最終的に町民のためにならなければ意味がありません。例えば何かを外部に委託するにしても、入り口と出口を必ず我々が理解し、把握して、しっかり住民に見える形になっていないといけないと思っております。今年度に入りましてから、特にいろいろなことを短期間でやってきました。横瀬町の、いわゆるスピード感ということで行くと、世の中では評価をされているような状況にはなってきたのだと感じているのですが、それ自体が好ましいことかもしれませんが、しかしスピードを出している今だからこそ、コミュニケーションはより重要なのだろうなというふうに思います。ご指摘いただいたところ、特に議会との情報共有が足りないというところに関しましては、真摯に受けとめて改善を検討する必要があるというふうに理解をしています。そして、住民とのところでは、情報共有や住民自治の確立に向けて、真摯に努力をしてみたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。道路整備の優先決定なのですけれども、公開を考えていらっしゃるの、すぐにでも公開をしていただくようお願いいたします。

それで、駅の南側の道路なのですが、駅までは大変いい計画だと思います。三菱の坂の歩道も、かなり以前から住民要望が出ていた問題だと思いますが、その先が私は問題ではないかと思っておりますので、その先についてどのように考えているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、118号線は、現在国道299号と合うところは検討中としておりますが、私が問題としているのは、あそこもそうなのですが、むしろ第2グラウンド付近の、子供たちが本当に通学するところなのです。ですから、そこら辺のところは、計画では何年ごろになっていきますよと。宇根の4号線につきましても、

歩道整備は未定でグリーンベルトということなのですが、これも相当にシバザクラ等にぎわうときは危険な道路でございますので、まだ未定な状況という現状が、ちょっと私は納得できないのですが、そこら辺のところをもう一回お願いいたします。

それから、残壁保全工事のことは、よろしくお願いいたします。

3番の両輪の輪の、主権者は住民のことなのですが、スピード感が大切というのはわかるのですが、私たち住民というのですかね、は何かわからないことが進んでいるなということで、それはとても温かい目で皆さんも見ています。頑張っしてほしいねというふうに思っておりますが、やはりスピード感が大切だと一般の方が言うのならいいのですけれども、例えば役場、執行部、町長部局で、例えばあしたあたり来ると思うのですが、法律について、まだ不備な点があったとか、そういうことになりますと、どこがスピード感かという問題がありますので、こういう執行部という、役場という組織は、法律を守る、あるいは守らせるというような場所でもありますので、そこら辺のスピード感に関する、町の町長としてのスピード感ですね、その考え方を改めて教えていただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 大野議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

3点ばかりあったかと思えます。まず、1番目として、3175号線についてですけれども、3175号線の今現在計画している起点は、三菱側が町道3号線とぶつかる、前三菱のグラウンドがあったところですか、あそこが起点といたしまして、終点のほうは駅前に行く114号線とぶつかるところを終点として、およそ900メートルの延長を考えております。3175号線の前後ということですが、起点側のほうは町道3号線に当たるわけですが、その先3号線につきまして、ことり橋からセラミックですか、三菱のセラミックの辺まで変則的な歩道があるわけですが、今後の考え方につきましては、3175号線から3号線に当たったところから線路側、あるいは反対側になるかもしれませんが、未整備、あるいは改良前の歩道につきまして、引き続き整備をしていきたいという考えでございます。

続きまして、2番の118号線の整備ですが、第2グラウンドの辺が特に狭いということで、ご心配いただいているところですが、ここに続きまして、何年ごろということは、先ほども申しませんでしたけれども、まず第一に国道の出口のところを、100メートルばかりまだ未整備のところがあります。そこについて今計画を進めて測量等に入りたいということで準備をしているところですが、地権者等もありますので、そこと相談しながら行っていきたいと思っております。引き続き、同じ路線ですし、また中学校裏ということで、特に通学路になっておりますので、この箇所につきましても、整備を進めるよう検討していきたいと思っております。あわせて、雨水対策も一緒に考えていかなければならないのかなと思っております。

3番目の4号線の歩道整備ですが、先ほど申しました、距離がおおよそ2キロぐらいあるかと思っております。そういう中で車道自体は5メートルから広いところで6メートルちょっとあるようです。また、昔つくった道路ですので、土羽等も大分ありますので、確かに歩道もできないことはないのですが、

何しろ延長もありますので、事業費はかかるかと思えます。そういう中で、来年度グリーンベルトをして、少しでも子供たちの安全を確保したいと思えます。また、近年、兎沢の反対側ですか、東側に道路、そちらの道路が整備できましたので、今優先的に小学生等は登校時には、あちらを通っていただくと。帰りは、また人数が少ないと、道も長いので、帰りはあれですけれども、登校はそちらを通っていただくというようにもやっています。4号線につきましては、今後検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、ご質問のありました、スピード感について見解を述べさせていただきたいと思えます。

これは誤解なきようにということなのですが、当然スピード感があればいいということではありません。当然前提としては法令遵守が必要ですし、住民の利益になるスピードでないという意味がありません。そういう中で、うまく言えないですけれども、イメージとしては、制限速度を超えて、100キロのスピードで走るというスピード感を意図しているわけではありません。時速30キロで行っているところを40キロにしようというスピード感なのです。つまり、安全性が確保されている中で、あるいは法令遵守が前提となった上でのスピード感を出していきたいというふうに考えていて、そこを超えることは想定していませんし、そこを超えて暴走するようであれば、暴走することがあってはいけないと思えます。

大切なのは、このスピード感というのは、私個人のスピード感というのは余り意味がなくて、町全体で進むスピード感なのです。ですから、当然役場の職員がついてこれるスピード感だし、町の皆さんに理解していただけるスピード感で、安全な速度だけれども、スピード感があるという、そういうところを持っていきたいと思っています。ですので、引き続きですけれども、やはりコミュニケーションは非常に重要なというふうに思っています。

私の答弁は以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。この質問は、情報公開についての質問ですので、最後に町長が考える発進力、うちのほうが受け取る気持ちというのは、ちょっと若干ずれがあるというふうに私は感じておりますので、そこら辺のところももう少し丁寧に、役場の中での職員のみ情報の共有と住民への情報公開を積極的にしていただきたいと思うのですが、その点はどうでしょうか、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 答弁させていただきます。

自分の伝えているという思いと受け取るほうの差があるというのは、今のお話をいただいて、真摯に受けとめたいと思っています。やはりやっていて実感しますが、町民の皆さんに届けられる声の形という



のが、なかなか難しいです。例えば広報で、私も毎月コラムを書かせていただくのですが、見た方という  
と、半分以上手が挙がることはないですとか、あとホームページをつくって発信したりですとか、私もネ  
ットで個人的にも発信しています。そこのところで発信したという意識はできてしまうのですが、実はそ  
の情報を受け取っている人は住民のまだごく一部ののだということを感じて、どうやって情報をあま  
ねく届けていくのかということは課題と認識していて、これから取り組んでいきたいと思っています。

それで、議員からご質問の中で、ニセコ町の例を出していただきました。非常にいいと思います。私も  
個人的にニセコ町の町長さんは面識がありまして、お話も伺ったりしたことがあります。やはりお話を伺  
うと、今の姿にいくまでにすごい時間がかかっています。前の町長さんから始められて、恐らく10年ター  
ムの時間がかかっているの、なかなか一朝一夕にはいかないのですが、ですからこれから積み上げて、  
我が町も情報共有の進んだ町にするように努力してまいりたいと存じます。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、敬老会についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 質問事項の3、敬老会について、要旨明細の1について答弁をいたします。

黒澤議員の質問にもお答えをいたしましたので、繰り返しになる部分もあるかと思いますが、ご了承い  
ただきたいと思います。

町では、長寿を祝うため、敬老会を開催しております。先ほど申し上げました、平成28年度の敬老会、  
当日の出席は286名で、出席率は20.41%でありました。最後の福祉センターで開催した、平成20年度は  
32.83%でございました。今より対象者は200人ほど少ない状況でありました。分母が少ない状況でありま  
した。以前と比べまして、今同じような状況ではございませんが、ここ数年、18%前後で推移していた中  
では、20%台は、自慢はできませんけれども、向上いたしております。

敬老会での催し物につきましては、高齢者の方が楽しんでいただけるものは何か、毎年検討を加えてお  
ります。ご指摘の区での開催、地区単位での開催につきましては、健康づくり課だけでは大変難しいもの  
と考えております。さらに、温泉施設での開催となりますと、経費の問題から現状では難しいと考えてお  
ります。

今後、限られた予算の中で何ができるのか、そして多くの方にご出席をいただける敬老会はどんな形  
態がいいのか、検討をしてみたいと思います。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。これは本当にボランティアの切なる声ですので、お願い  
します。

この敬老会というのは、お祝いの会と先ほどもおっしゃいました。しかし、行政改革で、こういうふう  
に変わってしまったとすると、高齢者主体の、その人たちを一番中心に考えたのではなくて、行政効率で、

こういう方向になったということと捉えます。それでいいのかどうかということが1点です。

それと、町長のほうでは、スピード感が大切と言っております。この小さな問題というのですか、すごく身近な問題なのですが、これは住民の関心の大変深い問題でして、検討でとまっているというのが、スピード感と比べてどうかということです。問題がある。そうすると、行政解決力、行政の解決力がどうなのかな。町のチーム力はどうなのかなと。そういうことが問われる、町の姿勢が問われる問題ですので、町長さんの答弁を聞いておりますと、大丈夫かなと思いますけれども、この問題の解決すべき時期だと私は思っておりますので、その点1点、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 敬老会についてでありますけれども、私のほうから行財政改革というようなことを申し上げました。それは、そのときの行財政改革の中の一環ということでございます。高齢者を置き去りにした改革ということではなく、ご理解をいただければと思います。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 敬老会に関しては、課題だと認識しています。そして、今の形がベストではないことも認識していて、違う形を模索したいと思っています。しかしながら、今はまだ残念ながら、そこまでしか聞いていません。去年の段階で、少し手を加えようということも考えたのですが、難しいのは、この事業、いろいろな制約があります。特に財政的な制約というのは結構厳しいと思っています。

これから高齢化が進む中で、我々は高齢者の方々が張り合いを持って楽しく生活できる環境を整えていく、あるいは高齢者の方をリスペクトしていくということは当然大事なことなのですが、一方で、はっきりわかっていることは、町の財政は、これからこのままどんどん厳しくなるという制約の中で、敬老会を今よりいい形にするというのが、簡単なようでいて、実はなかなか難問です。地区開催も考え方としてはありますし、何力所かでやるのもありだし、それから担っていただけるのであれば、地区の方に、例えば区長さんとか、民生委員の皆さんに手伝っていただいて、それぞれ開催というのもありかもしれませんし、あるいは他町がやっているように年齢をもう少し絞ってやるというのもありかもしれません。

しかしながら、全ての条件を充足するやり方が、今のところ見つかっていないのが実情です。ですので、ぜひこれからもご意見を伺っていきたいと思いますし、我々としても引き続き一番いい形を模索したいと思っています。スピード感というところでは、おっしゃるとおり少し残念なのですが、回答が見えていて、そこにいくまで時間がかかっているということではなくて、私として、まだその回答が見えてないです、正直なところ。なので、これからも検討を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

○8番 大野伸恵議員 はい。

○小泉初男議長 ないようですので、8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、12番、若林清平議員の一般質問を許可いたします。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、大きく2点にわたっております。先ほどの8番、大野伸恵議員と重複する部分もありますが、新年度の予算編成についてお尋ねをいたします。この新年度予算を編成するに当たりまして、1点目が予算編成の概要と方針についてお聞きをいたします。

その中で2点目に、今年度、平成28年度予算を編成するに当たって新規事業が幾つか取り上げられました。その新規事業も、まだ年度途中でございしますが、その効果について、やはり来年度に向けて、どのように手直しをしていくのかということも含めてお聞きをしたいと思っております。

3点目には、大変厳しい行財政改革を行いました。これも合併しないために緊急やむを得ず、当時の執行部、議会で、相当厳しい行財政改革を行ってきたわけなのですが、それも過ぎて、もう既に10年以上経過しています。私は、これから大変厳しい、厳しいという言葉が続いてきているのですけれども、やはりここで当時を振り返りながら、切り詰めたところを、もうちょっと見直しをしていかなければ、ますますこの横瀬町も希望の持てない形になるのではないかと、そんなふうにも思っています。そういった面で、この間をどのように総括しながら、新しい年度に向かっての予算編成を進めていくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目に、職員の待遇改善についてであります。1つ目には、非常勤職員や臨時職員等の待遇改善に向けての方向性をお示しいただきたいと思っております。特に臨時職員等大変低い賃金水準であります。平たく申しますれば、県の最低賃金に若干上乘せした程度の時間給を支払っておりますが、私は以前、緊急雇用対策のときに一律時間給1,000円というのがありまして、やはり国や県は考えが違うのだなと、そんな気がいたしました。その点と照らし合わせてみましても、県の最低賃金を若干上回る程度の時間給は、やはり改善すべきではないかと、そんなふうにも思っています。そのことについて方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目が、再任用職員の職域を明確にしていったらどうかということでもあります。昨年度は、再任用で残りましたのが5名、1人が退職し、他の部署へ就職をいたしました。これから毎年、毎年何名かの再任用職員が出てくると思っております。基本的には、定年を延長すべきだというふうに思いますが、今の現状では、なかなか難しいことでもあります。やはりこの再任用の職員の皆さんを、長年行政に携わって、大変経験豊富であり、知識も大変ある、やはり横瀬町にとっては、この再任用の職員をどのように生かして使うかが、今後町の発展につながるというふうに思っています。このことにつきまして町のほうの考え方を聞かせいただきたいと思っております。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいま12番、若林清平議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時42分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

12番、若林清平議員の質問1、新年度予算編成についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 12番、若林清平議員からの一般質問のうち、私からは質問事項1、新年度予算編成についての要旨明細1と2につきまして答弁させていただきます。

まず、要旨明細1、予算編成の概要と方針についての新年度予算編成方針でございますが、要約しますと、まず日本全体、そして当町が、超高齢・人口減少社会の問題を抱えている実情を認識し、地方創生事業に取り組むことの重要性、また「景気の先行きについて、緩やかな回復に向かうことが期待される」との本年9月の月例経済報告の分析等を把握した上で、平成29年度の予算編成方針は、「みんなで創る日本一の町」、住みよいまち、誇れるまちを目指して、第5次総合振興計画後期基本計画や横瀬町地方創生総合戦略に掲げる施策の着実な進捗を図り、実効性のある予算の編成に努めることといたしました。

そのために、職員に対しては、財政環境の厳しさをしっかり認識した上で、財政の健全化に向けた対策に積極的に取り組むという強い意志を持つこと、その上で、行政評価の結果及び費用対効果の視点で実施事業を厳選し、より効果の高い施策に転換するなど、従来より高いレベルで考え抜いた「選択」と「集中」を予算に反映させることを求めました。そして、常に町民の目線に立って、町民から信頼される役場をつくり、町民の幸せを思い描いて仕事をするということも職員に求めたところでございます。

続きまして、要旨明細2、平成28年度の新規事業の効果についてでございます。今年度の主な新規事業につきまして、12月1日時点の進捗状況をご説明いたします。まず、官民連携プラットフォーム事業です。9月30日にスタートし、3件の事業提案を正式に採択しております。現在2回目の審査会に2件の提案をいただき、審査会から町長に答申をした段階でございます。今後、提案を採択した事業が、町内の活性化や災害に備える準備等に役立ち、町民が笑顔で安心安全に暮らせるよう、有効に活用されるものと考えています。

続きまして、(仮称)花咲山の整備でございます。今年度中に植樹等が終わり、公園としての形をなすと思われま。将来にわたって、町内外の方の協力を仰ぎながら、町民の憩いの場として、また町外からの訪問者の観光スポットの一つにできるよう努めてまいります。

続いて、若者遠距離通勤助成金につきましては、西武鉄道・東飯能駅以遠に通勤する若者を支援する助成金でございますが、3名の方に交付決定を出しております。この事業は、若者の定住に効果があると考えておりますので、今後も交付件数をふやすよう努めてまいります。

同窓会補助金につきましては、5団体に交付することが決まっております。こちらはふるさと納税等に

役立つ事業と考えておりますので、こちらにもさらにふえていただくことを、そのように努めてまいります。

続きまして、定住就職促進奨励金制度、こちらにつきましては、秩父地域外から横瀬町に転入し、転入日の前後1年以内に正規雇用された方を対象とする奨励金でございまして、1世帯に交付することが決まっています。

続きましては、不妊治療助成金制度でございます。こちらは不妊治療を受けた夫婦を対象とした助成制度でございまして、1組の夫婦に交付をいたしました。

続いて、創業資金の借りに対する利子補給制度でございます。こちらは町内で創業し、創業後2年未満の個人または法人を対象に、融資制度資金の利子補給を行うものでございますが、交付決定までには至っておりません。

続きまして、25歳の成人式事業でございます。本年8月13日に旧芦ヶ久保小学校で開催をいたしました。25歳が44名集まっていたいただきまして、恩師5名とあわせて和やかに成人式のセレモニーを運営していただきました。

続きまして、新地方公会計制度整備事業でございまして、横瀬町固定資産台帳及び公共施設等総合管理計画を策定する業務に現在取り組んでおります。これができ上がりますと、財務情報をわかりやすく公表・開示できます。また、財政の効率化・適正化にも役立つものと理解しております。

続いて、各種連携事業につきましては、本年6月8日に武蔵野銀行とまちづくり戦略連携協定を結んだことで、同銀行の横瀬支店内に町の情報コーナーを設けていただいたり、先ほど町長も申し上げました、サッカー教室を開催することができました。このほかにも、まだまだ連携しながら、お互いに協力し合って、それぞれを盛り上げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私からは、1、新年度予算編成についてのうち、3、合併しないための厳しい行財政改革の総括をどのように行ったのかについて答弁させていただきます。

若林議員から行財政改革のお話がありましたが、当時は国において肥大化する地方行政コストを削減するため、市町村合併を推進し、また三位一体改革により地方交付税の削減を行い、全国全ての市町村に集中改革プランを策定し、平成17年度からの実施を求めている状況でした。

横瀬町では、平成16年3月21日の住民投票の結果を受け、合併しないことを選択したわけですが、それまで歳入不足により財政調整基金を取り崩してきた結果、2億円台まで減少し、三位一体改革の中で、地方交付税が4億円台まで減少するなど、恒常的な財源不足となっていたことから、短期的に歳出削減をせざるを得ない状況にありました。

こうしたことから横瀬町では、平成17年3月に緊急行財政改革プランを策定し、そのプランに基づき人件費の削減や補助金、手数料等職員定数の見直し、そして事務事業の見直しとして新規事業の凍結、事業の廃止・縮小を実施、さらには公共施設の廃止や民間委託、指定管理の導入を行ってきたところです。歳入不足だった当時、当然必要な対応でありましたし、そのために大変厳しい改革をしてきたものと認識しております。こうした行財政改革を経て、今、財政指標も改善傾向にあり、町の財政は非常に引き締まっ

た形になっていると考えております。財政規律の確保については、引き続き意識してやっていきたいと思っております。

一方で、これからについてですが、今までと状況、局面が変わってきていると考えております。社会保障と税の一体改革など税、財政制度の見直しがあり、消費税の引き上げによる社会保障、子育て支援のための財源確保、地方交付税に関しては地方法人税の導入による税収財源の偏在是正、人口減対策として基準財政需要額の見直しがされるなど、地方財政の仕組みが見直され、さらに昨年度からは地方創生がスタートということで、国は積極的に地方創生の取り組みを行う市町村への支援を強化しているところです。

こうした状況の中で、やはり引き続き財政規律の確保は大事で、常に意識してやっていきたいと考えております。しかし、町としては、先延ばしにできない、今やらなければならない課題があります。人口減少対策、インフラ整備など未来への投資を含め、必要な事業はやっていかなければならないと考えます。コスト削減一辺倒ではなく、他の自治体との競争に勝ち、生き残っていくためには、町の魅力を高める、付加価値を高めるため、必要な事業は集中して打ち込みをしていかなければならないと考えます。具体的には、既存事業の見直しを行う一方で、産業支援や定住・移住支援、出産・子育て支援など、よこらばも含め、実質2年目となります、地方創生総合戦略の事業を中心に事業の重点化を図っていきます。

また、歳入につきましても、税収の確保をしっかりしていくため、現年度分の確保とともに、滞納繰り越し分の圧縮への取り組みを進めるとともに、ふるさと納税などの税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

このようにめり張りをきかせ、未来への投資を行いつつ、財政規律も確保していく、人口減少の抑制の取り組みとともに人口減少への備えをしていく、このようにバランスよく持続可能な自立したまちづくりを意識しまして、来年度の予算編成をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいままち経営課長並びに副町長から答弁をいただきました。平成28年度新規事業も現在進行中ですが、この事業はほとんどが継続的に今後取り組んでいく事業だというふうに私自身は捉えておりますが、ぜひこの間の取り組みを踏まえまして、さらに継続的な予算編成の中で進めていただきたい、そんなふうに思っております。

また、平成16年度から実際にはありましたけれども、行財政改革、大変厳しく切り詰めたことが、現在にもかなり生きてはきておると思うのです。しかしながら、この間のいろいろと切り詰めたところを再度見直す部分も必要ではないかな、そんなふうにも思っております。いずれにしても、新年度予算編成に当たっては、やはりいろいろな方面から検討を加えながら、これからの横瀬町が本当に真の日本一の町になるような、そういう地固めをさらに進めていただきたい、そのように思っております。

特に危惧しているのは、やはり横瀬町が、これから間違いなく人口減少になる。では、それをどんな形で食い止めながら、毎年度、毎年度の予算編成をしながら、本当に町の、これからの存続をかけて地固めをしていくのか、その辺が今後問われるというか、非常に大切なことだというふうに思っています。ぜひそういった意味で、町民のさまざまな期待に応えるような予算編成に臨んでいただきたい。そのためには、

やはり役場が横の連携を強めながら、それこそ課所そのものをもっともっとオープンに情報公開をしながら、横瀬町の組織が一丸となるような、そういう中で、ぜひいい予算編成を進めていただきたいというふうに思うのですが、その辺につきまして町長のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お言葉をしっかり受けとめて、努力をしてまいりたいと思いました。

ご質問いただいた中で幾つか、まず平成28年度の新規事業についてですが、これもしっかり検証が大事だと思います。平成31年という区切りがありますので、その時点で、これだけ数をやりますと、この中で恐らく濃淡は間違いなくできます。本当に必要であろうという事業と、成果がなかなか難しいであろうというもので分かれてくると思いますので、そこの総括をしながら、まさにPDCAサイクルをしっかりと回していくということを意識してやってまいりたいと思います。

それと、今ご指摘いただいた、横の連携をとってオープンにというのは、まさしくそのとおりであろうと思います。先ほどの大野議員のお話にもありましたが、町民の皆さんとの一体感とか、あるいは情報とか、意思疎通がしっかりできているということは非常に大事ですので、ここには意を砕いてまいりたいと思います。

そして、将来に対しての投資が今は必要です。行財政改革のときと、端的に言うと、見通す期間とか、あるいは短期的に見たほうがいいのか、長期的なところ、これはやはり状況が変わっていて、中長期的にいかにかこの町が存続するように頑張っていけるかというところがとても大事です。そういう中では、未来への投資は継続的に必要になりますし、一方で副町長の答弁にもあった、ベースの部分では必ず財政的には引き締まっているということも大事です。そこのバランスをとって進めてまいりたいと思います。

その中で、副町長の答弁の中で、他自治体との競争にという表現がありました。これはもちろん各自治体が特徴を持ってとがっていかねばいけないということで、基本的には競争状況下に置かれることが多いので、そのとおりではあるのですが、一方で大切なのが連携です。特にこの町の場合には、機能的にも単独で完結しているということではなくて、定住自立圏がありますし、広域市町村圏組合もありますから、秩父地域内でしっかり連携をとっていくということと、その中でおのおのが特徴を出して光っていくということ、双方バランスをとって大事なというふうに理解しています。ということで、私といたしましては、今ご指摘いただいたことを受けまして、真摯に我々一丸となって努力をしていきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

○12番 若林清平議員 はい。

○小泉初男議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、職員の待遇改善についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項2について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の1についてでございますが、当町における本年度の非常勤、臨時職員の賃金面でございますが、一般事務における時給単価は850円となっております。

なお、賃金の時給単価は、予算編成時に財政担当から示されるものでございます。その他、健康診断、年次休暇、忌引休暇等も適用しております。

非常勤職員等の待遇にありましては、近隣町村及び県内町村、その他の状況等を参考に、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、要旨明細の2についてでございますが、まず横瀬町における再任用職員の位置づけでございますが、定年前の常勤職員が行っている業務と同質の業務を担っていただく一般の担当職員と考えております。

次に、再任用職員の配置についてでございますが、在職中の知識、経験、技術、技能等を最大限活用できる職域に配置することを基本に、役場全体の人事の中で考えていくものと捉えております。再任用職員の方には、長年培った知識や経験を最大限活用しながら、後輩職員へのノウハウ等を継承していただけることを期待しております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま総務課長より答弁をいただきました。特にこの中で非常勤、あるいは臨時職員の時間当たりの単価なのですけれども、今説明がありましたように一般の臨時職員等は850円ということなので、県の最低賃金は、この10月から845円ですね。まだまだ非常に低い。やはりもうちょっと大幅に引き上げてもいいのではないかと、そんなふうに思っています。本来ですと、正規の職員をきちんと配置しながらやっていくのが筋だというふうに思うのですけれども、それをやむを得ずいろいろな理由の中で、補うために配置がされているわけなのですけれども、やはり町の仕事は、そう簡単には、安直には考えないで、それなりの職員を臨時的には採用するのだと思いますけれども、この前の緊急雇用対策のときは、時間当たり1,000円ですね。それから比べると非常に差があると思うのです。特殊なところについては950円とか、そういう金額にもなっていますし、そのあたりはいいのですけれども、一般のところは、どうもかなり格差がついて低いのではないかと、そんなふうに思っていますので、ぜひその辺は、予算編成の時期には、やはり前もってよく検討していただきたいなというふうに思います。

それから、再任用職員の関係ですけれども、これからやはり毎年、毎年、再任用職員が生まれてくるというふうに思うのです。そういう中で、やはり今まで40年前後行政の仕事に携わった皆さんですから、いろいろな知識や能力、それと仕事も随分とできる人ばかりなので、やはりその辺を、どういう形で使っていくのがいいのかというのが、ちょっと気になるところです。今まで課所のトップにいた人が、今度はいろいろと指示を受けて使われる身になるわけですけれども、やはりその使い方そのものがしっかりしないと、その能力発揮もできないのではないかな。そういう点をちょっと危惧するところでもありますけれども、やはりとにかくバイタリティーがあり、その仕事、職務を担当する上では非常に力があるというふうに思うのです。この辺の使い方を考えて、それなりのポジションをつくって配置をしたほうがいいのか、ただ単に手薄のところを割り振るだけでいいのか。その辺について、町としてはどんなふうに考えているのか、



ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私からは、再任用職員の関係の再質問についてお答えさせていただきます。

再任用職員につきましては、先ほど総務課長からの答弁がありましたとおり、これまでの勤務経験、培われました知識等も含めて、そこを生かしたポジションというのですか、を考えて採用等していきたいと、配置をしていきたいと考えているところなのですが、再任用職員につきましては、今、再任用職員については、最初の年金の報酬比例部分ですね、その支給年齢の引き上げ時期に合わせて、年数を決めて採用をしているところです。今の再任用職員については2年間で、またその都度、平成31年4月からは63歳までですから3年間、平成34年4月からは64歳ですから4年間、だんだんと再任用の任用期間というのは長くなっていくと。

そういったことを踏まえていきますと、今、再任用職員の数につきましては、3人とか、4人とかというところが今後見込まれるところなのですが、平成36年とか、平成37年ごろになりますと、それが9人とか、10人という世界になっていきます。そういった数を考えていった場合、若林議員が申し上げられました、そのポジションというところの考え方になるのですが、確かに今まで管理職とか、そういった立場におられた方なのですが、ではそこに配慮して、それなりのポジションを、それだけの9人、10人の方を配置していくとなると、なかなか役場の組織としては、回していくのは厳しいところがあるのかなというふうに考えます。

そういうことになりますと、やはり先ほども総務課長の答弁にありましたとおり、今も担当職員として配置をさせていただいているところなのですが、今後のそういった再任用職員の見込みも踏まえまして、同様の考え方で、これからも再任用職員の任用については考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、非常勤職員、臨時職員の賃金単価の決め方につきまして答弁をさせていただきます。

来年度予算の予算要求の中で、該当する職員の賃金を定める上で、今回も用いましたのは、平成28年度、現年度ですね、その賃金単価を適正なものと判断しまして、今回埼玉県の最低賃金が上がった額を下回らない金額をそれに加えて、来年度予算では時間単価880円とさせていただいて、これから3月の当初予算の要求で皆様方に承認をいただきたいと考えております。

この方法ですと、近隣の秩父市の賃金額と比較しているのですが、それを来年度は下回らない金額ということで、秩父の標準的なレベルでなっているということをございます。確かに格差が今生じているということをございますけれども、年々の上がり幅というのを考えていただくと、秩父地域の標準的な給料のレベルに合っておるということと考えておりますので、来年度の金額は、このとおりでお願いしたいと考えておりますが、今後は、先ほど議員さんおっしゃいましたけれども、予算編成時に間に合うように適正

な金額を計算するように、そのようなことで努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今のまち経営課長の答弁の中で、ぜひ今後の取り組みについては、しっかりとお願いしたいと思うのです。というのは、やはり今年度の年度途中で、その時間当たりの単価を引き上げざるを得ない、そういう形にもなったかと思うのです。これは直接町のというわけではなく、例えば町が出資をしているところ、あるいは援助団体、シルバー人材センターだとか、そういうところも含めて目を配ってほしいなと、そんな気がします。ぜひお願いしたいと思うのです。

それから、再任用の関係ですが、私は再任用の配置の中で、やはり各課の中にも専門的な、あるいは専門職的なものをつくって、なかなか今まで取り組もうとしても取り組めなかったような、そういったところ、あるいは専門的に取り組む分野、そういったのをつくってもいいのではないかな、そんなふうに思っています。一例を挙げれば、例えば建設課のほうで所管する道路改良工事等で、やはり用地の交渉や、あるいは物件補償とか、そういった限られた専門的な分野を直接担当するような人、ちょうど年も60で定年になった人ですから、まあまあ地域の中に入っても、そういった交渉力は持てるのではないかな、そんなふうにも思っていますし、現在税務関係に配置されている、滞納を主として回収する、この部分も毎年滞納額はありますけれども、それを減らすためには、1人ではなかなか厳しいかな。例えば2人がペアになって、そこに配置される。一般の職員とは別に専門職として、そういう配置をする。そういったことを考えていくべきではないか、そんなふうにちょっと感じているものですから、このことについてどのように町としては考えておられるか、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 再任用職員についての再質問にお答えさせていただきます。

若林議員のおっしゃるとおりで、交渉力とか、先ほども言いました経験とか、ノウハウとか、やはりそういったものは、ぜひ役場としても活用させていただきたいと、活躍をしていただきたいと考えております。確かに用地交渉とか、物件補償ですね、あとは滞納整理とかというところについては、そういったポジションについては、若林議員のご意見を参考にさせていただいて、ぜひ配置を考えていきたいと思っておりますし、あともう一つ、再任用の方にお願ひできたらと思っているところは、やはり2年とか、3年の短期的なミッションというのも今後出てきます。そういったところを集中的に、その人が専門的にやっただく、担当としてやっただく、そういったところにも配置できたらと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で12番、若林清平議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、発言通告に沿って質問します。

質問に入る前に、今議会において子育て支援策の一環として、こども医療費無料化を高校生まで引き上げるという条例案が提案されています。前回9月議会で、「4月実施に向け、鋭意検討を進める」との答弁もありました。子育てにより優しい町として、さらに前進したと捉え、町長を初めとした関係職員のご尽力に敬意を表するものであります。

それでは、1番ですが、初めに介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。私は9月議会において、利用者にとって、この事業がサービス低下とならないかと町の取り組みについて伺いました。横瀬町は、地域の実情に応じた取り組みができるようになりましたが、従来からのサービス水準を下回らないように努めているとの回答でありました。

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となったとしても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにとあります。ぜひ支援を強め、安心して暮らしていけるような制度充実に努めていただきたいと考えます。

今回は、事業者側にとって、この介護予防・日常生活支援総合事業がどうかということについて伺うものであります。訪問型サービスと通所型サービスがあり、訪問型介護と同等のサービス、緩和した訪問型サービスA、また通所介護型と同等のサービス、緩和型の通所型サービスAとなっています。

横瀬町に、このサービス利用者が何人いて、また施設利用の実態がどうなっているのか、幾つの事業所が登録されているか。また、サービス内容等についてどのようになっているのかを説明していただきたいと思えます。そして、かかる費用がどうなっているか、これも明らかにしていただきたいと思えます。

(2)としまして、これらの費用についてであります。現在事業所の動向は介護保険法の、これは私から見ると改悪に捉えるのですが、給付水準はどんどん、どんどん下げられています。だけれども、介護に当たる職員については、給与を改善せよということで、運営が非常に厳しくなっている状況と聞いています。事業者も安心して運営が続けていけるように、しっかりとした、裏づけされた予算が必要と考えます。予算の裏づけとした、これは介護保険法で措置されるのか、あるいは町の持ち出しとなるのか、このことについての説明をしていただきたいと思えます。

次に、2といたしまして、子ども子育て放課後事業の拡充についてであります。横瀬町は、誇りある日本一住みよいまちづくりへの挑戦、地方創生総合戦略の中でも横瀬っ子をふやす環境づくり、子育て環境づくりに取り組んでいるところであります。子育て・子育ての支援の一環として、小学校の子供たちの放課後等子ども教室、それから学童保育があります。児童福祉法に基づく学童保育、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後に生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を行っています。また、児童の放課後における体験活動や交流活動を支援するため、横瀬小学校に放課後等子ども教室があり、積極的に取り組んでいることと思えます。

そこで、私は、この学童保育、放課後等子ども教室のそれぞれの現在の対象者、利用者の定員、それから利用実態、利用ニーズを明らかにし、今後の拡充策を示していただきたいと思います。

(2) といたしまして、学童保育の利用料についてであります。現在5,800円となっております。おやつ料は、また別なのですが、皆野町では、この利用料を今年度ゼロ円、ただにしたところであります。秩父市と比較しても秩父市四千八百数円ということで、高いと感じます。利用料を下げ、働く家庭の支援を進める用意があるかを示していただきたいと思います。

3番目であります。横瀬町の地球温暖化・省エネ対策の推進についてであります。横瀬町は、町内の一事業者として、地球温暖化防止のためにみずから率先して、事務事業執行に伴い排出する温室効果ガスを把握し、環境問題に積極的に取り組んでいく責務があります。地球温暖化対策実行計画を定めていますが、この計画は温室効果ガス排出量の削減目標を設けて、その達成目標に向けて、町政にかかわる全ての職員が協力・実行することにより、地球温暖化防止を図ることを目的としています。温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すパリ協定や、その早期達成に向けて、確かな歩みが始まったCOP22が閉幕しました。実質的な取り組み強化が求められています。

そこで、(1) といたしまして、横瀬町における地球温暖化対策・省エネ対策の取り組みの現状と課題、今後の目標について示していただきたいと思います。

(2) といたしまして、これらの施策を実行するには、何としても精通した職員の配置が不可欠と考えます。少ない職員で全てをこなさなければならない状況ですが、この職員育成をどう図るのか、研修予定等を示していただきたいと思います。

ぜひ実効ある回答を期待して、この場での質問とします。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、介護予防・日常生活支援総合事業についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 5番、浅見議員の一般質問、質問事項1、介護予防・日常生活支援総合事業について、要旨明細の(1)について答弁をいたします。

介護保険法の改正に伴いまして、介護予防給付のうち、介護予防通所介護と介護予防訪問介護が、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業、いわゆる総合支援事業に移行することとされ、前回の議会でもご説明したとおり、当町でもことし4月1日から事業を開始しております。

なお、この総合事業を実施するに当たりましては、秩父圏域1市4町の担当者が事前に協議を行いまして、共通の単価や基準等につきまして、協議をいたしまして、事業実施をしていくことになっております。また、その単価につきましても、関係事業所等にアンケート調査を行った結果、現在のような単価になっております。

新たな総合事業の訪問型と通所型のサービスでございますが、現在のサービスの利用者数は、10月利用者の実績から申し上げます。訪問介護と同等のサービス利用者は19名で、7事業所を利用しております。訪問型サービスの基準緩和サービスAの利用者は1名で、1事業所を利用しております。

次に、通所介護と同等のサービスの利用者は13名で、6事業所を利用しております。通所型サービスの基準緩和サービスAの利用者は6名で、3事業所を利用しております。

なお、訪問型、通所型サービスの事業者は、それぞれ11事業所が登録をしております。

次に、サービス内容と費用についてであります。まず訪問介護と同等のサービスについては、調理、掃除、洗濯、買い物等の支援を行う生活介護と入浴、排せつ、着がえ、服薬管理等の支援を行う身体介護の利用ができます。利用時間は1回45分から60分程度で、利用回数につきましては、要支援1の方と総合事業対象者の方が週2回まで、要支援2の方が週3回までの利用となっております。費用につきましては、月額単位となっております。週1回の利用の場合につきましては月額1万1,680円、週2回の利用の場合には月額2万3,350円、週3回の利用の場合につきましては月額3万7,040円となっております。介護予防給付の単価と同一で、このうち本人負担は所得に応じまして、1割または2割負担となっております。

続いて、訪問型サービスの基準緩和サービスAについてでございます。調理、掃除、洗濯、買い物等の支援を行う生活介護のみの利用ができます。利用時間は1回30分から45分程度、利用回数は要支援1の方と総合事業対象者の方が月8回まで、要支援2の方が月12回までの利用となっております。費用につきましては、1回の利用ごとに2,500円で、本人負担は、先ほどと同じ1割または2割負担となっております。

通所介護と同等のサービスにつきましては、体操・レクリエーション・入浴・食事など。必要に応じまして、運動機能向上や栄養改善などのメニューも追加で実施をすることができます。利用時間につきましては半日または1日、利用回数は要支援1の方と総合事業対象者の方が週1回まで、要支援2の方が週2回までの利用となっており、費用については、月額単位となっており、週1回の利用の場合は月額1万6,470円、週2回の利用の場合は3万3,770円となっており、これも介護予防給付の単価と同一でございます。

通所型サービスの基準緩和サービスAについては、体操・レクリエーションなど。食事や入浴の部分につきましては実費負担となりますが、事業所によって利用可能となっております。利用時間につきましては半日、利用回数につきましては、要支援1の方と総合事業対象者の方が月4回まで、費用につきましては1回3,300円、要支援2の方が月8回までの利用ということで、費用は1回3,380円となっております。これも先ほど申し上げました、本人負担につきましては1割または2割の負担となっております。

それから、総合支援事業に要する予算でございますけれども、介護保険法の適用対象となり、そのうち国が25%、県が12.5%、残り12.5%が町負担となります。事業者に対します給付水準につきましては、事前の協議を経ているものであります。今後も適正な事業執行により介護事業を進めたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、この総合支援事業に移りまして、秩父郡市1市4町においては、今、課長から説明ありましたように事業者の意見を聞きながら、全体的に事業者が困らないように進めているとのこととあります。この介護保険制度の中で日常生活支援総合事業については、私が持っている手持ち資料では、16年4月1日現在ということで、埼玉県内の中で63市町村あるうち実施している市町村が34カ所、それか

ら訪問、現行のサービスとか、それから訪問型Aをやっているというのは非常に少ない状況なのです。

これは秩父1市4町は、ほぼ同一歩調でいって、この値段を確保しましたと。ところが、これが全体的に広がっていったときに、今はまだ介護給付という形で措置されます。これが全体に、なるべく総合支援事業は訪問型看護、あるいはその他包括支援等ですね、地域支援にあって、介護給付から外していく方向に進んでいるのではないかなと危惧される場所なのです。そういうところで、今後の町の中で、予算措置というか、今は事業所にとっても、ある程度やれます。利用者がいて、事業所がやっていけなくなってしまうと、結果的に利用者が使えなくなってくるという危惧があるというふうに予想されると私考えるのです。そんな心配なく十分やっていけますということがあれば、それにこしたことはないのですが、そこら辺の危惧についてはどうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。もう少し簡潔明瞭をお願いいたします。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

介護給付から総合支援事業が外れてしまうのではないかとこの部分の危惧でございますが、これは制度の問題でございますので、一市町村で判断をする部分ではないと思っておりますが、そういった懸念がないとは私も言い切れない部分はあると思っておりますが、総合支援事業というものは、要支援の方に対するサービスでございますので、1市4町で、これからも協議会等で、策定した要綱でございますので、事業所に対する単価等につきましては、そういった部分での協議を進めていければなと思っております。国レベルで、こういったものは考える部分が多分にあるかと思っておりますが、当町としてもサービス提供者が不便のないような、そういった介護体制ができればと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問でございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私もこの中で、事業所を回ったときに、事業所のほうで、どんな点が今は危惧されるかという点がありました。これは介護従事者の確保が非常に難しいというか、なり手、働き手がない状況だそうなのです。当然これについては、ハローワークにヘルパーさんの採用を出しても、応募してくる人が非常に少ないということを知っているところであります。当然町単独というわけにはいきませんが、利用者が安心して暮らせるために、いわゆる事業所における従事者の確保が必要だと思っておりますが、対策が、町で考えているものがありましたら、どう考えているのか、示していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 お答えをいたします。

従事者への支援ということでございますが、当町単独での支援というのは、なかなか難しいものと思っております。ただ、県等でも、そういった部分については理解がされている部分もございまして、検討は

進められるということは伺っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、子ども子育て事業の放課後対策の拡充についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、2の子ども子育て事業の放課後対策の拡充についてを答弁させていただきます。

当町では、放課後等子ども教室は、現在40名の定員で放課後から午後5時半まで、小学校1、2年生を中心に運営しております。本来の放課後等子ども教室は、子供の居場所づくりを通していろいろな体験ができる場所で、誰でも利用できる制度でございます。しかしながら、現在の利用者の大半は、共稼ぎ、またはひとり親家庭の児童がほとんどで、学童保育室と同様な状況でございます。また、入室児童につきましては、1年生を優先的に、そして次に2年生を優先に入室させていますので、今年度は3年生につきましては、2名しか受け入れることができない状況でございました。

そこで、平成29年度は、入室対象児童を1年生、2年生とし、放課後の時間が長い低学年児童を重点的に保育する予定としました。ただし、定員にあきがある場合には3年生以上も受け入れるとしております。以上、今年度と内容的には同じ募集の状況となっております。

そして、今後の拡充策につきましては、このようなことから、今年10月より学童保育室と放課後等子ども教室で連携し、利用しやすいものにするために検討しているところでございます。その中で放課後の子供の受け入れ態勢の拡充等について検討しております。

以上でございます。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、質問事項1、要旨明細1の学童保育室についての部分と要旨明細2について答弁をさせていただきます。

学童保育室につきましては、平成26年度に事業の拡大を図るため、保育室の増築を行い、対象学年1年生から3年生を1年生から6年生までに、入室定員を30人から50人に拡大いたしました。利用時間につきましては、学校の放課後から午後6時半までとなっております。今年度につきましては、4月には45名でスタートいたしましたが、年度途中の入室の希望者が多く、現在53名の児童を受け入れております。

共働きの家庭がふえ、児童の放課後の安全な居場所としての学童保育室等のニーズは、浅見議員さんおっしゃるとおり高まっております。今後につきましては、教育次長からの答弁もありましたが、放課後子ども教室と連携し、利用者のニーズに応えるべく、事業実施できるよう検討してまいりたいと思います。

続きまして、学童保育室の保育料につきましてはですが、近隣の自治体の動向や、あとは放課後子ども教室との調整を図り、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町は、子育てに優しい町、地域における子供の活動の場や機会を確保していきましょう。先ほどいろいろ話も出ていました。横瀬町の地方創生総合戦略の中でも子育てを応援します、あるいは横瀬町の総合振興計画があります。それから、横瀬町の子ども・子育て支援事業計画、こういう中でも、より子供たちにとって過ごしやすい町、それをつくっていいのではないかとということがあります。

その中で、今、教育委員会のほうから出された中身につきましては、これは私のほうの手元にある資料は、まだ例規のほうは、横瀬町放課後等子ども教室運営要綱、これは要綱になっているので、議会にかからなくて、条例とは別です。これは入室基準が第6条で、入室することができる児童は小学校1年生から3学年までに在籍し、かつということを行っています。それから、児童定員が3分の2に満たないときは対象学年を拡大することができる、という要綱上でうたわれているところであります。

今回何が問題となって対象範囲を1年生、2年生に限るというか、定員が40ということであります。では、定員をふやす努力、あるいは人が足りないから、今回予算の、さっき話もありました。実態と、あるいはニーズとを比べて、子供たちの保育園の関係だということ、定員割れ、保育園落ちたとか、学童保育に対して今53名ということなので、これは児童福祉法に基づく措置しなくてはならない点、そしたらこういうふうにはないか。放課後等子ども教室については、私は町が掲げている、子育てを応援しますのに対して、逆行にとられるのではないかとというふうに捉えるところであります。

たまたま私が一般質問を準備しているときに横瀬町のホームページを見たら、あらっ、こういう形で放課後等子ども教室の平成29年度募集が上がって、1年生、2年生ですよとなっていますと。まだここだったら、今回の議会の中で話をしながらどうかというふうにしたところ、今度は広報が来ました。12月広報を見たら、放課後等子ども教室の平成29年度入室申請を受け付けを行いますということで、町民にも、こういうふうに来ているところなのです。とすると、横瀬町子育てを応援をやっていいのではないかに対して、この放課後等子ども教室は、私は逆行と捉えるのですが、そのところが1点であります。どう捉えますか。これは教育委員会にもう一度聞きまして、それから町長の答弁も聞きたいと思えます。

それから、もう一点は、学童保育の利用料の関係であります。近隣等を見ながらということで、皆野町は子育て応援をやって、今年度から皆野町保育所入所推進、あるいは学童保育所の入所推進ということで、平成28年度より無料にしました。ただし、おやつ代は実費として別に取りますよという形です。秩父市等を見ながら、安ければいいというものでもないけれども、一定の考えのもとで、横瀬町が突出しているのではなくて、ほかと、近隣との動向を見ながら進めていくということで、ぜひ町として、検討しますではなくて、見直しますというふうなところまでいくかいかんかについて再度再質問ということで、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、浅見議員からの再質問にお答えさせていただきます。

今回の放課後等子ども教室の募集で、3年生が対象となっていないことが、後退ということでございますが、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、平成26年度までは1年生から3年生まで全員申



込者が入室できました。そして、平成28年度の募集で、先ほど申し上げましたが、1年生、そして2年生が優先のために3年生は、申し込み14名中2名しか受け入れられませんでした。そこで、今年度につきましては、1年生、2年生を中心に募集ということでさせていただきまして、そして定員に達していない場合には3年生以上を受け入れるということで募集させていただきましたので、教育委員会といたしましては、現状と変わらない内容で募集をしているというようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

そしてなお、先ほど14名中2名しか受け入れられなかったというお話を申し上げましたが、その後その12名の方はということになりますが、6名が辞退されました。申し込みをしたのですが、辞退をされたということです。そして、6人の方で抽せんで、3年生を選んだわけなのですが、そして2名の方が入室して、そして3名の方が学童保育室のほうに行かれました。残りの1名につきましては、その後活動している間にあきが出ましたので、連絡をいたしましたら、もう既に自宅で十分過ごしており、あえて入室する必要はないという保護者からのお断りの言葉をいただいて、待機している児童はいないというような状態となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

学童保育室の保育料についてでございますけれども、保育料のみならず、なるべく住民の方のニーズに応えるべく、学童保育室の運営につきましては、放課後等子ども教室と連携を図りながら、見直しについて検討をしてみたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町長からというお声をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

これは学童保育と放課後等子ども教室は根拠法が違う、別の仕立てにはなっていますが、利用者から見ると、余り差がないと思っています。実際に放課後等子ども教室へ行けなかった子供が学童保育を利用されたりとかということが多くて、私は、これは利用者目線でセットで考える必要があるということを考えています。という中で、今期初めて子育て支援課とそれから教育委員会のほうで、これを議論する場を設定しています。結論から申し上げますと、今の形をもっと使いやすい形にしていきたいと思っています。その議論を始めています。やはり気になりますのが、放課後等子ども教室がただであって、学童保育室が5,800円と少し高い設定、ここの平仄を少し考える必要があるかなと思います。

実際お母さん方の中から、放課後等子ども教室は有料にしてもキャパをもう少しふやしていただきたいという声も受けています。それらを踏まえて検討しているのですが、これは難しいのが、児童数が減少する中で、適正な受け入れ態勢をつくるということが実は難しいです。去年は、たまたま超過をしているわけですが、毎年超過をしているわけではありません。ですので、利用者が潜在的にどのくらいいるのか、今後どうなっていくのかということを含めて、しかるべき体制を整備していきたいと思っています。

そして、結果的にことしが、最初の募集が1、2年生限りになってしまったのは大変申しわけないので

すけれども、ただこれも去年1、2年生であぶれてしまった方がいましたので、そこに対する手当てを優先させていただいたということで、できるだけ希望者の方があぶれることなく利用していただく、そして2つのサービスが、利用者から見て、一番利用しやすい形に共存しているという形をつくるような努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 どっちかという勇み足というか、状況を見ながら、今、町長が言われたような、それは学童保育と放課後等子ども教室の両方の連携をとりながら、実態を見ていこうではないかと。私もほかの面で、この点について調査したときには、放課後等子ども教室にみんな来てしまったら、子供が少なくなっていて、帰りの安全をどう確保するって、そういう危惧すべきところも出てくるこのことなのです。だから、片っ方を強化すれば、ではこっちはどうするのだいというのもあたりするのだけれども、出す前に、もうちょっとここは、私は今、1回とまって、もう一回考えてみて、それから出すというか、そういうことが必要ではないかなというふうに思いました。動いているときだけれども、実際に希望している人があぶれないように、ぜひ手当てをとっていただきたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、本当に保護者の方が安心して預けられるような体制を整えていきたいと思えます。見直しをして、ある程度予算的な、保育料的なもの、あとは受け入れる定員等をしっかり検討させていただきまして進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 子育て世代に優しい町を標榜しておりますので、そこはしっかり住民のご期待に応えられるような体制づくりに努めてまいりたいと存じます。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、横瀬町の地球温暖化・省エネ対策の推進についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、質問事項の3、要旨明細1の横瀬町における地球温暖化対策でございますけれども、まず本町の地球温暖化対策・省エネ対策の取り組みの現状と課題ですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成20年6月に改正されまして、地方公共団体に対しても地球温暖化防止への取り組みに関する実行計画の策定が義務づけられました。これに基づいて町では、平成23年3月に第1次横瀬町地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を定めて推進してまいりました。

第1次実行計画では、計画期間を平成22年度から平成26年度までの5年間とし、削減目標は、平成21年度のCO<sub>2</sub>排出量を基準として、平成26年度のCO<sub>2</sub>排出量を床面積原単位当たりで5%削減することを目指しておりました。

現在は、この第1次実行計画の実績を受けて、第2次実行計画に移行しております。第2次実行計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、削減目標は平成25年度のCO<sub>2</sub>排出量を基準として、平成31年度のCO<sub>2</sub>排出量を床面積原単位当たりで3.8%削減することを目指しております。

計画の推進に当たっての組織体制ですけれども、副町長を本部長とし、各課所長で構成する実行計画推進本部を組織し、また各課には実行計画推進員を置き、計画の実施状況の管理に当たることになっております。各推進員は、それぞれ所管する各施設ごとに電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油等の毎月の使用量を調査・報告しながら省エネ・省資源を推進しております。

計画の具体的な取り組みとしては、物品の購入、使用に関する細かなものから、施設設備の更新や管理に関するものまで項目を定めて、省エネ・省資源を意識することとしております。

第2次実行計画を策定するに当たって第1次実行計画の実績報告書が作成されておりますけれども、各学校の太陽光発電設備の設置や役場庁舎の空調設備の入れかえなど節電対策を実施いたしましたが、基準年度に対するCO<sub>2</sub>排出量は、目標値の5%削減には届かず、1.28%の削減にとどまりました。

今後は、CO<sub>2</sub>排出量の大部分を占める電気の使用分について、さらなる削減を目指し、職員の省エネ意識の醸成と施設設備の改善が必要であると思っております。

また、地球温暖化対策について広く町民に知っていただくために、ことし8月に地球温暖化対策に資するあらゆる運動を推進し、「環境に優しい横瀬町」を目指して、国の唱えるところのクールチョイスという、「よこぜクールチョイス」賛同宣言を行いました。

さらに、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の交付を受け、去る10月23日に町民会館にて「省エネ改修と地方創生」と題した講演会を実施し、その後、省エネや環境問題をテーマとしたワークショップイベント「横瀬お茶飲み会議」を2回開催し、また年明けには3回目を開催する予定でございます。また、3月には、それらを総括して暮らしに役立つエコを紹介した冊子を作成し、全戸に配布する予定となっております。

続いて、2番の担当職員の配置・研修予定でございますけれども、担当職員につきましては、現在のところ、環境衛生全般を兼務する1名で担当しております。これはどこの課の職員も同じなのですが、複数の業務を担当するため、特別にこれに専門的な研修を行っているわけではありませんけれども、時々分野ごとに県などが主催する研修会には参加しております。職員には、自分の担当する業務について自覚を持って自己研さんできるように今後とも指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の省エネ対策について、取り組み等についての説明をしていただきました。事業所にとって、この横瀬町という一つの行政の事業所、町役場があります。それから、水質管理センターがあります。学校、それから給食センター、非常に電気を使う大きなところがあります。そういうところ

ろを事業所という単位でくりながら、そこがどういう省エネを図っていくか、地球温暖化対策の実行というのが、この実行計画の中にどう生かしていくかだと思います。

それで、担当職員、専門職員をどう置いていくかというところがあったりしながら、今の環境推進員1名だけでも、複数の業務を行いながらいくということで、非常に難しい状況だというのはわかることです。だけでも、そこについて地球温暖化対策の実行を具体的にどう進めていくか。私もこの地球温暖化対策実行計画の町を見させていただいたときに、非常に難しい側面があるだろうと。今、床面積を原単位として5%減らしていきますと。これは電気の使用量をどう減らすかに対しての難しさというのがあって、これは定住自立圏の中でもCO<sub>2</sub>をどう減らしていくかということできているところだけでも、実際にではどうやって電気の使用量を減らすのって2つの例を挙げます。

例えば町民会館、141キロの契約になっています。ここではホールを今非常に使っているのです。電気を一番使うのは大ホールを使うと電気を使います。では、人がいっぱい利用してもらったら電気をいっぱい使ってしまう。面積は変わらないのだから、これの原単位はどんどん上がってってしまうのではないか。あるいは水質管理センターがどうか。ここは処理量がふえてきました。面積は変わらないですと。そこはどうか努力してもできないところというので、原単位を幾つかに分けるのも一つの方法ではないかなと思います。例えば町民会館なら利用者が何人いるから、1人当たりのキロワットというような形で変えていくなれば、それは利用者が多くなって、これだけ電気を使ったのだけれども、こういうふうには減らしたとか、あるいは水質管理センターだということ、放水量が何立米と出ているので、その何立米に対する電気の使用量で割り戻すこと原単位もあるというふうに思います。そういうのを使いながらやっていくのも方法ではないかということで、今の実行計画を進めていく中では、こういう考え方もあるのかということを入れてもらったらどうかということがあります。

それから、省エネの関係等を含めて、プロをどう育成するかということで、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、省エネ法の概要、こういうのがECCJですか、省エネルギーセンター、資源エネルギー庁でも出したりしています。こういう存在とか、それからあとは水質管理センターのほうは、こちらは、プロがいます。そちらのほうは省エネに心がけている。でも、町の中では優秀な職員がいるということも聞いてきました。なぜかということ、この水質管理センターで使う大容量ポンプについては、既にインバーターを使いながら、省エネの機器を使っているということで、町の職員もいろいろ心がけている人がいると思います。そういう人たちを、さっき若林議員の質問の中で、再任用職員等を含めながら、専門職、これは用地だとか、あるいは専門ではないけれども、長年やってきた人たちがいるので、こういうたけている人を一つのセクションに置いてカバーしてもらおうのも方法ではないかなというふうに思うのです。

再質問の中では、職員の研修と、今言うような再任用職員の適正な配置というか、そこら辺について、どう考えるのかを示していただきたいと思います。

それから、もう一点、私も参加した10月23日の早田さんの省エネ「省エネ改修と地方創生」、町民向けには、まさにそれでみんな熱効率をよくして、太陽光を使って、省エネに心がけていきたいと思いますけれども、これは自治体の事業者に対する講習とは、また違うという点がありましたので、町向けには、こういうふうにしていきます、町はこういう努力をしています、そういう点で進めていければというふうに思います。2点になります。

それから、済みません。課長がさっき言った中での、町として、こういうふうに取り組んでいますというのが、ちょっと聞き取りにくかったので、メモの中に入り切れなかったのです。町は、こういうのに取り組んで進めていきますというところが、もう一度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、床面積の原単位の関係ですけれども、議員さんおっしゃるとおり、例えば水質管理センター、あるいは町民会館、それぞれの施設ごとに捉えれば、確かにそのような形で捉えたほうがわかりやすいという側面もあると思いますので、それらも参考にさせていただきたいと思います。

ただ、床面積当たりの原単位、これはどういうふう採用したのかと、ちょっと自分の思ったのですけれども、一応これをつくるときに国のマニュアルに従ってつくっているようなのですが、恐らくこれは町の中でもそうなのですが、他市町村の状況と比べるような場合に比べやすいような形で、こういう原単位というのをつくったのかなというふうに感じております。

それから、プロの育成ということでございますけれども、確かにいろいろな業務の中で、専門職が強い部分もあります。そういった中で業務を進めるに当たっては、やはり相当の知識を要するということも出てくると思いますので、担当になった職員については、そのことについては一生懸命勉強していただきたいというのはありますか、ご指摘のような例えば再任用職員ですとか、そういった、もともとある程度の知識を持った人の配置ということも考えられますので、その辺も含めて、そういったことは今後の課題かなというふうに思っております。

それから、講演会につきましては、一般的な町民の皆さんに、こういった取り組み、あるいは意識醸成というのですか、そういうことで少しでも考えていただきたいということで、講演会を開催したわけでございます。今後の取り組みの点ですけれども、先ほどの答弁の中では、電気を使う部分というのは、CO<sub>2</sub>の排出量を抑制する場合に事業所の中でCO<sub>2</sub>換算する場合に電気の使用量が秘めている割合がとても多いので、その電気をできるだけ削減できないかということに着目するのはよいのではないかとということでございます。これから事業としては、役場内では、今年度から庁舎内のLEDの照明の改修ですとか、そういったことも予定しているようですので、そういった方向で削減を推進していきたいということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 もろもろの回答ありがとうございました。町は積極的にやっているところも非常にあると思います。太陽光発電等については、ホームページの中でオープンにしながら、これだけの電力を起こしてやってきています。スポーツ交流館、横瀬中学校体育館、あるいは太陽光発電情報という形でいくとか、あるいは子供たちに、これだけ電気を起こしています。それから、横瀬の町民会館に行くと、事務室の中にデマンド計という電気が、今何キロ使っているかというのを見ながら、職員は、ここに置いて

は困るというので、近くになると、ほかの電気を消すとか、そういう努力もしながらしているところを聞いてきました。私もエネルギー管理にはかかわってきた人間なのです。町の中に必要とあらば、私も幾らでもお手伝いしながらやるということを表明して質問を終わります。ありがとうございました。

○小泉初男議長 答弁はよろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。1つ目は、空き家対策とその活用についてです。適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているという状況は全国的な問題であり、その対策の一環として空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月26日に施行されました。その第15条に財政上の措置及び税制上の措置等という条項があり、その一つとして空き家再生等推進事業が設置されました。空き家対策に関する質問は、本年6月の横瀬町議会第2回定例会において宮原議員が一般質問の中でされておりまして、町内の空き家の数は平成24年度の調査結果として123軒、その中に直ちの対策を必要とする特定空き家はなかったとのことでした。

今回私がお聞きしたいのは、空き家の活用についてですが、確認も含めて現状と課題をお聞かせ願います。また、財政上の措置及び税制上の措置である、国土交通省管轄の空き家再生等推進事業、こちらは事前に資料をお渡しさせていただきましたけれども、こちらの活用のお考えはありますでしょうか。お考えの場合、具体的にどのようなことをお考えか。お考えでなかった場合、今後の検討課題としていかがか。横瀬町の地方創生総合戦略の12ページにも空き家や空き店舗等の有効活用という、主な事業というところがございます。こういったことも踏まえまして、お聞かせください。

次に、2つ目の質問でございますが、ファシリテーターの育成と活用についてです。これまでの一般質問、議案審議の質疑等におきまして、私は人間関係づくりに関するものを多く取り入れさせていただいております。これはしつこく言うようですけれども、人と人がかかわる機会をどれだけ作り出せるかが、まちづくりの全てに効く特効薬だと考えているからであります。そして、その機会を連鎖させるためには、よりよい関係が築かれることが重要であり、そのためにはかかわりを補助する役割が不可欠であり、それがちょうど1年前の定例会にて政策提案として一般質問させていただきました、おもてなしアドバイザー、これは仮称になりますが、また同じく仮称でございます。絆コーディネーターであります。当時の質問の仕方ではわかりづらかったのではと反省しておりますけれども、一般的な言い方をすると、それはファシ

リレーターであり、横瀬版オリジナルファシリテーターの提案でございました。

ファシリテーターとは、グループプロセスを適切に観察し、介入を行うことで、学習や気づきを促進させ、また議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるように調整する役割のことで、わかりやすい事例で申しますと、本年10月から11月に開催されました地区懇談会、横瀬町民お茶飲み会議、また中山間地域活性化ワークショップにおいて進行を取り仕切っていた方々が、それに近いのでしょうか。このファシリテーターは、人間関係構築の役割だけでなく、町民の意見を引き出す、また気づきを与える等、町民主体のまちづくりにも不可欠な存在であります。

最近、ワークショップ型の参加型の会議がふえてきたことは大変喜ばしいことであり、さらにふえていくことを望みますが、現在のようにファシリテーターを外部委託するとなると、予算の制約なども出てきます。取りまとめなどのこともあつての外部委託かとは存じますが、このファシリテーターの育成が町内でできれば、よりそのような会議が活発になり、町民交流が進むのではないかと考えます。また、正式な認定資格ではないとしても、そのようなスキルを持った人材が町内にふえれば、各地区での祭典や会合などの交流の場が、より有意義で有効なものになるのではないかと考えます。ただ、その際にもう一つ重要なのが、育成講座等を行った場合、参加者の需要があるかということですが、日ごろの人間関係づくりにも大変有効でございますし、実際私の周りにもファシリテーターの育成に興味のある方は多数いらっしゃいますので、広報次第かなとも考えております。

前置きが長くなりまして、大変恐縮ではございますけれども、ファシリテーターの育成を町民対象に行うというお考えはあるのでしょうか。また、お考えの場合、具体的にどのような計画でしょうか。お考えでなかった場合、今後の検討課題としていかがでしょうか、お聞かせください。

質問は以上となります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の質問1、空き家対策とその活用についてに対する答弁を求めます。  
まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 1番、向井芳文議員からの質問のうち、私の方からは質問事項1、空き家対策とその活用についての要旨明細(1)、空き家対策の現状と課題につきまして答弁をさせていただきます。

ご質問の内容にもございましたが、本年6月の議会で申し上げた内容と重複する点もあると思っております、ご了承いただければと思います。

当町では、空き家の実態調査を平成25年3月に実施し、町内に123軒の空き家があること、そしてその中には空き家対策の推進に関する特別措置法で規定しております、特定空き家等に該当する建物が1軒もなかったということが、その時点でわかりました。

また、町民からも、空き家に関する問題等の情報が町に届いたという話を聞いておりませんので、取り急ぎ対応を必要とする空き家は、現在存在していないと認識しております。

ただ、課題としましては、その調査後4年近くが経過しているということで、空き家の状態・状況にも変化が生じているかと思われまます。今後、町の対応を考える上でも、空き家の実情を把握することが必要となるため、定期的な実態調査を実施しなければならないと考えております。

また、活用策としましては、秩父地域外から転入者をふやすということに町は力を入れておりますので、

そのことに空き家が活用できればということで、定住自立圏事業でございます、ちちぶ空き家バンクの有効活用を図れればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 次に、私のほうからは、要旨明細の（２）、国土交通省所管の空き家再生推進事業の活用のお考えはあるか。３番目の考えがある場合は具体的に。なかった場合には、今後の検討ということで、お答えさせていただきます。

まず、この空き家再生等推進事業は、空き家住宅・空き家建物の改修等に要する費用を助成する活用事業タイプと、あと不良住宅、空き家住宅または空き家建築物の除去等に要する費用を助成する除去事業タイプの２つの事業から成っています。この事業実施につきましては、空き家等対策計画策定が、まず必要条件であり、現在は何年度からというような具体的な当該事業の活用の予定はございません。しかしながら、少子高齢化等による空き家は、今後もふえると予測され、今後より一層の対策強化を求められる中、町としても空き家対策を講じるため、空き家の実態調査作業を実施し、空き家対策計画を策定して、可能な限り早い時期に当該事業の活用ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番 向井芳文議員 それぞれご答弁ありがとうございました。今後活用を含め、考えていっていただくというふうな回答で受けとめさせていただきました。その中でいろいろな活用の仕方があると思います。除去事業タイプと活用事業タイプという中で、例えば活用事業タイプでは高齢者サロンのことを公民館等でやっていますけれども、本当に地域に密着した集まれる場という形、また多世代交流の場としてということも含め、また今例えばよく議会のほうで、こちらの会議のほうで出ささせていただいているのですけれども、青少年相談員協議会の子たち、彼らは活動しているのですけれども、みんな仕事をしていて、大体活動を始めるのは、７時とか、８時からだというと、公的な公民館等では９時で終わってしまう。なかなかそういう会議をする場所がない。結局市内のファミリーレストラン等、お店等になってしまうと、また費用がかかってしまうなんていう話も聞いております。そういった若い力、本当にこれから横瀬町をしょっていくであろう力の子たちが、その力を発揮するきっかけになる拠点としてというような使い方もあるのではないかなというふうに思っております。また、子ども食堂等今全国的に展開されておりますけれども、そういった子供の貧困対策等にも使えるのではないかなというふうに考えております。

また、除去事業タイプでは、こちらは除去して、そこを例えばあいた土地をポケットパークとして小さな公園ですね、本当に団地の中にあるような小さな公園を思い浮かべていただければなのですが、そういった近所のおばあちゃんたち、おじいちゃんたちなど、よく道端で座って、または立ち話をしているのをよく見かけますけれども、ああいったことが、もっと活発に、そういった場を通じて促進されていくのではないかなというふうに思っております。

そういった事業展開等が考えられるのではないかなと。また、これは助成率も、かなりいい、高い助成



率のものになっておりますので、私の持っている資料で確認できる部分では80%から、場合によっては100%ぐらいまでの助成交付される、最高の額ということですがけれども、それ以下もありますけれども、それだけの率でされる可能性もあるというものでございますので、そういったことも含め、今後具体的にそういった展開をしていただけたらなということを思います。これはどの課とか、そういうことではなくて、各課においていろいろな使い方があると思うので、そういったことを含め、そういったときに何かこの事業をというときに、この空き家再生等推進事業が使えるのではないかなということを、もし頭に入れていただいて、考えていただければなというふうに思うのですけれども、ひとつ町長のほうにお聞きしたいのですけれども、そういったことを含め、課に限らず全体としての活用として、今後どう考えていただけるかという部分をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから包括的な答弁をさせていただきます。

空き家の現状は、先ほどお話をしたとおりで、現状としては、秩父郡市の中では、空き家は少ないほうです。それから、問題空き家と認識しているものはないという状況ですが、この後、確実にふえると思います。そこを有効に活用するという考え方も、そのとおりだと思いますし、そのときに補助金を使って何かをしていくということは、考え方としてはありだと思います。やはり大事なものは、前提としては2つあって、1つは需要ですよ、それをやるに足る事業だったり、あるいはニーズ、需要があるかというのが1つと、2つ目は、それをやるに足る適正な適切な場所、空き家があるかということなのだろうと思います。それらがイメージできたときに、この空き家再生推進事業を使うということはありません。

ただ、一つ気にしなければいけないのは、いわゆるこれは箱物の話になってしまいます。ポケットパークをつくるにしても、あるいはイニシャルコスト、補助金をもらってやるにしても、やはり管理をどうするのかという問題も我々は消化していかなければいけませんので、管理コストに見合う効果が上がるかどうか。それから、さっき言った適切な事業とか、ニーズがあるかどうか、それから適する場所があるかどうかというものを総合的に勘案しながら、今後の方向性を考えていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。総括的なご答弁をいただいた後ではなく、本当なその前に2回目の再質問すべきところだったのですけれども、今後空き家に関しては、全国的にどうか、国としても、活用をどんどん推し進めていこうと。それは先ほどのいろいろなまちづくりへの活用だけではなく、この秩父地域でいうと原点に戻るという解釈にもなるのかもしれないのですが、空き家バンクとして、住む家としての活用に関しても、かなりの補助金等が、これから出てくるのが予測されます。

ヨーロッパのほうでは、80%ぐらい空き家を再活用している率があると聞いております。日本では20%ぐらいだと、20もあってなかったと思います。そのぐらいの率で、日本では、まだ活用されていないと。

それをどんどん活用するようにしようということになっていくと思うのですが、これは空き家バンクともかかわっていくのですが、先ほど今後の新規事業として若者向けの町営住宅というお話があったのですが、この空き家バンクも含めた、今後の空き家の活用と同時に若者向けの町営住宅の、若者の住む場所としての何か優遇措置等のお考えというのが、今後あるかどうかというのを最後に一つお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

先ほどのお話の中で、欧米ではということですが、なかなか難しく、そもそも家の形態が違ってきます。リフォームして使うという文化がしっかりあって、リフォーム物件のマーケットがちゃんとあって、大体賃貸でも買うのでも主流がリフォームされたものというのが、割と欧米なのだろうと思います。なので、一つの家を100年ぐらい使うとか、木造の家をですね、というのは極めて普通なことに対して我が国ですと、家は大体1世代ですよね。子供たちがそこに住んでくれることすら少ないという問題があるので、そこを空き家対策を同じレベルでやっていこうと思うと、ちょっと無理があるというところはあるかと思っています。

一方、若者向けというところは、これは定住促進を今は一生懸命やろうとしていますので、それに資するような形に仕立てられるのであれば検討可能なというふうに思っています。検討課題としては頭に入れておきたいと思っています。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、ファシリテーターの育成と活用についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 向井議員さんからの質問2、ファシリテーターの育成と活用につきまして答弁させていただきます。

現在、当町におきましては、町主催のワークショップ形式の会議を開き、町民の方々に参加協力していただいているところでございます。その会議では、ファシリテーターと呼ばれる進行役の方がおりまして、会議の進行を担当していただいと聞いております。

一般の会議においてもそうですが、進行役の進行の仕方が、参加者の発言意欲に大きく影響し、会議の成果を左右するということは確かにあると思います。リラックスした状態の中で、発言しやすく、本音が言いやすい雰囲気をつくれれば、活発な意見が飛び交い、町民の生の声が聞けるものと思います。そのため、町の施策に町民の意見を反映させ、町民と町との協働のまちづくりを目指す上では、ファシリテーション能力を身につけた方に会議の進行を依頼する意義は大きいはずだと思います。

しかしながら、当町においては、これまでファシリテーターを養成するための事業を行っておりません。また、実施計画等にものせたことがない状況です。そのような状況ですので、今後は先進的な自治体の事例を参考にしながら、調査研究を重ねまして、当町のこの人口規模等でも機能的、効果的にファシリテーター

ターを養成でき、そしてファシリテーターとして、一部の方々に負担を集中させることなく、無理なく、生きがいを感じながら取り組んでいただける環境整備を検討してまいります。

続いて、要旨明細（２）、具体的には、どのような計画かでございますが、ファシリテーター養成研修会は、１回やれば、それでよいというものではなく、受講生の習熟度を高めるためにも、ステップを上げていながらの研修会を継続的に開き、メンバーもふやしていくということが必要となると思います。そのため、現時点においては、やはり先進自治体等の情報を収集しながら、実施の可否も含めて、持続可能な実施方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。大変前向きなご回答をいただきまして、大変心強く思っております。そのような中で、やはりファシリテーターというものが、本当に重要でありという中で、この育成に関してなのですが、育成に関しては、かなりNPO団体等も含め、ほとんど予算はかからないで来てくれるようなところもございます。また、そういったところに依頼しなくても、周りで、そういった技能を身につけている人間というのはおりますので、そういった方を活用することで、予算的には、かなり低予算でできるものだと思っておりますので、引き続き進めていっていただきたいなというふうに思います。

１つ質問させていただきたいのは、今、町民対象という形で、私は質問させていただきましたが、恐らく役場内におきましては、今回の新卒の12名の方も含め、こういったファシリテーション能力に関する、準ずるような研修というのは数多くされていると思います。また、役場管轄の会議等も、以前の一般質問、これも９月議会の私の一般質問で、会議の集約を出させていただいたときにも内容の充実に努めるということで、ご回答いただきました。まさにそれに当たるということと、あと会議が幾つもあるということで、そういう質問をさせていただきました。そういった役場管轄の会議というのがいっぱいある中で、それをかなり役場の職員の方が進行役となって進めていることが多いと思うのですけれども、役場内で、そういった準ずる研修が、どのようなことがされていて、その効果が、その会議等で進行役を含め出ているかどうか、その部分をちょっとお聞きしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 向井議員のファシリテーターの関係の再質問についてお答えさせていただきます。

町主催のいろいろ会議等の中で、役場の職員が司会進行を務める機会は多々あるわけなのですが、そうした中で、特にファシリテーターということで、意識して、そういう研修をしているということは、これまでございません。いろいろな会議等を経験した中で培ったものを、そういった司会進行という役の中で生かしていただいているのが実態かなと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。済みません。私の認識不足で、それに準ずるものを行っているという認識でいたので、研修等まだやっていないということであれば、今後もしできれば、町民対象ということが、私としては一番の理想なのですが、役場内で、そういった研修をしていただいて、それが会議にどうあらわれるかというのを、ある意味そこで検証もできると思いますので、役場の中で、まず取り入れていただくとということに関してはいかがでしょうか。それを最後の質問とさせていただきます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、先ほどの付言からいきたいのですけれども、ファシリテーターという研修はしていないのですけれども、例えば昨年の新人に対しては、町民との対話集会の進め方みたいな研修はやっています。向井議員が最初におっしゃったところで、この前おっしゃったおもてなしアドバイザーとか、絆コーディネーターとファシリテーターは、私はちょっと違うと思っていて、おもてなしアドバイザーとか、絆コーディネーターというのは、一つの目標とか、目的が共有されていて、そこに至らしめるための人たちだと思います。ファシリテーターというのは無色透明で、どんなお題を振られても、そこをしっかりと会議を仕切っていく人がファシリテーターで、したがって技術的には、かなりのスキルが要求されるのだなというふうに思います。

ただ、一方で、ファシリテーターって、これですという定義も曖昧ですので、とてもプロフェッショナルなファシリテーターから庶民的なファシリテーターまであっていいということだとすると、ファシリテーション能力をふやしていくということはあり得る話だと思いますし、役場の職員が、そういうスキルアップしていくということは意味があることだろうというふうに思っています。ファシリテーションというくくりで研修するかどうかというところは、ちょっと考えたいと思いますが、そういう能力を身につけてほしいということは間違いありませんし、そういう人材育成をしていきたいということは考えていきたいと思っています。

○小泉初男議長 以上で1 番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、7 番、内藤純夫議員の一般質問を許可いたします。

〔休憩をお願いします〕という人あり〕

○小泉初男議長 このまま進行いたします。

7 番、内藤純夫議員。

〔7 番 内藤純夫議員登壇〕

○7 番 内藤純夫議員 7 番、内藤でございます。議長がやれということでございますので、一般質問をさせていただきます。

まず、地方創生加速化交付金の申請を短期間にまとめ、100%獲得したこと、町長を初め町の職員の方々の努力に敬意を表します。その交付金事業の一つである花咲山についてお聞きします。一般質問の締め切りに資料が間に合いませんでしたので、このような通告書になったことをおわび申し上げます。

質問いたしますが、花咲山の設計図書、現場を見ましての感想を町長、担当課長、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員の質問1、花咲山についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、花咲山についてのご質問に対する回答をさせていただきます。

ご承知のとおり花咲山公園の整備につきましては、国の10割補助であります、地方創生加速化交付金の交付決定を受けて取り組んでいるところでございます。この事業に取り組むに当たりましては、昨年12月に観光・産業振興協会が中心となりまして、花咲山公園整備検討部会を組織いたしました。そして、ことし1月には広報で募集したメンバーを加えて検討を開始いたしました。

部会の検討を重ねながら、「花咲山は全国的にも珍しい白い花が咲き乱れる美しい山、大勢の人がかかり、みんなでつくる花の名所を目指そう」という方向性が決まり、樹種の選定等を行い、植栽計画等の実施設計を発注いたしました。その間、現場におきましては、作業道の整備、雑草の下刈り作業、伐採作業等を進めてまいりました。

一連の進捗状況と植栽計画に関しましては、産業建設常任委員会におきまして皆様に説明をさせていただいたところでございますが、また11月29日と12月1日には川東地区のコミュニティ防災センターと町民会館におきまして住民説明会を開催し、ご意見を頂戴いたしました。委員会、それから住民説明会等においていただきました貴重なご意見を参考にして、また必要な箇所を改善しながら整備のほうを進めたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 では、町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私の感想を申し上げます。

まず、行ってみて最初に感じたのが、町の持ち出しなしで、よくここまで来たなと思えました。これが一つです。それと、まだいろいろな花も植わっていませんし、道もできていないです。仮の道が通っているだけで、あえて手を加えていない状況だそうなのですけれども、私が思ったのは、この前、議会のお話も受けて思いました。排水対策をしっかりする必要があるということ、それから土砂流出等しないようにしっかりつくらなければいけないなというのが一つ。それから、もう一つは、人がたくさん来る可能性もあつたりしますので、近隣住民の皆さんにご迷惑がかからないようにしていく必要があるなというふうに思いました。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。ただ、ちょっとあの山を見て、いいという感想が出るのが私は不思議でございまして、まず図面なのですが、図面何枚かで金額が378万円、とても高いと思います。これは入札の方法、入札の参加条件、指名であれば何社指名か教えていただきたいと思います。

あと次に、伐採してございますが、切り株がみんな平らになっていない。10センチぐらいの段差で、みんな倒してある。しかも、乾燥した雑木の枝が放置してあると。少しはまとめてあると思いますが、乾燥した雑木は何年も腐ることはございませんので、あのままずっとあそこに置く気なのかということです。

あと、管理道ですが、管理道についての施工にちょっと問題が、設計より早くなぜ施工したのか。近隣住民に説明もしないで、なぜ工事に入ったのか。工事を始める前に、下に民家やお墓があるのに落石防止柵等を設けなかったのか。それで、のり切りをしないで管理道をなぜつくってしまったのか。のり切りは後で土は張れませんので、ちゃんとのり切りしながら幅員をとっていかないと、後で大変お金がかかることになります。

また、私が昔つくった県の林道の幅員は2.5メートルでございましたが、あの管理道をはかりますと、ほぼ3メートル以上全部あるということでございますので、あと管理道を入れ過ぎて、遊歩道をつくる場所がもうないのではないですか、あれでは。その管理道、町で把握している管理道の勾配と延長距離をちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

これは指名競争入札で行いました。指名業者は、ちょっと記憶は定かではないのですが、4社ほどだったと記憶しています。

それから、雑木を切って、あのままにしておくのかというご意見がございました。それについては、一応木をまとめた形で、横に並べておこうということで、処理をしているのですけれども、この辺については、またちょっと検討して、必要に応じて、もう少し片づけを進めていきたいと思います。

それから、道につきましては、これは確におっしゃるとおりなのですが、今年度事業、それも平成27年度の繰り越し事業として行っている関係で、とにかく中の雑木等を少し処理しながら進めたいという、ちょっと時間的な制約もございました。その関係で、先に作業道のほうをつけたものでございます。

のり切りの関係につきましては、確におっしゃるとおりでございます。ちょっとやり方がまずかったかなという気持ちは私もしております。

それから、道幅につきましては、木を伐採して切り出したり、あるいはこの先、植栽等を行うに当たって、樹木の搬入等考慮して、あのような形で作業道を入れたわけなのですけれども、この形を最終形というふうに考えているわけではございませんで、この入れた作業道の部分について、植栽が終わった後には遊歩道、散策道というような形に整えたいというふうに考えています。おおむね幅が2メートルほどの散策道として整えて、例えば路面にチップを敷いたり、砂利を敷いたりというような形で、歩きやすいような散策道にしたいというふうには考えております。中に入れた管理道の延長としては約500メートルの距

離になってございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○町田文利振興課長 濟みません。勾配についてなのですけども、勾配のほうは、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。少し危惧はしているということで、少しはいいのですが、ただ3メートルの道を2メートルにするというのは、土はもう張りつきませんので、大雨でも降れば流れ出すというのはわかっていることございまして、私がかったところ、総延長が1,094メートル、最大勾配が18度ありました。幅員3メートル以上の1,000メートルもある坂道に夕立や台風のと看、激しい雨が降れば低いところに水が集まって、土の道路はどうなるかというのは誰が考えてもわかることだと思ひます。何しろ怖いのは、これからそういうことがあると維持費を毎年取られるのが怖いということでございます。せつかくとってきていただいた補助金ではございますが、維持費のかかるようなことはしてもらいたくないということでございます。

このようなひどい施工状態でございますので、このまま山に戻してもいいと思ひているのでございますが、つくるのであれば、ちゃんとしたものを、近隣の理解を得てつくっていただきたい。100%交付金でも税金でありますので、無駄遣いしてよいわけがないと。議会も町長を信じて予算を承認しておりますので、お金を使うのだけが目的ではないと思ひますが、町長を考えを聞かせてください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今の質問にお答えいたします。

まず、冒頭で私が申し上げた、これでよかったというのは、あの形状でよかったということではありません。ここまで長い道のりて来て、あと半年になって、補助金を引張ってこれて、町の金を使わなくてよかったなという、そのお金の面だというふうて理解してください。これが一つです。

それと、近隣て理解を得てというところは、その努力はしているつもりです。ことしに入ってから1月に住民説明会をやつて、先日も行いました。当然我々としては、近隣て住民の皆さんの理解を求めて、これからもやつていくわけなのですけれども、今のところ、大きな反対の声というのは、私の耳には聞こえてきていません。

このまま山に戻すというところなのですけれども、基本的には、これは作業道は入っているのですけれども、自然の形状をできるだけ残したいと思ひています。今、内藤議員が懸念されたことをクリアして公園整備をしていく必要があると思ひています。もともと公園用地として、ここは買われています。したがつて、公園にしかならなくて、何がしかの管理コストはかかるというのが、恐らく一般的に考えた前提にはなつてしまうのだらうと思ひます。そういう中で、開発行為とか、あるいは建築物をつくつてということて、今のところは想定していませんので、今ご指摘いただいたことを踏まえて、皆さんに喜んでいただ

けるような場所にしていきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 4時52分



## 平成28年第4回横瀬町議会定例会 第2日

平成28年12月9日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

##### 1、議事日程の報告

1、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号 横瀬町税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第64号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第66号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第67号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第68号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、陳情第3号 町道3009号線工事についての上程、説明、委員会付託

1、発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

#### 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	小泉源太郎	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
守屋敦夫	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	町田文利	振興課長
横田稔	建設課長	島田公男	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	大野拓也	書記
------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。引き続きご苦労さまです。  
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第1、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第58号 専決処分の承認を求めることについてであります  
が、横瀬町官民連携プラットフォーム事業の実施に伴い、緊急に横瀬町官民連携プラットフォーム審査会  
条例を制定する必要が生じたため、平成28年10月11日付で横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例を  
専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 上程されました議案第58号 専決処分の承認を求めることについての細部説明を  
申し上げます。

専決処分により制定させていただきました横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例でございます  
が、今年度開始しました「横瀬町官民連携プラットフォーム事業」、通称「よこらぼ」を効果的に運営す  
る上で、町民や有識者、町職員等から提案事業の内容を審査していただくための審査会設置を目的とした  
条例でございます。

まず、条例の内容について説明いたします。第1条でございますが、審査会の設置目的です。町長から  
の諮問に応じてよこらぼに事業提案された内容を審査するための附属機関として設置するものでございま  
す。

第2条は、条例内で使用されている3つの用語の定義を明示しております。

第3条は、審査会の所掌事務を提案事業の内容、または町長が必要と認める事項を審査することと規定しております。

第4条、第5条は、審査会委員についての規定で、委員は18人以内、委員の任期は2年と規定するものでございます。

第6条は、会長、会長職務代理者の選任等について規定するものでございます。

第7条は、会議についての規定で、議長、成立要件、非公開等を規定しております。

第8条は、関係者の説明等について規定しております。

第9条は、答申書の提出について規定しているものでございます。

第10条は、会議関係者の守秘義務について、第11条は審査会庶務をまち経営課が担当することを定めています。

第12条は、委任規定でございます。

以上が内容の説明でございます。

続きまして、この条例を専決処分により制定しなければならなかった理由を申し上げます。

「横瀬町官民連携プラットフォーム事業」、通称「よこらぼ」は、誇りある日本一住みよい町を目指して実施する事業でございまして、町民にとって価値ある成果を得ることが町の責務と考え、現在運営しております。

そのため、スタート時点から、このよこらぼを、しっかりと信頼される事業とすることを第一に心がけ、とりわけその屋台骨ともなる審査会の設置については、住民の代表者や有識者に審査会に加わっていただき、町民の視点に立って評価していただく体制づくりに努めたところでございます。

この設置につきましては、十分な検討のもと、審査会を地方自治法第138条の4第3項に規定されている執行機関の附属機関に位置づけることとし、同項の規定に附属機関の設置は条例で定めるとありますので、審査会の設置を定める例規は条例ということに決めたものです。

具体的な時系列で申し上げます。9月30日に運用を開始したよこらぼですが、審議会条例案を起案した日は10月5日、例規審査を経て、町長の決裁を得られたのが10月11日です。その日即日、地方自治法第179条第1項の専決処分の要件の一つ、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当すると判断し、町長の専決処分条例を制定させていただいたところでございます。そして、その日のうちに審査会委員を委嘱するための手続を行い、招集通知書を発送し、翌週10月17日に第1回審査会を開催したところでございます。

本来であれば、議会に条例案を上程し、審議していただくべきであったことは重々承知しておるところでございますが、官民連携プラットフォーム事業という全国的に例のない事業であるため、試行錯誤を重ねながらの準備作業となったことから、結果的に今回の対応をお願いすることになりましたことは、反省事項としまして、今後に生かすべく鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、官民連携プラットフォーム審査会条例の制定についての細部説明とさせていただきます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 議案第58号 専決処分の承認を求めることについてということで、今、提案理由とそれから説明がありました。この中で今、横瀬町において新規条例を専決処分で行った事例があるのかどうかということについて、まず1つです。

それから、審査会を条例化しなければ対応できないと認識した時点がいつなのか。今、課長の説明の中で、10月5日にこれは起案して、10月11日に決裁いただいた。即専決でもって進めるということだったので、時間的な関係等を含めて、もう一回説明していただきたいと思います。

専決処分と決めた日時は、この日だったので、どのメンバーで専決処分と決めたのかということであります。

それから、今度は本文のほうの中身であります。附属機関ということでありました。この本文の中に会議の第7条第3項、審査会の会議は、非公開とする、こういう点がうたわれています。それから、守秘義務に関してですが、第10条で、ここで守秘義務を委員にうたっているところであります。横瀬町の審議会委員、経営審議会であるとか、あるいはほかの委員会があります。そういうところに対しての非公開、あるいは守秘義務を課しているものはないと私は見ました。そういうところについて、ここでなぜそういうふうにしたのかについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 まず、1つ目の質問でございますが、新規条例の制定を専決処分で制定したことがあるのかということでございますが、この辺そういう事例があるかどうか、可能な範囲で調べてみましたが、見つからなかったというところでございます。

また、2点目の10月5日の起案からの時期の内容でございます。こちらについての説明をさせていただきます。10月5日に起案をさせていただいたのですが、この条例とすべきということで、判断するまでの期間は、もう少し手前からございました。具体的には9月30日の、この運用開始の若干前という、そのころになると思います。それまでも審査会の設置は必要だと考えておりましたが、どういった方々に審査をしていただければいいのかとか、その委員の選定にしばらくかかっていたということもありまして、形がだんだんと定まってきたのが、その運用開始の直前というあたりでございまして、それから形をなしてきたのが、この10月5日ということになります。例規のほうの条例案が固まったのが10月5日ということになりまして、決裁を得られたのが10月11日ということでございます。その日のうちに委員の委嘱の手続を行いまして、同時というか、専決処分が先でございまして、専決処分の手続後、委嘱を行う手続作業に入りまして、その委嘱をした委員さんに、10月17日の審査会の案内通知を出したのが10月11日ということになります。

続いて、この審査会を条例化するために話し合ったメンバーということでございますが、こちらは運用開始の9月30日前後になると思いますが、まず副町長に相談をしたり、町長を交えて打ち合わせしたりというようなことをしながら進めてまいりました。

それから、条例の第7条第3項に、審査会の会議は、非公開とするという条文がございます。こちらに

つきましては、その理由として、このよこらばに提案する提案事業者の内容が、事業内容が全国に、これからそういう提案事業を広めたいのだと、まだ今始めるところですよという内容が盛り込まれているということに関しまして、その情報が流れたときに競合する他の企業が、その情報をもし入手した場合に、このよこらば事業から、そういった事業内容が漏れたということになると、そちらの企業の損害を生むことが懸念されましたので、この第7条第3項を設けたということでございます。

第10条の守秘義務でございますが、こちらにつきましても審査会に関係された、その出席をされた委員さん、また関係者の中で、やはり今申し上げました、新たな事業提案を外部に漏らすというと、やはりよこらばから、そういった企業の損失を生み出すことになりかねませんので、その辺を懸念しまして、この条文を設けさせていただいております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、課長から新規条例については、調べてみたけれども、なかったと。私もこの町の元幹部であるだとか、長い議員に聞いたところ、こういった新規条例を専決処分で行ったことはないということを知りました。そういう中で、なぜ専決をするという道を選んだのかということでもあります。議会の議決すべき事項としての条例の制定、あるいは改廃等があります。そのことについて専決で行ったというのが非常に重大な問題であるというふうに見ています。そこのところで、この専決でいこうというのを決めたメンバーというか、先ほど相談しましてというと、再度になってしまうかもわかりませんが、副町長、町長、それから担当課長でもって、これを決めたのかどうかという点であります。

それから、10月17日に審査会を行いましたということですが、よこらばは9月30日に、これを発表しまして、ネットでもオープンしています。毎月の締め切り、いつかという、9月30日にこれを開いて、10月25日、毎月の締め切りは、その月の25日ですよと、9月30日に開いたので、当然締め切り日は25日、そこが第1回になるであろう、それ以降に提案があったものについて審査するというふうに見えるのですが、10月17日にこの審査会を開いたということは、既にここのプロジェクト開始までの参加資格と横瀬町で行う位置との関係、ここについての時期の問題について説明をしていただきたい。

そして、今ここでの審査委員に対する守秘義務がありました。この中で組織として委員は識見を有する者及び住民代表者のうちから町長が委嘱するとあります。識見を有する、当然こういう中で、一定の中で委員に対する認識というのですか、あえてここで守秘義務を課してというところを上げたのが、どういう意味なのか、今の説明だというと、漏らすことがあってはならないというふうな点でありましたが、そういう危惧される委員を選ぶというか、そこら辺の選び方の中身等についても説明をお願いします。2点です。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、今のご質問の、まず1点目でございます。第1回目の審査会の時期が早められたということの理由でございますが、質問の内容のとおり、当初の予定では毎月25日を提案の期限としまして、その提案の期限の中におさまった提案事業については、翌月の25日前後に審査会を開くと

いう予定で進めることとなっております。ただ、9月30日に、このよこらぼの運用を開始しまして、早々に提案が入ったということがありまして、そのよこらぼを全国に先駆けて行っているという自負がございますが、最初の事業採択を早めることによって、当町において、それが有益に働くものと判断したところでございます。当初の予定では11月25日前後が第1回の審査会ですが、その有益なところを、こちらで重く考えまして、10月17日に第1回の審査会を開かせていただいたところでございます。

また、2点目の守秘義務を町民や識見を有する方に委員になっていただいている中で、あえてここに明文化したということですが、やはりもしものことがあってはいけないということで、もしものことがあると、やはりよこらぼというのが、この後続かなくなるという危惧がありますので、ここに明文化をさせていただいたところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 専決の理由につきましては、私のほうから補足をさせていただきます。

今回の官民連携プラットフォーム事業につきましては、新規事業でございます。全国的にも前例のない事業でございます。少ない職員体制の中で試行錯誤しながら、これまで自分たちで一から内容を組み立ててまいりました。短期間の中で、非常にタイトなスケジュールで準備を進めてきたところです。そうした中でも町として最大限の事業効果を目指す責任があったと考えております。準備の過程の中で、プラットフォームのたてつけをどうするのか。また、キックオフですね、それをどうするのか、審査会をどうするのか、そういったことをぎりぎりの状況の中で固めてきたところです。

この事業は、企業や団体などから提案があって成り立つ、相手が、お客様があつての事業です。プラットフォームが注目され、関心が高い中で、速やかにスタートダッシュすることが、この事業の成功の鍵であり、この事業の成否にかかわるほど重要な点でございます。また、国の補助金により運営している事業でもございます。今年度中に成果を出さなければならないというものです。審査後、採択の決定、実施事業の打ち合わせ、町民を巻き込んだの実施を経て、どう効果があつたのか、実績をつくっていかなければならないというふうに考えております。それもできるだけ多くの成功実績をと思っております。

また、多くの実績をつくり出すためには多くの提案者が必要です。早期の審査により、このプラットフォームの魅力を発信でき、ほかの提案者への呼び水効果にもなると考えます。実際10月には3件の提案をいただきました。11月には2件、12月にも審査会を予定しておりますが、5件を予定しているところでございます。これにより多くの提案の中から、よりよい提案をセレクションできるという好循環につながることもなりました。結果的に町民のための利益になると考えました。結果的に、さらにタイトなスケジュールとなってしまったことで、専決処分という形になってしまったということは、やむを得ない判断であつたと考えております。

あと、新規条例について専決の例がないというお話だったのですけれども、条例を制定、改廃を含めて、あと一部改正ですか、専決については、条例制定だからだめだということではなく、また一部改正だからよいというわけでもございません。条例制定と一部改正には違いはないと考えております。税条例の一部改正については、専決処分をしているところが多いですが、必ずしも専決ではなく、議決すべきだという判断もございます。また、条例制定についてもしかりで、同じ条例でも、その内容によって専決処分の可

否が変わってくる場合もあるかと思えます。例えば権利義務に関するものについては、議決をする必要があるというふうな意見もございます。いろいろな意見があるところでございますが、今回町としましては、条例の性質、時間的な制約、事業実施のタイミング等、先ほど理由として申し上げましたが、これらのものを総合的な判断のもと専決をさせていただいたということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干補足をさせていただきます。

まず、守秘義務のところなのですが、これは実は、今回よこらぼの一つ肝の部分かなというふうに思っています。全国から先駆的な事業を横瀬町へ呼び込むという、この事業の性格上、持ってきてくれる提案者のほうが非常に守秘性の高いものを持ってくるケースを想定しなければいけません。まだ全国で初の試みを横瀬町に持ってくる。それを審査していくということですので、その守秘義務に関しては、通常我々が今まで行政で扱っているときも、当然守秘義務、大事なことなのですけれども、審査会メンバー一人一人に、より強く意識していただく必要はあるのかなというふうに理解をして、こういう条文の姿になっています。これが一つです。

それと、10月17日の審査会というセッティングなのですが、これも実は当初はもっと後でということ想定しておったのですが、うれしい誤算といえますか、9月30日時点で、しっかりした提案が3つ入ってくるということがわかりましたので、そこに対応するために、この設定にしました。

そして、専決処分としたところは、当然これは異例の扱いということは、私たちも理解をしています。そのときの限られた時間の中での判断ではあったのですが、しかしながら事実として議員の皆さんへの説明が十分であったかという点、十分でなかったとも思います。ですので、この部分に関しましては、早い段階で情報共有をさせていただくですとか、コミュニケーションをとるというところは、今後改善をしていきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、副町長から説明があった、第179条の専決について、条例についても、それから議会予算、それから人事案件等についての話がありました。そこは明らかに違う中身であるというふうな点であります。第179条第4項については、条例制定もしくは改廃または予算に関する処置について、この処置について議会が同意をしなかったときは、そのときは町長は、それなりの処置を講じなければならないとうたっているのです、今、副町長の言った、ここもありじゃない、ここもありじゃないというのは、それは私は違うと思えますので、そこは再度説明をお願いしたいと思えます。

そして、今、町長が言った議会との情報共有の関係であります。既に10月11日から動き出して、委員会も開かれています。議員が、条例化されて、誰が選ばれて、何なんだいと聞かれたときに、この問題について誰が答えられたのでしょうか。実際にこれが条例案として出されたのは、10月28日の常任委員会のおきにおいて、今回の議案について、新しい条例がありますということの説明がありました。私たちは議会運営委員会の中で、初めてこの条例専決があったのだなというのがわかったところでもあります。情報共有とい



う形でいくなれば、議員が当然議決すべき事件について知っていなければいけないということでもあります。まさに議会軽視ではないかというふうに考えますが、もう一度そここの説明をお願いします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 第179条の第4項についてですけれども、こちらにつきましては、承認を求める議案が否決されたときには、普通公共団体の長は速やかに当該処置に関して必要と認める処置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないという規定でございしますが、これはこの規定どおりで、こういった承認を求める議案が否決された場合には、このような対応を規定にのっとってとるとするのは、このとおりだと思います。

あと、今回の専決処分について、議会運営委員会の中で初めて知ったというお話なのですけれども、これにつきましては、いろいろと事前に議員さんとのいろいろコミュニケーションの中で、どのように情報共有を図っていくか、そういうことにつきましては課題だと思っておりますので、これにつきましても、先ほど町長の答弁の中にございましたが、具体的な改善策について、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足します。

今いただいた中で、一つそうかなと思った部分があります。それは専決処分したことを議会に知らせたタイミングについては遅かったと思います。これはおっしゃるとおり、委員会の場で初めて公式でお伝えしたということですので、ここは私たちのほうが遅くて行き届かなかった部分だと思います。大変失礼いたしました。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この審査会条例でございすけれども、9月30日によこらぼの運用開始ということで、実はその前に当然審査会をつくって審査をするということになっていたと思うのですが、その事前の準備が、やはり新規事業の場合は大事だというふうに私自身は考えておるのです。なぜ審査会の必要を認めておいて、その審査会条例を、それまでにつくれなかったのか、やはりこの辺が今回の専決処分に至った一番の原因ではないかというふうに思うのです。

それと、9月30日に運用開始、それから10月11日ですか、この日が専決の日だということなのです。10日余りあるのですよね。やはりその間に臨時会を開いて、この条例案を審査すべきだというふうに私は思っているのです。横瀬町も、これからこれに力を入れて、新規事業として取り組んでいくという中では、執行部だけで何でも進めていくのではなく、やはり議会にも、それなりの相談があってしかるべきだろうと、そんなふうにも思っています。そういう点からいけば、急でも、やはり臨時会を開いて、当然この条例案を審議すべきだというふうに思います。

過去に新規の事業で、あるいはそれに伴う条例制定で、私もまだ短いのですが、三十数年間の間で1度もないのです。一部改正等は何回もあります。これは上位法が変われば、本当に臨時会を開くいとまもなく専決処分しなければならないのが、国の動向によっては非常に発生しています。ですから、そういうこ

とは違って、私、大事な事業であればあるほど十分な準備をしながら、議会にも条例案を示しながら進めていくべきだ、そうではなかったかなというふうに思います。その点につきまして、私のほうからも執行部に意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 若林議員の質問にお答えします。

9月30日運用開始で、その前に審査会の条例等を準備して用意すべきだったのではないかというお話だったのですが、先ほどの専決の理由の中で、ちょっと触れさせていただきましたが、何しろ町にとって、また全国の中でも例のない事業です。これを中身をいろいろとつくっていく中で、かなり試行錯誤して、それにかかなり時間を要してきたという状況にございました。そういった中で、よこらぼのキックオフについてもそうですし、審査会条例についてもそうですが、非常にぎりぎりまで内容を固めてきたという状況にございました。

若林議員のおっしゃるとおり、もっと早くできれば、それはそれでよかったのだと思いますが、かなりこうしたタイトな状況の中で作業をしてきた結果、条例につきましては、10月11日の案が策定されたという状況になった結果、今回の専決処分という判断をさせていただいたところです。

あと、臨時会につきましては、これにつきましても検討はしたところなのですが、過去10月11日に条例を策定したと。その段階で臨時会を開くということで考えていった場合、一方で審査会のリミットというところも踏まえますと、過去の臨時会の招集日等、そういった期間等を勘案しますと、6日とか、7日ですかね、の前に招集日を設けて、その後臨時会を開いている例が多くございました。そういったものも参考にしながら、臨時会を開く時間的余裕がないものということで、判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足します。

ということで、なぜつくれなかったかというところ、臨時会も開けなかった、結果的にはできなかったということなのですが、特に臨時会の部分に関しましては、これはきのうも答弁の中で車の両輪というお話を申し上げましたが、車の両輪であるならば、その一方のサイドが、どういうふうに見ただけかというのは大変重要です。ですので、議員の皆さんから臨時会が必要であったという意見は、これは真摯に受けとめるべきだと思います。先ほども浅見議員のときに答弁申し上げましたけれども、車の両輪の片方から指摘されているのであれば、それは真摯に受けとめる。我々の説明も十分ではなかったのだろうと思います。なので、今後については、こういった説明不足みたいなのがないように手を踏んでいきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、この専決を行ったのが10月11日ですね。そこには、もう条例案が成文化され

ていたと思うのですが、その幾日か前に多分できていたと思うのです。第1回の審査会が17日ですか、忙しく開かれたようですが、これを仮に1週間おくらすとすれば、やはり十分臨時会を開く日にはとれたのではないかな、私なんかそう思っているのです。そこのところを、やはり先ほど5番議員も言いましたけれども、議会を軽視というか、ないがしろにしながら進めていく、そういうものではないというふうに私自身は思っているのですけれども、その点については、審査会の日にちを若干1週間程度ずらして、その間に臨時会を開くことは可能であったと思うのですが、その辺についてはどんな判断をいたしたのか、お聞かせください。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 1週間おくらせての臨時会の開催という選択肢もあったのではないかということなのですけれども、専決の理由の中でも申し上げましたが、条例の策定のタイミングと審査のリミットを考えた際に、審査をおくらせ、また先延ばしして議決をするのか。また、事業効果や町民の利益を考えて専決をすべきなのかということは非常に悩んだところではございます。

そうした中で、早期の審査が執行部としては町のためになると考え、町長と相談し、専決処分の判断をしたところでございます。若林議員のおっしゃるとおり、議会の軽視ではないかということもおっしゃっていましたが、そこについては、もう少しそういった部分も踏まえて、より慎重に、専決処分につきましては、慎重に判断をしたところではございますが、今後より一層慎重に判断をしてみたいと考えております。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 1つ補足します。

今、議会をないがしろにという部分がありましたので、今回はこういう対応になったのですけれども、我々執行部の基本的な考え方として、議会の皆さんと執行部は両輪という認識を持っていますので、ないがしろにしているという気持ちは全くございません。ということは申し添えさせていただきたいと思えます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

○12番 若林清平議員 ありません。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ちょっと条例の中身をお聞きしたいのですが、第4条、委員18人以内で組織するというのは、一人でも委員会として、これは言えるのかということと、第5条の2、委員に欠員が生じたという、定数が決まっていないのをどうやって欠員と判断するのか、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 内藤議員からの2点の質問のうち、まず1点目でございます。第4条、審査会は、委員18人以内で組織することがございまして、もう一つですね、第5条第2項、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期ということでございますが、まず第4条の審査会は委員18人以内で組織するとありまして、これについては、この横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の施行規則を定めて

おりまして、その中で委員をどういう団体から推薦を上げていただく委員であるとか、町の職員がどういう職員であるとかを規定しております。また、第5条の第2項の欠員が生じた場合とありますが、ここで考えているのは、この条例の施行規則の中で、団体や職員の規定がございますので、その団体の所属する委員さんが、その団体から所属でなくなったというような場合を想定して、第5条第2項は規定しているものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ちょっと第4条のほう、1人でも委員会とっていいのかと、委嘱したら全員断られました、1人しか残りませんでは、委員会として1人でもできるのかということを知りたいのですが、過半数以上の出席、1人なら絶対過半数以上の出席になりますので、それをちょっとお聞きしたい。その規定がちょっとおかしいのではないかと思うのですが、どうですか。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 委員が1人でも会議は成立するかということでございますが、条例の施行規則の中に、団体から推薦を受けていただく委員、あと町の課長級職員とありますが、その中には例として1人でも大丈夫かということでございますが、その中から1名とはならないような、推薦をいただけると信じて、その規定をつくっておりますので、委員の人数は足りると考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 他にございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。私のほうから細かいといいますが、条例の中身について、ちょっとお聞かせください。10点ほどあります。

まず、第4条、識見を有するということは、具体的に何をもちて識見と判断するのでしょうか。

第4条、18人ということで、審査委員は町長が委嘱して選ぶとありますが、議会の承認、報告等はないのでしょうか。

それと、3つ目、承認、報告等がないとすると、18人のうち例えば委嘱した町長が、出るとか、出ないとかというふうな恣意的なことが働くのではないのでしょうか、その辺いかがでしょうか。

4つ目、この委員の中には町長本人は入るのでしょうか、入って審査会に出るのでしょうか。

5つ目が、会長互選とありますが、会長の任期はどれくらいでしょうか。今回は誰でしょうか。もしくは、どういった立場の人なのでしょうか。

6点目、第7条の第3項と第4項で非公開というふうなことをうたっておりますが、自己の利害に関係する議事に参与することはできないとあります。それはどこを判断材料にするのでしょうか。発覚した場合、どうなのでしょう。

7点目、第8条、関係者に資料を求め、説明、意見を聞くことができるとありますけれども、第10条で守秘義務を課しておりますが、これには公務員以外の方も縛られるのでしょうか。

8点目、第12条の審査会の運営に関し必要な事項とありますが、具体的に今現在どんなことが想定されているのでしょうか。

9点目、10月17日の審査会の委員の皆さんは、この条例があることを知っていたのか。また、専決処分予定済みということを知っていたのか。また、専決になる説明はあったのでしょうか。

それと、制定してから提案を受けて、お披露目の日にちとかありましたけれども、制定するまでの時間、例えば予算が決まってから半年近くあったわけですから、その間に条例を制定するという考えはなかったのでしょうか。

以上、10点お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、第4条第2項の識見を有する者の判断ということでございますが、条例の施行規則で、このところを規定しておりますが、幾つかの団体をお願いをさせていただいております。まず1つは、町の議会の推薦ということで、1名をお願いしております。また、秩父商工会議所というところで、識見を有する方をと考えまして、秩父商工会議所から1名、町の行政経営審議会の組織の中から1名、そして町の区長会、区長会は住民代表でした。申しわけありません。それから、町の観光・産業振興協会の中から1名、それと武蔵野銀行さんから1名、それと町の課長級職員というところも、これに含めて考えております。

次に、審査会の議事内容等を議会の承認を求めているかということによろしいですか。これにつきましては、この審査会の組織が町長の諮問を受けて、それで意見をまとめて、町長に答申をするという形になっておりますので、その間を務める組織ということで考えております。最終的には、その内容を町長が吟味しまして、提案事業を採択するかどうかという決定に役立ってもらう組織です。

3点目として、町長の恣意的な考えが、この審査会に盛り込まれないかということでございますが、そういうことをなくすために、この条例制定という手続を踏ませていただいたものと考えております。

また、4点目としまして、町長本人は、この審査会の委員になっているのかということでございますが、町長は、この審査会に諮問して答申を受けて、最終的な決定権がありますので、この審査会の委員には含まれておりません。

それから、審査会に会長を置くというところで、会長の任期ということでございますが、会長の任期は第5条の委員の任期ということで考えております。ですので、当初は2年間ということでございます。それで、その会長は誰なのかということでございますが、互選の結果、現会長は副町長の清水でございます。

それから、委員の中で公務員以外の委員も守秘義務として縛りがあるのかということでございますが、この審査会条例で定まると、この審査会は執行機関の附属機関という位置づけになります。そうした場合には、この委員の身分ですが、非常勤特別職の公務員ということになりますので、この会議の中では、公務員としていてもらうことになります。ですので、同じ公務員ということで、守秘義務はあります。

それから、10月17日の審査会の際に審査会の委員が、この条例を専決で定めたということを知っている

たかということですが、そのときの審査会の中では、そのことには触れておりません。

続きまして、第7条第4項で、委員は自己の利害に係る議事に参与することができないとありまして、この利害に係るかどうかの判断基準ということですが、こちらは表立ってわかることは当然のこととして、その委員本人が内に秘めて参加したとした場合には、ちょっと見つけることが困難かと思いますが、これは公務員、先ほど申し上げましたけれども、身分が公務員で、この条例の中身を知っていただく上で審査に参加していただくということを考えれば、審議成立の原則ということと考えたいと思います。

それから、この事業の予算が、平成27年度からの繰り越し事業でございまして、当然ことしの4月1日には予算がつけられているわけです。その後、半年を経過する中で、この審査会が準備できなかったのかということですが、先ほど副町長も申し上げましたが、実務に当たっている中で、前例がないものについては、一つ一つの事務をこなす上で相当に、最初から適正なものをつくりたいという頭で担当の職員が取り組んできたわけでございますので、精査しながら、これをつくり上げる中で、どうしても期間が必要となってきました。そういうことで、結果的に準備が整うのが遅くなりましたということでございます。

それと、第12条で、審査会の運営に関し必要な事項、この条例に定めるもののほかということですが、先ほど申し上げましたが、補足する例規としまして、条例の施行規則を定めたところでございます。その中には、先ほど申し上げましたが、委員の母体となる団体からの推薦、また町の職員であるとか、そういった内容をそこに盛り込んだところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長、ありがとうございます。私も、かなり数が多かったので、混乱させてしまって申しわけありませんでした。

では、そのうちから2つ教えてください。最初にお聞きしました、識見を有するということで、細部は施行規則に定められていますよと、各団体の長にお願いしていますよということがありました。そこで、課長の言葉から、議会の推薦と言われましたけれども、議会に諮られてなかったというふうに思っています。それで議長の推薦ということをもって、議会に対する説明があったのかというふうに判断したのでしょうか。

それと、もう一つ、4つ目に聞いた、町長はこの審査会の委員に入るのかということですが、出席はするのですか。その2点お聞かせください。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 ご質問のまず1点目でございます。議会からの推薦のお願いの仕方を説明させていただきます。この審査会を立ち上げる際に、議長様宛てに横瀬町議会から1名の議員さんを推薦していただきたいという通知文を出させていただきまして、それで議長名で推薦を上げていただいたところでございます。

それから、審査会の席に町長が実際出席するかどうかということでございますが、町長の都合によって、あいているスケジュールであれば、この審査会というのは、提案事業者のヒアリングもあるわけです。その内容も町長に知っていただきたいということで、審査会の委員ではないのですが、オブザーバーという立場で出席していただいているところではございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 わかりました。では、今の質問の回答の中の2つ目の町長はオブザーバーとして出席することもあるということですよ。そうしますと、第1回は出席したということによろしいのでしょうか。それで、町長肝いりということですので、今回その3つの提案があったということですが、もし町長が出席した状態で審査会が始まったとします。提案を採用するという事になった場合に、町長がいると、どうしても採用しなくてはいけないという圧力は加わらないのでしょうか、お願いします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

町長は、審査会の席に出席はするのですが、この審査会の方法というのは、審査提案を各委員が、まず説明を受けます。それに対して提案者との質疑応答をします。その後でどうするかというと、審査会委員一人一人に審査評価表、審査表というシートを渡しまして、その方が町民の立場とか、識見を有する立場とか、そういう目で、その事業提案について、どれだけの価値があるかというような、町民に対してどれだけのメリットが見込めるかとか、そういう視点で点数を書くことになっています。その点数というのは、その時点では町長には、無記名でございますし、町長の目に触れることはありませんので、客観的な見方で、町長がその判断に影響を与えるかということ、そうではないと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。これまでに先輩議員の方々、質問をしていただきまして、お聞きしたい部分は大体回答いただきました。また、課長、町長、副町長、お疲れのところ、また申しわけないのですが、質問させていただきます。

先ほどの時系列の部分で臨時会を開くのはできなかったというときの、副町長のご答弁にもございましたし、それ以外のご答弁等にもかなりあらわれているのですが、この事業の重要性や町民の利益ということ優先して早くに進めていかなければいけないという状況で進めたというご回答であったのですが、この官民連携プラットフォーム、よこらぼの事業自体が、これは企業があって成り立つということも一つあるかと思いますが、企業があって成り立つ部分があった、その一方に町民があって成り立つものだと思っております。

先ほどから議会軽視等の話が出ておりますけれども、議員はみんな住民の代表ということでございます。また、住民等々全員がそれを理解して受け入れた上で進んでいかなければ、先ほど両輪というお話もされ

ていますけれども、歩んでいけないという中で、やはり住民が本当にこれに参加意識を持っていかなければ、例えば企業が提案してきて、では住民にボランティアを募ろうとか、何かモデルでやってくれるモニターの方等を募ろうといっても、住民のほうにそれが理解をしなければ集まらないと思っております。そういうことを踏まえると、やはり時期的なものというのは、私としては臨時会を、やはりどういう形で開くべきだったかと、今となつては思いますけれども、こういう形で進んできていますので、そのスピード感というのが大事という部分は十分に理解はしているつもりです。

ただ、そこで1つお聞きしたいのが、やはり住民というものがあっての、まちづくり自体がそうなのですけれども、このよこらぼの事業も住民あっての事業だという認識に関しては、どういった認識を持たれているかという点と、もう一つは具体的なのですけれども、臨時会を開くかどうかの判断に当たって、議会事務局、または議長等に相談等しているのかしていないのか、その2点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 向井議員の質問にお答えします。

よこらぼ事業につきましては、住民あっての事業だというのがというところなのですが、おっしゃるとおりで、企業もそうですし、住民あって成り立つ事業だと思っております。それに関しては、住民の方々につきましては、機会あるごとに、よこらぼについては説明をしてきたところではありますが、一方で、住民の代表である議会に対してというところにつきましては、これまで議員の皆さんからもお話をいただいておりますが、配慮が足りなかったかなというところは認識もいたしました。それにつきましては、深く反省をしているところでございます。

あと、臨時会についてですが、事前に相談したのかというところについてはしておりません。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足します。

まず、住民あっての事業は、そのとおりです。この事業は住民のための事業ですので、そのために企業さんや研究団体や外の人たちが入ってきてもらうというところなんです。ですので、住民あっての事業であり、スピード感と言っているのも住民のためのスピード感であります。そこは絶対外してはいけないところだというふうに理解しています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

○1番 向井芳文議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 2点ほどお願いします。

先ほどの3番の阿左美議員の質問にもありました件なのですが、委員さんの構成が18名ですが、町長の配下である方、要は執行部、課長職の方の票と住民の代表の票が偏り過ぎている。つまり、住民の意見が十分に反映されないと、この18名の構成では考えられます。それで、町長は、委員会、審査会に出るということであれば、町長の圧力を感じて採点をする可能性は十分考えられる。それをないと判断する担保は



何なのだと。この人員の構成で、果たして住民の気持ちが伝わるのか。それが1点。

それから、2点目ですが、公務員となる。報酬は幾らでしょうか。会議に対する交通費等の費用弁償は幾らですか。

以上。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔議長、休憩〕と言う人あり

○小泉初男議長 ここで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時19分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、新井鼓次郎議員の質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 ご質問にお答えいたします。

審査会委員の報酬と費用弁償についてお答えいたします。審査会委員の報酬でございますが、次の議案で、また出てきますが、会長につきましては1日6,700円、委員につきましては1日5,700円という金額で規定をさせていただくことでお願いしたいと思います。

ただ、この中では、先ほど会長ということで、清水副町長が挙がっておりますが、一般職の公務員の方がなった場合には、重複で受け取ることとなりますので、この報酬を支払うことはできません。また、議会からの推薦の方につきましても、費用弁償の条例の中で規定がございまして、制約がございまして、また、費用弁償につきましても、町内での開催ということになりますので、運用上、その費用弁償をお支払いすることはしていません。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 構成が18名で、票の偏りが、町の職員が多くて、偏りが過ぎているのではないかとのお話なのですが、今回のよこらば審査会への出席については、町の職員については、全員ということではなくて、担当する課長ですね、そういった者に限って出席をしているところです。出席している職員も町のことを当然第一に考え、住民のことを考え、その審査会に臨んでいるというふうを考えております。

町長からの圧力が働くのではないかとということなのですが、それについては圧力は働かないものというふうを考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 今の点、補足をさせていただきます。

この審査会は、決定機関ではないです。これは位置づけは諮問機関なのです。審査していただくのは、いろいろな項目にわたって審査をしていただいて、その結果を私のところに出していただくというプロセスになっています。実は一番最初の制度設計のときには、もう少し簡略な形も想定していて、例えば役場の中だけで完結するというのも選択肢としてはありました。それでも識者の声や住民の声を反映させるためにということで、この形にしています。もともと決定機関がない諮問機関という位置づけですので、私が最後やるかやらないかという判断をするための材料にするという位置づけですので、自分からすると、圧力をかける意味がないです。その客観的な、いろいろな方がつけていただいた点だったり、所見だったりを受けて、私のほうで決定をするという位置づけの機関ですので、圧力が伝わるということに関しては、私から申し上げられるのは、私から圧力をかける意味がないというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

○6番 新井鼓次郎議員 はい。

○小泉初男議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 専決のことについてだけ、ちょっと質問したいと思うのですがけれども、私の経験上、町村議長会とか、全国町村会等いろいろあるのですけれども、専決を、先ほどもちょっと休憩中に言いましたけれども、なるべく執行部には使ってもらわないようにというような、権利としてはあるわけですがけれども、やはり議会にかけていただくという方向性で、必ず議題に上ります。専決の対応を抑えようということなのですよ。特に緊急性があるということなのだけれども、これも客観的な説明がつけられないと、やはりその部分が必ずもめてしまうのですよね。専決には議会に委任していただくやり方もあるし、軽微な項目は事前に列挙してやるという場合と法律で規定されているという、きょうの理由のようなことです。やはり町民の利益を優先してという言い方を、それは必ずつきものですがけれども、それを言うと、先ほど向井議員が言ったような、議会の代表に説明があって、なおかつそれがあるということが望ましいと思います。

ですから、今回の場合も、やはり臨時会を開いてやると。無理にでも開いてやったほうがよかったのではないかなと思います。判例だとか、いろいろな事例でいくと、議会公開の原則ということで、議員を招集した場合に応じられれば前日までオーケーだという例もあります。横瀬町は、そういうことはしておりませんが、この官民連携プラットフォーム、よこらぼの問題は、自分も期待しているところであります。そういう部分の富田町政の柱になるものを企画しているわけですから、予算をとるときから、やはりちゃんとタイムスケジュールが組んであるものだと思うのですよね。ですから、そういう思い入れも強いもので、余計こういうことになったのかなとも思いますけれども、ぜひ今回のことを、またよく検証して、次に生かしてもらいたいというのが私の考えなのですけれども、事例としては、やはり専決でやるべきではなかったのではないかなということなので、その辺の理由としては、わからないでもないですが、やはりこれだけ重要なもの、我々も町民の利益のために、そういうことを言っているわけですから、きょう出た皆さんの意見も、そういうことだと思うので、ぜひその辺をよく考えていただきたいなと思います。質問というよりも、専決については、そういう見解なので、今後よくもう一回検証してやっていただきたいなと思います。

○小泉初男議長 答弁よろしいですね。

○10番 関根 修議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この間いろいろと質疑が行われてきている中で、ちょっと気になる点があるのですが、この審査会を設け、審査会に町長のほうから諮問し、答申を受ける、やはり幾つか町にもそういうのがありますけれども、その席に町長が出席するのは、いかがかなというふうに思うのです。その点、ほかでもそういう例があるのかどうか。私は、町長がこの審査会に諮問すれば、その答申を受けて、最終的な決定権は町長にありますけれども、審査会に出席しないほうがよろしいのではないかという、そういう気持ちでいますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 過去2回審査会があったわけですが、審査会は前半で事業者がプレゼンテーションをします。それから、各審査員の方が審査をしています。前回のケースで申し上げますと、審査の段階では、私は席を外したと思います。あと、基本的にはオブザーバーですので、発言はしておりません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 一言申し上げておきたいのですが、審査の過程では参加していないということで、説明の段階はいいと思うのですが、やはり審査の段階では席を外すとか、そういうことで審査会のほうも対応していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 幾つか質問させていただきます。

この専決処分についてなのですが、これは地方自治法で言われていますけれども、私は地方自治法に認められている事由には該当していないと思っております。それで、私は副町長に、行政レベルというのですか、こういう法律的なものをすごく期待しておりました。ですから、副町長が気づいていただければよかったのだと思うのですが、気づいても、例えばそれが言えなかった状態であるとすれば、私はそれが一番問題かなと思ったので、そのところを1点お聞きします。

それから、本当に今さらの質問なのですが、9月30日によらばの発表したときに、もう既に3件応募がありましたみたいなお話を聞いたのですが、それはリクルートさんから情報がいつてしまっているということでしょうか。守秘義務、守秘義務みたいなことで、条例のほうでは書かれているのですが、まだ発表の段階であったということが、あれっ、おかしいなというふうに疑問に感じていたので、その点をお聞きします。

それから、今回初めてプラットフォーム審査会が条例で出てきたので、改めて私も横瀬町の附属機関の設置及び運営に関する要綱というものを調べてみました。そして、地方自治法に規定する委員会と町の規

則等に定める、要するに条例でなくてもいいというような委員会との違いはどこで判断するのかをお聞きします。例えば私も地域福祉計画策定委員会とか、横瀬町子ども・子育て支援会議とかに入っているのですけれども、また今、花咲山が問題になっておりますが、花咲山公園検討部会などが観光振興公社の中に出ているのですけれども、この花咲山公園検討部会などは、これとは同列の附属機関ではないかと私は今回認識しました。執行部として、この件を考えたときに、では横瀬町の附属機関の委員会が、ほかの条例に合ったものかどうかということをお聞きいたします。

特に花咲山公園は、町の予算を3,600万円ほど使う、町民全体の福祉向上のための公園で、観光スポットが主な目的ではない事業です。その事業体としても、今後5年間、そしてその後もずっと整備とかの、維持するために町民全体にボランティアを求めるとかの大切な事業ですね、よこらぼと同じように。それが住民福祉の施設なのに、なぜ観光振興公社が中心となっているのか、私はここで疑問に感じました。先日、現地で80年の松が切られていたと聞きましてけれども、その伐採を認めた会議録があって、それが公開できるものなのか、お聞きします。

そして、それは人工芝のときも初めての設計図を観光振興公社で支払った経緯があります。今回も予算に計上されていない段階で作業道がつくられ、そして検討部会がつくられております。観光振興公社で提案することは問題ないとは思いますが、あくまでも一団体の提案であると思います。一団体にすぎない部分と町政が混在していると考えられるのですが、その点どうでしょうか、お聞きいたします。

また、一番大きな問題として、観光事業者の捉える施策と町の捉える全町的視野の観光施策とは視点が違うと感じています。町として、大所高所の観点から地元区長や、特に里山整備などで山を知っている林業関係者、内藤議員もそうでしたけれども、また環境団体、造園業者など他方面の人材で、この委員会をつくって、議事録も残し、町政の透明化を図る必要があると考えておりますが、このプラットフォーム審査会と同じように附属機関として条例化すべきだと私は思ったのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 今回の専決について、副町長のほうは気づいていなかったのかということについてですけれども、それについては、そうではございません。専決の判断については、いろいろと理由の中で申し上げましたが、かなり判断に悩んだところではありましたが、結果的に今回専決処分ということで判断をさせていただいたところです。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、まず1つ、9月30日の時点で3件の提案を、情報が入ったのはリクルートのほうからかということですが、このよこらぼの提案を受ける立場というのは、本来町でございまして、その横瀬町が受ける、そのやり方を今リクルートのほうに今年度は委託事業としてお願いしてございまして、本来町で受けるべきものをリクルートでやっていただいているということで、逐一その情報をやりとりしている関係がございまして。ということで、提案の情報等も早目にこちらにいただく

ような、そのようなやりとりはしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、3点目は、附属機関的な、そういった委員会等の組織が条例化していないとか、そういうことがありますでしょうかというところなのですけれども、この点につきましては、今回よこらぼの審査会につきまして、町としての思い入れがある事業でございますので、できるだけ正当な位置づけというのをしたくて、調べた上では、やはり条例で設置するということが正しいという判断をとりまして、そのようにしたわけですが、これまでの町の他の附属機関的な組織、それにつきましては、おっしゃるとおり要綱等で定めているところもございまして、その経緯につきましては精査しなければわからないところでございまして、そういった議員さん、おっしゃられる組織以外にも、そういうところがあるかどうか、あわせて精査をしながら、適正でない設置の仕方をしているところがあれば適正なものに改善していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、観光・産業振興協会の花咲山検討部会についてのご質問もございましたので、その点に関して回答させていただきます。

観光・産業振興協会の花咲山検討部会につきましては、これは観光・産業振興協会が母体となっておりますけれども、地域の振興を初め町と連携をとりながら、花によるまちづくりを推進して、多くの人に参加をして交流人口の拡大につなげようということを目的に組織をしたものでございます。部会員については、観光・産業振興協会員だけではなくて、例えば花の里宇根の会員の皆様であったり、オープンガーデンの皆様であったりと、協会以外の方にも参加をいただいております。また、部会員は、それぞれに各地区でいろいろな役割を担っている方々でもございますので、町民の意見を聞くための組織だというふうに捉えております。決して観光事業者に偏っているというものではないというふうには思っております。

また、会議録等ですけれども、正式な会議録としてしつらえたようなものというものは、特にないのですけれども、会議のてんまつということで、まとめたものとはとってございます。

それから、松の関係ですけれども、この松に関しては、たしか6月6日に、この検討部会で現地を見ながら、現在の木について残すものと、それから伐採するものというふうに見て回って、印をつけて回ったのですけれども、そのときの判断で、伐採するというふうに判断したものだと思っております。恐らく将来的には、周りが松くい虫等の被害も多いので、それらのことを考えた上で伐採するものと判断したものだと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 9月30日の前に入っていたということは、ちょっと納得できないのですが、それはしょうがないとして、今度のプラットフォーム事業の正式な位置づけをしたいとお考えだったので、私は地域福祉計画の策定委員をお世話になっていたのですが、お医者さんとかも入ってくるわけです。それで、横瀬町子ども・子育て支援会議には働いているお母さんが仕事を休んで会議に来るわけなのです。この方の報酬や、もしくは費用弁償でも、委員会なら費用弁償は出せますので、どうなっている

のかなという疑問を感じたところで、この問題が出てきたので、正当な位置づけと言いましたので、正当な位置づけで、今後これをきちんと精査していただけるかということを1点お聞きします。

それから、観光振興公社の中の検討部会のことなのですが、観光・産業振興協会の中のものだけではなく、人が入っていると申し上げておりましたが、これは3月の予算審議の前ですよ、1月の「広報よこぜ」で部会員の募集を観光振興公社でしています。整備について、町に提案したいということで、1月の広報で、観光・産業振興協会で実施しております。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 はい。

○小泉初男議長 少し審議に、発言が関係ないと思いますけれども。

○8番 大野伸恵議員 はい。それでは……

○小泉初男議長 質問をかえてください。

○8番 大野伸恵議員 はい。それでは、これと同じように観光、花咲山検討部会も正式な位置づけをしていただきたいと思いますので、あわせてご回答をお願いいたします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

町の地域福祉計画策定委員会等の組織につきましては、正しい位置づけにできるように、今おっしゃられたもの以外についても見直しを図りまして、よく精査した上で適正な対応に努めたいと考えます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 補足します。

冒頭のご質問の中で、他の事案についても精査しようとの認識がなかったかということに関しては、この時点で、改めて町内のいろいろな委員会の位置づけにばらつきがあるということを認識しました。条例化してやっているものと、そうでないものというのが、各課、あるいはつくった時代等によってもばらつきがあります。それらに関しては、もう一度整理をして、しかるべき形に整えてまいりたいと存じます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。私の意見なのですけれども、私が議員として、この事案を専決処分で出されたときには到底納得できるものではないと思います。議員必携にも書いてあるのですけれども、主観的に時間的余裕がないとしての専決処分をしたなら、議会としては毅然たる態度で町長に反省を与え、今後改めるべき、いさめるべきと思っております。町長も反省しているようなのですけれども、議会をないがしろにしている気はない。情報が足りなかったというのなら足りなかったのかもしれないということをおっしゃっておりますが、事実として、この結果が出てきてしまったので、町長は、この点については反省すべきだと思うのですが、反省をぜひお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか、お願いします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 深く反省するべきだと思います。先ほども申し上げましたけれども、これはコミュニケーションの問題です。ですから、私の主観ということもあるのかもしれませんが、受け取る側がどうかというのは、とても大事な問題だと思います。なので、今回の件は、きょうもいろいろご指摘をいただいたところを私たちも真摯に受けとめさせていただきまして、そして特に情報が行き届かなかった点、それから今回臨時議会の開催まで持っていけなかった点につきましては真摯に反省をさせていただいて、今後に生かしていきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 反対討論からお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 議長の許可をいただきました。浅見です。議案第58号 専決処分承認を求めることについて（横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例）に反対の討論を行います。

この条例は、10月11日付で専決処分され、即日施行となっています。提案理由では、この事業の実施に伴い、緊急に条例を制定する必要性が生じたため、専決処分を地方自治法第179条第3項の規定により提出するとなっています。そもそも地方自治法第179条は、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと規定しています。また、議会の議決すべき事件とは、地方自治法第96条において条例の制定・改廃、予算の議決を挙げ、第179条第4項においては、先ほど私も話しましたが、条例の制定もしくは改廃または予算に関する処置を挙げ、否決されたときは、長は速やかに当該処置に関して必要と認める処置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないと定めているところであります。

この事業については、6月議会において、プロポーザル方式で、5月23日にヒアリングを実施し、その評価審査を行ってきました。リクルートホールディングスメディアテクノロジーラボと6月1日に契約を締結、9月8日時点では、この横瀬町の9月議会では担当者とウェブサイトのデザインや構成、稼働してからの審査提案の方法について煮詰めているとのことでありました。9月30日に芦ヶ久保小学校に議員全員も参加し、お披露目イベントが開催されました。よこらぼウェブサイトも動き出し、プロジェクト開始までのフローが示されています。毎月の締め切りは25日で、その後審査となるはずで、早くて10月25日が締め切りとなり、そしてスクリーニング（1次、2次）があり、有識者による審査、それ以降と推察されますが、先ほどの町の説明によると、既に9月30日には提案があって、ここでもってスピード感が必要だと。これは提案者に対する機会均等、これも外せないルールではないかなと思います。

これらの経過から見るならば、時間的に緊急を要するという理由は見出せず、臨時議会を開催すること

は十分に可能であり、私も議会人として、この事業は積極的に応援するものであり、いつ招集がかかって  
も対応は可能でした。そもそも専決処分のうち、条例制定・改廃、予算について、学説ではすべきでない  
というものも見られます。これは先ほど言いました、古い職員や、あるいは議員を長くやっている方に聞  
いて、新規条例を専決でやったことはないということでした。なぜここまでしてやらなければならないの  
か、私には理解できません。

町長は、先ほどこの点については申しわけなかったと思います。副町長の話の中では、何で専決が悪い  
のかというような発言等も見られたところでもあります。きのうの一般質問の中で、情報公開のときには、  
町長はスピード感は大事と言いつつも、合意形成を図りながら進めていくと述べて、車の両輪というふ  
うな点がありました。町民の利益と言え、それでいいのではなくて、私たちは十分に示していることは、  
町民の利益になかったやり方で進めていると思います。この専決を進める過程も町の英知でもって進めた  
のかも疑問が残ります。これでよいのか。一歩足をとめ、検証してみることも大事ではないかと考えます。  
決算にかかわった町幹部はどうであったか。安易に決定したのではないのでしょうか。議決に責任を持つ議  
員として議会軽視を認めるわけにはいきません。

議員の皆さん、この専決処分に賛成することは瑕疵ある行為を認めることとなります。昭和55年9月16日  
の名古屋高等裁判所の事例では、普通公共団体の長のした専決処分に地方自治法第179条第1項、所定の  
要件を欠く瑕疵があっても、この議会の承認があれば瑕疵は治癒されるとした事例があるのです。議員と  
しての存在感を示すため、また議会の権威を示すためにも、今議案第58号へ反対の意思を示すよう訴えま  
して、討論といたします。

○小泉初男議長 他に討論はございますか。

3番、阿左美健司議員。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 反対討論から。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（横  
瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例）についてですが、私は反対の立場から討論させていただきます  
。

3月議会での町長の施政方針、6月議会では5月末にプロポーザルにて委託社が決定した。また、さら  
に9月30日、芦ヶ久保小学校でのお披露目のイベントで華々しいテープカット、そして10月11日、この条  
例施行、10月17日、第1回審査会という運びです。地方自治法第179条による専決処分は、今、5番、浅  
見議員もおっしゃいましたが、議会が機能していないときなど緊急時の専決処分です。

施政方針、3月予算議決から10月17日まで約7カ月の間に、6月と9月の定例会が2回ありました。ま  
た、町の将来をかけることになるかもしれない平成28年度の地方創生の目玉事業です。委託社が、リクル  
ートさんですか、立派なホームページをつくり上げるほどの時間もありました。きのうの一般質問の中  
でも情報公開についての質問で、安全な速度のスピード感という言葉、また法令遵守のスピード感とい  
う言葉を何度か答弁いただきましたが、今回の条例制定は、とても安全なスピード感という言葉が当ては  
まるとは考えられません。スピードという言葉を使わせていただければ、リミッターを振り切る、完全な



スピード違反です。予算議決後、条例制定をしないで事業を行うつもりだったのでしょうか。

以上、考えますと、町民を巻き込んでとかという割に、町民の代表である議会の役割を軽視していると言わざるを得ません。執行部と議会は両輪と言いながら、町長の今の質疑への答弁でも「知らしめた」という言葉がありましたが、町民に対して、よらしむべし、知らしむべからずということなののでしょうか。

以上のことにより、専決処分の承認に反対いたします。議員の皆さん、ご賛同をよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 他に討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例）について賛成の立場で討論いたします。

この専決については、臨時議会を開いていただければ何ら問題ないことと思っています。しかし、事業実施を急ぐ余りに事務手続を優先した結果として、議会軽視とも言える行動となったものであり、いかなる事業であっても役場は法律を守らなければならない立場であると思います。真に町民にとって価値ある事業ならば、なるほどしっかりしていただきたいと思っています。執行部の行動を見ると、町政の仕事の配分が少し偏っているのかなと感じています。全ての課の仕事を平等に、ひとしく目を見ていただきたいと感じています。お願いしたいと思っています。

この事業に反対するものではなく、成功することを願っているものですので、真に町民にとって価値ある事業となるよう努力していただき、町長はしっかり反省することをお願いいたしまして、賛成の討論いたします。

以上です。

○小泉初男議長 他に討論はございますか。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、私の考えを。何か中身より専決処分がいいか悪いかという、今議論になっておりますが、今ニュースが一瞬で世界を駆けめぐれる時代に、専決はしようがないのではないかと気がいたします。

ただ、今回は説明責任が、説明が非常に悪いと、説明責任ができていないということでございまして、私は、花咲山の管理道路は大変ひどい道路をつくっていただきましたが、100%国だから、どんどんやっていっていいというわけではございません。

ただ、忙しい時代、時間が早く流れる時代に専決処分はやむを得ないと。専決処分、大いに結構ということで、私は思っております。ただ、説明責任がなっていないということで、今回の議案は私は賛成でございます。

○小泉初男議長 他に討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第1、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第2、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第59号 専決処分の承認を求めることについてであります。横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の施行に伴い、緊急に横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要性が生じたため、平成28年10月11日付で横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第59号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にござらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の施行に伴い、委員報酬を定める必要があるため、一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、まず第2条についてであります。第2項第13号の次に「横瀬町官民連携プラットフォーム審査会の委員」を加えるものでございます。

次に、別表についてでございますが、報酬額・日額6,700円及び日額5,700円の区分中に「官民連携プラットフォーム審査会」を追加するものでございます。

次に、附則についてでございますが、条例の施行日を平成28年10月11日からとする旨を定めるものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第3、議案第60号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第60号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の一部改正に準じ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第60号の細部説明を申し上げます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきますので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づく人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布・施行されたことに伴い、当該条例について改正人事院規則に準じた規定とするため、一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、まず第1条についてでございますが、条文中の「第2項」の次に「第3項」を追加するものでございます。

次に、第5条についてでございますが、見出し中の「承認申請」を「承認の申請」に、第1項中の「承認申請」を「承認の申請」に改める字句の整理を行い、第1項中の「配偶者」の次に「(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)」を加え、第2項中の「申請した」を「申請をした」に改める字句の整理等をするものでございます。

次に、第6条についてでございますが、見出し中の「期間延長」を「期間の延長」に、同条第1項中の「第3条で定める」を「第3条の条例で定める」に、「期間延長」を「期間の延長」に改め、第2項中の「期間延長」を「期間の延長」に改める字句の整理をするものでございます。

次に、第6条の2についてでございますが、人事院規則の一部改正に準じ、第6条の次に「法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。」として加えるものでございます。

次に、第7条についてでございますが、見出し中の「承認取消事由」を「承認の取消事由」に改める字句の整理を行い、第1号中の「(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。)」を削り、第2号中の「第14条第2項第3号の規定により就業しなくなったこと」を「第14条第2項第3号に規定する特別休暇を受けることとなったこと」に改める字句の整理等をするものでございます。

次に、第9条についてでございますが、第1項中の用字の「事項」が誤字であるため、正当用字の「次項」に改めるものでございます。

次に、第11条についてでございますが、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する旨を追加規定するものでございます。

次に、附則についてでございますが、条例の施行日を公布の日からとする旨を定めるものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第60号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第61号 横瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第61号 横瀬町税条例の一部を改正する条例についてありますが、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 議案第61号の細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料を参考にごらんいただければと思います。

初めに、第10条の改正でございますが、こちらは平成27年12月11日の一部改正におきまして、引用条項のずれが生じておりました。第10条第1項中「第12条第4項」を「第11条第2項」に改めるものでございます。

内容といたしましては、「職権による換価の猶予」について、各月に分割して納付・納入させる規定において、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の町長が指定する月とすることができるという規定を第11条の「申請による換価の猶予」においても同様な取り扱いをすとした引用規定の部分でございます。

続きまして、附則の第10条の2第5項及び第6項の改正につきましては、平成28年3月31日の一部改正におきまして、町条例で定めることとなっている、乗すべき割合に錯誤がありまして、こちらを「3分の1」から「3分の2」に改めるものでございます。

第5項につきましては、太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギーの発電設備、第6項は風力を電気に変換する特定再生可能エネルギーの発電設備に対する割合でございます。こちらにつきましては、対象となるものがあつた場合に不利益を生じないように、附則におきまして適用日を平成28年4月1日としております。

続きまして、附則第20条の2の改正につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定を新たに整備するものでございます。当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得については、分離課税により個人住民税所得割が課せられるというものでございます。

この改正の背景といたしましては、昨年、台湾との間に「日台民間租税取り決め」というものが作成され、署名されたということでございます。こちらは日本国内における法的効力はなく、「租税条約等実施特例法」の適用もされないため、この取り決めの内容を日本国内で実施するための法整備を行ったというものでございます。特例適用利子等、また特例適用配当等でございますが、こちらは日本と台湾で国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体で台湾に所在するものを通じて日本国内において支払いを受ける利子等を特定適用利子等、同じく配当等を特例適用配当等というということでございます。

続きまして、附則第20条の3は、附則第20条の2としてありました「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例」を前条の新設による条ずれ及び引用条項の改正を行うものでございます。

附則第1項につきましては、施行日は平成29年1月1日でございます。ただし、附則第10条の2第5項及び第6項の規定は、平成28年4月1日からの適用となっております。

第2項は、附則第20条の2の規定の経過措置でございます。平成29年1月1日以降に支払いを受けるべき特例適用利子等、特例適用配当等に係る個人の町民税に適用するというものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 何点かよろしくお願ひします。

1つは、まずは12分の1の、これは2ページになりますが、先ほど説明があつた、これは法附則第15条第33項第1号イに定める設備についての町の条例割合ですが、これが平成28年3月31日にさかのぼり条例に定める、変わったとのことでありました。これは町の裁量でできる範囲がどこまであつて、3分の1というのが、3分の2とした点での理由を教えてくださいたいと思います。ほかの条例で見るときに、他の条例のときには、2分の1というふうなものも見受けられますので、ここを3分の2とした点での説明をお願いします。

それから、字句の修正というふうな点がありました。これは存在しない点での条項の訂正がありました。

字句の訂正等含めながらですが、先ほど説明の中で、ここによく見ながら調べていただきたいと思いますが、この線が引いてあるところなので、ここは字句の修正と見られたのですが、このところですね、12の9ページのところです。一番下の段になりますが、右だというと、現行第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条というのを、並びにと持っていく、かんまで持っていくのですが、その前段に附則第7条第1項が、これは重複しているのではないかと思いますので、この点はどうかというところでありませぬ。

それからあと、条文の書き方の点なのですが、ここで、これは省略の扱いをしているというか、この外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、以下これは条例等という形で、免除法ですか、外国居住者等所得相互免除法というふうにいつていますが、そのほかに対して、また出てくるページがあるので、この使い方についてどうかという、ここで免除法と書いてあつてしまえば、あとは全部それでいくのではないかなと思うのですが、その点については、この条例の扱いについては、どういうことになっているのかについての説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、附則第15条第33項第1号の関係でございますが、こちらの地方税法の附則によりますところは、まずイの部分ですが、こちらは太陽光発電設備のうち電気事業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするということの条文でございます。こちらを3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲の中で、町条例で定めなければいけないということございまして、これを今回うちのほうで3分の2といたしましたのは、近隣の町村等の条文と同じ率に、同様な扱いの率にするよう、近隣の状況を見まして、この3分の2とさせていただきます。

同じく附則第15条第33項第1号口による規定の設備でございますが、こちらは先ほどの風力発電設備に係るものでございます。こちらのほうも課税標準額をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするということで、こちらも同じように3分の2に改めさせていただいたわけでございますが、こちらも近隣の町村等の状況を見ながら定めさせていただいた割合でございます。

それから、資料としてお配りいたしました、この新旧対照表の9ページのところでの附則第7条第1項並びに以下、線が引いてあるところでございますが、大変申しわけございませんでした。これはご指摘いただきましたように、この附則第7条第1項という部分は、ちょっと二重になっていると思われませぬ。訂正をお願いしたいと思います。最初の並びにの前の下線が引いてある並びに附則第7条第1項の前の附則第7条第1項の部分は訂正して削除していただければと思ひませぬ。申しわけありませんでした。

それから、略称の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、例規をつくる際に省略や略称等を用いるルールがございます。税の改正に当たりましては、実際の作成については、総務省から示す準則に基づいて改正文を作成しているところでございます。ほぼ今回の改正文におきまして、準則どおりの改正をして

おりますので、間違いはないものと思ひ、今回のような表記をさせていただいているところでございます。考え方としましては、この改正文中省略がなく、繰り返し表記をしているということにつきましては、この部分は、今回読みかえ規定の部分でございまして、読みかえられるもとのほうの条文は実際には書きかえがされていないために、読みかえをする側の条文で、その該当する法律を明確に示す必要があるため略称を用いないものというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に多岐にわたって、なかなか条例文というのは、読み解くのが難しいところがあると思ひます。そして、この条例を改正するに当たって、今回等を含めて条項の改正だとか、あるいは字句の調整が出てきます。今回見た中でも、こういう点が幾人かでチェックしているであろうけれども、また出てくるといふような状況であります。これに対して新たな条例等をつくるときの、間違いのないよふにということのチェック体制というか、それについてどのように考えていて、今後瑕疵のないよふな案をつくっていただきたいと思ひますが、そこら辺の考えを示していただきたいと思ひます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 複数でチェックをするよふ、また読み合わせ等するよふ心がけ、間違いのないよふに努めさせていただきたいと思ひます。今回また新旧対照表資料でお配りしたものの間違いであったわけですが、資料につきましても、同じよふに複数の目で見、読み合わせ等して作成していきたいと思ひます。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 チェックの体制につきましては、税務会計課長からも話がありましたが、町役場全体につきましても、浅見議員のご指摘も踏まえまして、さらなるチェック体制を適正に行っていきましよう、改めて見直しをしていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第61号 横瀬町税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。



〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第62号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第62号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 議案第62号の細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料を参考にござんいただければと思います。こちらの特例適用利子等及び特例適用配当等に係る改正に伴う改正でございます。

初めに、附則第10項につきましては、国民健康保険の被保険者に係る所得割額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者に係る所得割額の算定について、それぞれに特例適用利子等の額を含めること、並びに軽減判定に用いる所得金額に特例利子等の額を含めることの規定を新たに整備するものでございます。

同じく附則第11項におきましても、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を算定する際に、それぞれ特例適用配当等の額を含めること、並びに軽減判定に用いる所得金額に特例適用配当等の額を含めることの規定を新たに整備するものでございます。

附則第12項、第13項は、附則第10項としてありました「条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」及び附則第11項としてありました「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」が前2項の新設による項ずれを起こし、それを改正するものでございます。

附則第1項につきましては、施行日は平成29年1月1日でございます。

第2項は、改正後の附則第10項及び第11項の適用区分でございます。

平成29年1月1日以降に支払いを受けるべき特例適用利子等、特例適用配当等に係る国民健康保険税に

ついて適用するというものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第62号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第63号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第63号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第63号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。お配りしてございます、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表（1）備考第1項につきましては、地方税法に規定する、市町村民税の減免があった場合の算出方

法及び所得割額の計算に当たっての適用除外について規定をしております。今回地方税法の改正により改正をするものです。

備考第2項につきましては、字句の整理のため改めるものです。

備考第3項と別表(2)備考第5項につきましては、利用者負担額の減免の国の基準について規定しておりますが、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正により、減免の国の基準の改正が多々見込まれますので、迅速に対応するため、施行規則で規定したいために削るものです。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する旨、附則で定めるものです。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点説明をお願いします。

今あった中で、別表1の別表の備考の3の項目ですが、ここでは第2層から第5層までの世帯であって、第2子以降についてということと、それから2人目以降、それから3人目以降、これは条例でなっているところではありますが、ただいまの説明によりますと、国の基準が認められるため、施行規則で行っていくということでもあります。いい方向に進めば、なるほどという感じはします。規則で条例から外れる中で、見えないところで、これは失礼かもしれませんが、負担を強いるということはないかどうかについて危惧しますので、そこのところについての説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 先ほどのご質問でございますが、減免の国の基準につきましては、利用者に不利益がないよう施行規則で定めてまいりたいと思っております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○5番 浅見裕彦議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第63号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第64号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第64号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども医療費の支給対象年齢を18歳までに拡大したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第64号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。お配りしてございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第1号につきましては、子ども医療費年齢の支給を18歳までに拡大することに伴い「子ども」の定義について「18歳に達した日の属する年度の末日」に改めるものです。

第3条第1項につきましては、対象児本人が社会保険の被保険者になることも想定されますことから、「被保険者」を加えるものです。

同条第2項第3号につきましては、第2条第4号の規定との統一性を図るため、改めるものです。

第4条第2項につきましては、対象児の医療費の受給資格期間を「18歳に達した日の属する年度の末日」に改めるものです。

この条例につきましては、平成29年1月1日から施行するものです。

また、この条例の施行の際、登録を受けている者は、改正後についても、登録を受けた者とみなす旨と、対象児の医療費の受給資格期間の「18歳に達した日の属する年度の末日」までの拡大については、平成29年4月1日以後の診療に係る一部負担金等の支給からとなる旨を附則で定めるものです。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 子ども医療費が18歳までということで、非常によいことだと思います。反面、厚生労働省が、国に対して、上乘せをやっているところに対して罰則措置、国保の国庫負担減額というのが出

されているところであります。厚生労働省は、これは12月1日の朝日新聞であります、社会保障審議会、こども医療費に対する助成を促すよう方向転換する考えを示したとあります。独自の助成をしている自治体、横瀬町も含めて、こういう高校生までというのは、国の方針に対して非常に上乘せをしている、これに今、国民健康保険の補助金を減らすペナルティーとあります。これに対して横瀬町が、今幾ら国庫補助が来るのに対して、この罰則規定というか、ペナルティーが幾ら影響されているのか。また、これを広げることによって、町にどのように影響があるのかについてと、もう一点、今こういう新聞情報等いろいろ言っていますが、だんだん、だんだんやるのかな、やるのかなが、あと後退しているような状況があります。そこら辺について今把握している点がありましたら、この状況について説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、国保事業にかかわることですので、私のほうから答弁のほうをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、横瀬町は独自の取り組みとして、地方単独事業としまして、こども医療費の助成事業等を実施しております。国では、地方単独事業によりまして、一部負担金が減額をされる場合、一般的に医療費が上昇する波及増分につきましては、地方公共団体のほうで負担するという、国庫の公平な配分という観点から療養給付費等の負担金等を減額調整措置を実施している現実がございます。

その中で今ご質問にありました、平成28年度の町の助成に基づいて減額措置がどの程度されているかということのご質問ですが、平成28年については、およそ概算でございますけれども、50万円程度であるというふうに見込んでおります。また、平成29年度におきまして、対象年齢が15歳から18歳までに引き上げられることを見込んで、含めた場合について考えますと、概算で5万円程度ふえるということで、総額で55万円程度であると見込んでおります。

もう一点、減額調整措置の解消に向けた国の動向、それから今後の方向性ということのご質問でございますが、こども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直しにつきましては、平成28年6月2日に閣議決定をされました日本一億総活躍プランにおいて、子供の医療費制度のあり方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について、見直しを含め検討し、年度末までに結論を得ることとされております。このことを踏まえまして、厚生労働省の社会保障審議会の医療保険部会で検討を何度かされているようです。11月30日に開催されました医療部会におきまして、一部の減額措置について廃止をすると、見直し案が提示されたことについては承知をしておるところでございます。今後につきましては、国で細部のほうを詰めていくことになると思っておりますので、その動向につきまして、注視をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第64号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第65号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第65号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例についてであります。学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第65号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。お配りしてございます、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、学校教育法の学校の定義が改正されたことに伴うものです。

義務教育学校とは、9年間の小中一貫教育の学校であり、中等教育学校とは、6年間の中高一貫教育の学校です。

第2条第1号につきましては、義務教育学校後期課程に対応するため、入学の後に就学を加え、入学等する学校について、義務教育学校前期課程、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を加え、字句の整理を行うものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第65号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時04分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第66号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第66号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,883万5,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,218万円とするものであります。

主なものは、まず歳出であります。臨時福祉給付金支給事業及び管外保育等運営支援事業において増

額計上し、中学校高圧受電設備改修事業にあつては、入札差金分を減額計上しております。

一方、歳入では、臨時福祉給付金支給事業費相当額を国庫支出金に増額計上いたしました。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第3号）でございますが、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時21分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願ひいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。質疑はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 宮原でございます。

4ページの最後のところですが、債務負担行為の中で、コミュニティー運行ということでありますけれども、現在走っているコミュニティバス「ブコーさん号」の状況とか、新たにどのようなところを走るのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 ご質問にお答えいたします。

現在運行しているブコーさん号でございますが、月平均650人程度の乗降客に利用していただいております。昨年度と比べて、やはり今年度から有償運行になりましたので、15%から20%くらい乗降客が減少しております。

それから、新たな運行コースということで、ご質問いただきましたが、現在の運行につきましては、関東陸運局に登録をしております、その期間が平成30年3月14日までという期間で登録ができておりました、その間は特にコース等の変更はできないものと認識しております。その後の運行につきましては、昨日一般質問でお答えいたしました、さらに2年間の登録をすることになりますが、その時点で、よりよい交通機関を設営できればいいのですが、それはかなり今は厳しいという考えではあります。ただ、その間に町政懇談会や住民アンケート等を活用しまして、町民がどのようなブコーさん号を希望しているのかということ、そこらからいただきまして、次回か、またさらにもう一回先の登録方針の際に抜本的に見直しをして、よりよい交通施策ができるように考えていきたいと思ひます。

以上です。



○小泉初男議長 再質問ございますか。いいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。

2点ございます。1点目が10ページなのですが、先ほどうららかよこぜ推進事業、報償品ということで、ふるさと納税の返礼品というか、その推進的なことなのだと思うのですが、こちらのふるさと納税は、町長のお考えとしては、この町に対する愛、横瀬愛の延長で集めようと、私も大賛成でございます。余り返礼品が行き過ぎている自治体はかなりありますけれども、そういった形というのは、余り賛成でない。その一方で、実際にかんりの率の高い返礼品を出している自治体も、この付近でもございます。

そういった中で、ここの部分でふるさと納税の、過去にもお聞きした部分があると思うのですが、マイナス分というか、町からほかに行ってしまった分というのは把握されているのですか、町民の方で。または、それが把握されていれば幾らかということと、あともう一点が、16ページなのですが、教育費のところなのですが、横小教育振興事業、その下の横小児童援助事業、学校のこういった道具等、教育委員会のほうで出しているということでもあります。その一方で、これも過去にも何度か申し上げさせていただいているのですが、PTAのほうの費用で負担している物品等も実際でございます。かなりPTAの支出の中身を精査してみると、これは本当にPTAで払うべきなのかどうかという部分が際どいところがございます。

根本に戻ってみれば、子供たちのためにという精神であれば、町で出そうと、保護者が出そうと、ある意味受益者負担的な意味で、PTA会費から出すのも当たり前なのかなという考えもございますけれども、今後PTAというものの自体が成り立つかどうか。そしてまた、子供たちが減っている以上、家庭数も減っていますので、その会費等も集められるかどうか等含め、なかなか今後厳しい運営になっていくと思われる、そのPTAの支出の観点から明確な町で負担するもの、またPTAで負担するものという明確な基準等というのは持たれているのでしょうか。

また、それに関連してなのですが、学校のほうからも、これを教育委員会のほうに出してくれと言いつらい環境というのも現実あると思うのですが、そういった中でどういう形で、そこのやりとりを、実際に必要なものというのが何なのか。そして、それがどういうものがあって、どこで負担をするべきなのかという、そういった過程というのはどういうふうな形で精査をされているか、そのあたりをお聞きいたします。よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 ただいまのご質問につきましてご回答させていただきます。

横瀬小学校の教育振興事業ということで、うちのほうは、こういう予算を立てております。そしてまた、PTAさんにつきましても、独自で会の運営と、あといろいろそのほかのことで、学校のほうにもいろいろご協力をいただきまして、よりよい学校にいつもしていただきまして、ありがとうございます。

先ほどのご質問の中で、ちゃんと分けというようなものにつきましては、実際問題ございません。そ

れで、私も今ご質問していただきまして、そういうこともあるのかということ、今判明して、ちょっとおくりてしまいましたが、今後につきましては、一応そういうある程度の区分けというか、当然教育委員会のほうで、ちゃんとそういうことを、お金を出すべきものも、もしまじっていると困りますので、そういうときは、また密接に話し合いながら、ご相談していただきながら決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 ご質問、私のほうからは、横瀬町に住んでいる方で、よそにふるさと納税をされて、横瀬町の住民税の部分で控除を受けて減額できるということでございます。その件数につきましては、平成28年度の課税につきまして39件、額にしまして149万6,335円の控除を行っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 ただいま税務会計課長より説明させていただきましたが、その町の住民税から補填をしている分につきましては、国のほうで特別交付税の措置を受けられることになっておりますので、今の金額が丸々町からの持ち出しということではないということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○1番 向井芳文議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。

さっきの向井議員のところに近いのですけれども、16ページの横小児童援助事業のところ、教育の扶助の人数がふえたという話がありましたけれども、当初見込んでいた人数から何人ふえて、結果的に何人ぐらいになりそうところを見込んでいるのでしょうか、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 それでは、お答えさせていただきます。

当初37名を予定しておりましたが、実際46名にふえております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○3番 阿左美健司議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 幾つかお願いします。

最初は、10ページであります、先ほどの地域乗合バスの路線確保対策費の補助です。赤字の点があつて、今年度超過したということなのですが、予算で見ればいいのですが、年度当初幾ら予定していて、これが39万7,000円ふえて幾らになったのかという点であります。なお、これについては、どこでこの金額

をするか。言われるままという言い方はおかしいのですが、一定の決まりがあって、こういう形で払っているというのであれば、そのところをお願いしたいと思います。

それから、11ページであります、臨時福祉給付金2,400万円ということですので、これはどういう支給の中身なのかについてであります。

それから、3つ目が12ページであります、地域子育て支援事業ということで、商品券購入費があります。父母の要望等によって前倒しということで、商品券の購入ということですので、これは新年度予算で措置すべきなのか、あるいは今年度でやるかということだと思いますので、そこら辺の考え方について説明していただきたいと思います。

そして、14ページですが、茶・地域特産物振興総合対策事業費県補助金ということで、先ほど振興課長のほうの説明で10分の3の補助ということでありました。補助が18万円とすると、10分の3だと、これだと2分の1に見えるのですが、既に措置されているので、36万円を補助するの、補正をするの、どうかについてであります。

もう一点が、教育委員会の関係で、これは工事請負費のということで、入札差金というふうな点がありました。片っ方では高圧受電の当初が、体育館裏にあったので、動いたのでということであります。これは明らかにできれば結構ですが、設計金額、それから入札金額、これでということで、この金額がこれで減額、工事請負費から出たという点についての説明です。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、地域乗合バス路線確保対策費補助金、10ページのところでございます。当初予算が982万5,000円でした。今回39万7,000円の補正をお願いしまして、補正後の金額が1,022万2,000円となります。こちらが路線バスの事業者に町から支払う補助金でございます。これに対して県のほうから同じ県の地域乗合バス路線確保対策費補助金が225万5,000円見込まれています。それから、この差額についての国からの特別交付税の補填額が、これは見込み額ですが、596万4,000円となっていて、支出から歳入を引きますと、町の一般財源が200万3,000円ということが計算上は求められているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 11ページの臨時福祉給付金、経済対策分として2,400万円でございますが、これは平成31年10月から消費税が10%になるわけですけれども、その前、平成31年9月までの2年半分ということで、2年半分を一括で交付するというものになっております。お一人1万5,000円、また収入のある方につきましては、住民税が非課税の方、町では一応1,600人の方を想定して計上しております。

以上です。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 入学祝い金支給事業につきましてですが、今回アンケート調査等の要望が高かったということで、実施時期を早めるわけでございます。確かに会計上、会計年度をまたがりますので、やりにくい部分、課題等があります。支給事業、3月に1カ月早める計画を立てております。会計年度、

支障がないように3月中に申請していただくよう周知を徹底したりして、受給者に不利益が生じないように行っていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 14ページの茶・地域特産物振興総合対策事業費県補助金でございますけれども、これは県費の補助が10分の3、それから町のほうの補助として10分の3、残りの10分の4を組合のほうで負担ということになってございますので、歳入のほうは県補助金分、歳出は市町村の持ち出し、補助金分を含めて36万円ということになってございます。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 設計額は、ちょっとわからないのですが、当初予算が1,821万2,000円で、補正後の予算が1,025万7,000円となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○5番 浅見裕彦議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第66号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第67号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第67号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万9,000円を増額し、今年度予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,356万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時46分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 10ページです。出産育児一時金です。出産育児一時金が当初予算に対して足りなかったということで、これは明るい兆しではないのかなというふうに思いますが、その見方でいいのかなのです。一時金、これは何世帯分というか、そういうので見ると、これで割り戻してみると、今年度の横瀬町の出生はふえてきていると、予定よりもですね。町がよくなっていると思えると思うのですが、どうでしょうかということです。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

当初予定を見込んでいた件数につきましては7件、それで今、母子手帳の出ている人等、11月末現在で確認したところ、9人の方が出ておりますので、その差額分について補正をさせていただいたということでございます。

あと、出生数の実績の関係なのですが、ここのところ数年間の実績のほうを申し上げますと、平成25年については、全体で55、それからうち国保については7名、比率でいうと12.7%になります。平成26年については、全体で57人、うち国保のほうは6名ということで10.53%、それから平成27年につきましては、全体で50人、うち国保のほうは8名ということで16.0%でございます。平成28年については、まだ全体の数字は把握してございませんので、国保のほうでは、先ほど申したように9名というような状況でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○5番 浅見裕彦議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。

済みません。また、人数なのですけれども、9ページの一般被保険者高額療養費のところですが、685万円の増額でありますけれども、実際この療養費を受けられている方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 9ページの一般被保険者高額療養費の人数の関係なのですが、高額療養費につきましては、今までの実績の数字は出てくると思うのですけれども、いわゆる月々の支払額のトータルを、4月から9月までの数字を、とりあえず平均値を出して、それで3月までの見込みということで、計算をさせてもらっておりますので、人数というのは、この部分では出てこないというのが現状でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○3番 阿左美健司議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第67号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第11、議案第68号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第68号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万1,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,261万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第68号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎陳情第3号の上程、説明、委員会付託

○小泉初男議長 日程第12、陳情第3号 町道3009号線工事についてを議題といたします。

陳情書につきましては、事務局長をして朗読いたさせます。

○富田芳夫事務局長 それでは、朗読をいたします。

平成28年10月1日

横瀬議長 小泉初男殿

提出者 新井孝敬

### 要 望 書

#### 町道3009号線工事について

仲秋の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、第1区行政区の運営推進にあたりまして、格別なご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当区内町道3009号線は道幅が大変に狭く、日常生活に幾多の支障を来たしているところであります。さらには、有事緊急時の際に、消防自動車や救急車の出入りが出来ない状況であり、誠に深刻な地域課題の1つとなっております。今や車社会の到来以来、車そのものが社会生活に不可欠なものとなっております。

このような地域の実情をご賢察賜りまして、生活道路の整備充実のために、事業推進をいただきますよう、願望いたしているところであります。

つきましては、町当局におかれましては、財政事情の誠に厳しい状況下とは存じますが、是非共当区内の道路状況をご理解いただき、特段のご配慮によりまして、生活環境基盤の整備充実に努められますよう、早期に万全な対策を実施していただきますようお願いを申し上げます。

なお、当町道改良工事に対します地権者皆様方への交渉及び推進確約につきましては、地元で責任を持って対応いたしますので申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の朗読を終わります。

それでは、本陳情第3号の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと思います。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 町民から出ました陳情第3号でございます。所管の産業建設常任委員会に付託をして十分に審査をお願いしたいと思います。そのような取り扱いでよろしくお願ひしたいと思います。

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

ただいまご発言がありましたように、この陳情第3号につきましては、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。



休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○小泉初男議長 ただいま5番、浅見裕彦議員から、発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 追加日程第1、発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 それでは、所得税法第56条の見直しを求める意見書について提案理由を説明いたします。

9月議会で所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出しましたが、皆さんの意見を聞きながらいったところ、見直しだったらということでありましたが、事務手続上がうまく進みませんでした。そういうことで、この請願をした秩父民主商工会の会長さんともお話ししながら、見直しでもいい、ぜひ進めていただきたいということでありましたので、今回は所得税法第56条の見直しを求める意見書ということでの発議をするものであります。

提案理由としましては、所得税法第56条は、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と規定していて、税法上、必要経費として認められていません。

このため横瀬町議会議長の名において本意見書を内閣総理大臣等に提出するよう発議するものでありま

す。

意見書（案）については、所得税法第56条の見直しを求める意見書ということで、次ページに載せてありますので、よろしく申し上げます。

ぜひご賛同ください。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程中の発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書について、賛成者として一言、皆様方をお願いしたいと思います。

先ほど5番の浅見裕彦議員が説明をいたしましたとおり、この件につきましては、去る委員会の中でも審議を行いました。その当時は、所得税法第56条の廃止を求めるということでありましたが、今回はその審査過程を踏まえまして、見直しを求めることでどうだろうかという意見がありましたので、前回の請願書より簡略にした内容での意見書の案でございます。

私も、前回も廃止を求めることについても賛成をした一人でございますので、これを見直しを図っていただくように何とかお願いしたいところでございます。国のほうも、毎年、毎年この時期には税制調査会を開きながら、新しい年度の税をどういうふうにしていくか、いろいろ議論をするところではありますが、ぜひこの所得税法の関係につきましても、国のほうで見直しを図っていただきたい、そのように思っております。

ぜひ議員各位の皆さんのご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、賛成者としての発言にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、反対討論からお願いいたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原みさ子でございます。所得税法第56条の見直しを求める意見書に対して反対討論いたします。

所得税法第56条の見直しを求める意見書ということではありますが、前回の議会では見直しが妥当と考えると私発言いたしました。この法第56条について、現時点で著しく不合理であることが明らかとは言えません。

いろいろな諸事情が変化したとしても、この法第56条を廃止するか、また見直しをするか、またどのよ

うな内容の改正をするかについて、立法府の判断をまつべきであり、地方議員の私たちがどうこう言う立場ではないと考えます。

よって、この所得税法第56条の見直しを求める意見書に対しては反対いたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 他に討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第1、発議第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○小泉初男議長 起立少数です。

よって、発議第2号は否決することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

---

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りをいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成28年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

署 名 議 員 浅 見 裕 彦

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫